



先端政策分析研究センター

The Research Center for Advanced Policy Studies

CAPS POLICY DISCUSSION PAPER

Policy Discussion Paper No.23-02

京都大学経済研究所シンポジウム
「東日本大震災における原発事故による福島の損害賠償と復興
～これまでの歩みとこれから～」

松浦重和
大塚直
大坂恵里
北郷太郎
鎌田薫
新居泰人
小沢晴司
木村直人
高橋大樹
長谷山美紀
山下恭範

2043年2月17, 18日



KYOTO UNIVERSITY

KYOTO, JAPAN

京都大学経済研究所シンポジウム「東日本大震災における原発事故による福島の損害賠償と復興
～これまでの歩みとこれから～」

(開催趣旨)

東日本大震災による福島第一、第二原子力発電所の事故については、平成23年3月11日の震災発災から既に約13年弱が経過しています。この事故によって、事故を起こした東京電力はもちろんのこと、国（立法府、行政府、司法）、地方公共団体、多くの民間企業や各種団体等、さらには、被災された住民や国民全体が多大な影響を受け、それぞれが様々な対応や対策を図ってきたものの、未だ避難を余儀なくされる被災者・被害者がおられる状況にあります。

京都大学経済研究所においては、今般、発災から約13年が経過したこのタイミングにて、特に原子力事故による損害賠償や福島県等における復興に向けたこれまでの歴史や様々な取組等に焦点をあて、広く国民に分かりやすい形でファクトを示し、登壇者等の間のパネル討論を通じて今度の検討課題や論点を洗い出し、さらに将来に向けての示唆や教訓を得ることまでを狙って、アカデミアや現場の対応等に関わってこられた方々によるシンポジウムを企画いたしました。その議事録を、以下の通り記録としてまとめさせていただきます。

(京都大学経済研究所 先端政策分析研究センター 特定准教授 山下恭範)

～・

(議事次第)

日時：2024年2月17日(土) 14:00-17:00、2月18日(日) 09:30-12:30

場所：京都大学 国際科学イノベーション棟 シンポジウムホール

当日プログラム・登壇者

2月17日(土)

開会あいさつ 西山慶彦 京都大学経済研究所長・教授

概況説明 山下恭範 京都大学先端政策分析研究センター・特定准教授

第1部

基調講演①「中間指針と原賠ADRセンターによる福島原発事故の被害者救済の実績と課題」

松浦重和 文部科学省研究開発局 前・原子力損害賠償対策室室長代理

基調講演②「福島における原子力損害賠償の法的意義と今後の課題」

大塚直 早稲田大学法学部教授・原子力損害賠償紛争審査会 前会長代理

話題提供①「福島第一原子力発電所事故による被害と賠償の実態」

大坂恵里 東洋大学法学部法律学科教授

話題提供②「原子力損害賠償の国際的な歴史の歩みと福島原発事故における原子力損害賠償に対する国際的な受け止め」

北郷太郎 OECD/NEA 運営委員会副議長・原子力法委員会副議長／IAEA 国際原子力賠償専門家グループ委員他

第2部

パネルディスカッション「福島の原子力損害賠償の現状と課題、今後の展望について」

- 鎌田 薫 早稲田大学前総長・原子力損害賠償紛争審査会 前会長
松浦重和 文部科学省研究開発局 前・原子力損害賠償対策室室長代理
大塚 直 早稲田大学法学部教授・原子力損害賠償紛争審査会 前会長代理
大坂 恵里 東洋大学法学部法律学科教授
北郷 太郎 OECD/NEA 運営委員会副議長・原子力法委員会副議長／IAEA 国際原子力賠償専門家グループ委員他
山下恭範 京都大学先端政策分析研究センター・特定准教授

2月18日(日)

第1部

基調講演 「これまでの福島復興の取組と今後の課題」

新居 泰人 内閣府福島原子力事故処理調整総括官(元 福島相双機構 専務)

話題提供①「除染とふるさと～復興に向かう浜通りの点描～」

小沢 晴司 宮城大学教授・福島大学客員教授・広野町夢大使・元環境省福島環境再生本部長

話題提供②「福島における教育研究に関する新たな取組」

木村 直人 福島国際研究教育機構理事

話題提供③「なぜ今、福島浜通り地域が一番熱いのか。」

高橋 大就 一般社団法人 NoMA ラボ代表理事・一般社団法人東の食の会専務理事・福島浜通り地域代表

第2部

パネルディスカッション「福島の復興・新たな街づくり・コミュニティづくりなどの今後の展望」

長谷山 美紀 北海道大学副学長・大学院情報科学研究院長

新居 泰人 内閣府福島原子力事故処理調整総括官(元 福島相双機構 専務)

小沢 晴司 宮城大学教授・福島大学客員教授・広野町夢大使・元環境省福島環境再生本部長

木村 直人 福島国際研究教育機構理事

高橋 大就 一般社団法人 NoMA ラボ代表理事・一般社団法人東の食の会専務理事・福島浜通り地域代表

山下恭範 京都大学先端政策分析研究センター・特定准教授

閉会あいさつ

溝端佐登史 京都大学経済研究所特任教授、先端政策分析研究センター長

司会 宇南山卓 京都大学経済研究所教授、先端政策分析研究センター副センター長
(二日間)

2月17日（土）

宇南山氏（司会） 皆様、本日はお忙しいところご来場いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、京都大学経済研究所シンポジウム2024、「東日本大震災における原発事故による福島の損害賠償と復興～これまでの歩みとこれから～」を開会いたします。本日の司会進行を務めます、京都大学研究所教授、先端政策分析研究センター、副センター長の宇南山卓と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今回のシンポジウムは、本日と明日の2日間にわたって、本日は福島の原子力損害賠償について、明日は福島の復興やまちづくりをテーマに、本日ご列席の方々にご講演や話題提供をいただくとともにパネル討論を行う予定となっております。なお、本日の講演、パネルディスカッションは、関係者以外の録音、録画等の複製行為はご遠慮いただきますようお願いいたします。ご協力をお願いいたします。また、本シンポジウムの記録と報道のため、関係者による録音、撮影を行いますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願いいたします。本日の閉会は17時を予定しております。長丁場となりますが、皆様、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、初めに主催者を代表いたしまして、京都大学経済研究所教授、西山慶彦より開会のご挨拶を申し上げます。それでは、西山先生、よろしく願いいたします。

西山氏 ただいま紹介いただきました、経済研究所、所長を拝命しております西山慶彦と申します。本日はお忙しい中、また、少々ひんやりする中、このシンポジウムに足をお運びいただきまして誠にありがとうございます。主催の経済研究所を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

経済研究所は、京都大学に1962年に附置された経済学の研究機関でございまして、これまで、経済学の中でも特に基礎理論を主に経済学に関する研究を行ってまいりました。2005年に先端政策分析研究センター、CAPSと、そういうふうに通称を申しますが、こういうセンターを附置いたしまして、実際に政策実務にかかわる国家公務員の方々に数年間、まあ、2、3年が多いですけれども、先生方に来ていただきまして政策研究を進めていただくという、そういうユニークな活動をしてまいりました。来年で実はちょうど20周年ということになるわけですが、このセンターでは政策研究は行うことはもちろん、これまでも研究の社会発信の一環として時宜を得た政策課題、あるいは、テーマを取り上げまして、シンポジウムを開催してまいりました。本年度は、昨年6月に、新型コロナ政策を振り返るというテーマで、経済学、政治学、倫理学といった幅広い講演者をお迎えして開催いたしました。

今回は、東日本大震災における原発事故による福島の損害賠償と復興と、こういうテーマで開催をいたします。ご承知のとおり、東日本大震災は非常に甚大な被害をもたらしまして、今も多くの方々が現地での以前の日常生活に戻れないという状況を余儀なくされております。今回、このシンポジウムを始める前に、まず、そのような皆さんの苦しみに思いを馳せ、また、無念にも犠牲になられた多くの方々のご冥福をお祈りいたしまして黙祷をささげたいと思います。どうぞ、ご協力をお願い申し上げます。ご無理のない範囲で結構ですので、皆様、ご起立をお願いできますでしょうか。ありがとうございます、それでは黙祷。

会場 (約1分間の黙祷)

西山氏 ありがとうございます。どうぞ、お直りいただき、ご着席ください。どうもありがとうございました。

さて、2020年の春頃から新型コロナウイルス感染症が約3年強にわたって猛威をふるい、私どもの経済、あるいは、社会生活に甚大な影響を与えました。また今年も、まだ記憶にも新しいですが、年初に能登で大きな地震がございました。京都でも、結構な揺れを感じました。この結果、まだ復興のめどは全く立っていないという状況でございます。われわれ、常に様々なリスクにさらされているということで、高度にネットワークの進んだ現代社会には、非常にこういう厄災、災厄に対してレジリエントな社会をきちんと構築するということが非常に重要な課題だということは改めて思い知らされます。

今回は、シンポジウムタイトルにございますとおり、2日間にわたりまして、東日本大震災の福島損害賠償、そして、復興にかかわってこられたさまざまな立場の方々から、多様な視点で話題提供をいただけることとなっております。初日となる本日は、福島の原子力損害賠償をテーマとし、明日は福島の復興、まちづくりをテーマといたします。本日、会場にお越しいただいている皆様は、関西在住の方が割と多いかと思えます。他方、オンラインにて参加いただいている方々は、福島はじめ東日本に在住という方も多くいらっしゃるというふうに向っております。西日本に在住の方々にとって、私も含めてとなりますけれども、福島という土地は必ずしも身近な場所ではないという方も多いかと思えます。福島にいらっしゃるの方々にとっては、約13年間を経過した今でも非常に大変なことになっているということで、原発事故によって大きな損害をこうむった実情、現状、あるいは、課題に対して、その受け止めや理解、認識といったものに少なからず違いはあるかもしれません。その意味では、今回のシンポジウムにおいては、福島の実情を客観的、かつ、多くのエビデンスに基づいて多様な視点で話題提供いただける多くの登壇者にお越しいただくとともに、パネルディスカッションを通じて多様な視点からご議論いただけることが少しでも全体の認識の共有、あるいは、お互いを理解し合えることにつながるのではないかと期待しております。

我々一人一人が、まだ過去とはいええないかもしれませんが、今回の13年前の震災の歴史を振り返りながら、しっかり現状、実情を認識、理解して、そして、現在何ができるか考えるとともに、今後の在り方、それから復興の進め方、よく考えて、そして、さらに次の世代がきちんと知として生かせるように記録として残すということは私どもの責務であろうと考えております。このシンポジウムが、そのような機会になることを切に希望しております。今回は客観的、かつ、多くのエビデンスを皆様と共有することを優先させていただきますので、会場やオンラインで参加される皆様からのご意見等は、会議中フィードバックというかたちではなく、会議終了後にアンケートというかたちでお伺いさせていただこうと考えております。あらかじめ、ご承知おきいただきますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。本日、明日、両日も約3時間の長丁場となりますけれども、ぜひ、このシンポジウムを通じて福島の実情に対する皆様のご理解が深まることを期待して、私からのご挨拶とさせていただきます。この2日間、どうぞよろしく

お願い申し上げます。

会場 (拍手)

宇南山氏 (司会) 西山先生、ありがとうございます。続きまして、京都大学経済研究所、先端政策分析研究センター、特定准教授の山下恭範より、「福島等における損害賠償と復興について」と題して、概況説明をさせていただきます。これは、こののち、多くの登壇者の方々に講演や話題提供いただくに先立ちまして、原子力発電所の事故や、その後のさまざまな変遷に関して、基礎的な経緯や状況を共有させていただくものです。それでは、山下先生、よろしく願いいたします。

山下氏 宇南山先生、ご紹介をいただきましてありがとうございます。それでは、冒頭、短めでございますけれども概況説明をさせていただきます。まず福島等と、あえて等と書いておりますのは、福島以外の地域にもかかわりが多ございますので等とさせていただきましたが、損害賠償と復興の概況説明をさせていただきます。

まず、フライヤーのビラ紙でございますが、皆様にもお配りさせていただいているものです。さて、本日ご紹介をさせていただく内容ですが、損害賠償と復興、再生につきましては、のちほど、登壇者の方より詳しくご説明いただけるものでございますので、それらに共通することとして、避難を中心とした内容や事故後の変遷などを、歴史の経緯も含めながら、簡単にご紹介をさせていただきます。

次に避難の部分でございますが、まずは、これ、福島県でございます。ぱっと見ても、なかなかご存じない方はわかりづらいかもしれません。右下にございますように、実は全国で3番目に広い、非常に大きな県でございます。かつ、ざっくり三つの地域に分かれております。浜通り、中通り、会津と三つの地域に縦にちょうど南北に地域を大体構成してございますけど、真ん中に阿武隈高地、山脈がございますが、両側が比較的平野になっている、そういう県になってございます。ちなみに、本日会場に参加いただいている方々は、この概況説明に関しては数多くのパネルを展示させていただいておりまして、それでもご覧いただけますことを申し添えます。次の資料は、事故の影響を端的に書いてございます。ここに書かれていること以外にも事故による影響は多岐にわたりますが、特徴的なことが記載されております。当然仮設住宅での暮らしが非常に長かった。今はもう、仮設住宅っていう状況はないと聞いてございますけれども、ただ、避難生活はまだ続いていらっしゃる方がそれなりにたくさんいらっしゃいますし、放射線と健康管理の問題、ずっと、ご理解が深まってきたとは聞いてございますけれども、非常に難しい課題だと理解しております。科学でわかることと受け止めの問題など様々な視点がございます。次の資料は、事故後の避難指示の変遷です。これをご覧いただいておりますとおり、ほぼ30キロ圏内、さらに、それを越える地域まで避難の方々の影響が及んでいたことが事故当初の状況としてわかります。原発事故自体は、3月11日の地震のあと、夕方ぐらいから、実は福島原発が非常に危ない状況だと、冷却ができないっていう話があり、私の記憶では、確か3月12日の早朝未明に、まず、事故で実際厳しい状況にあった4基あった原子炉のうちの1号機というのが水素爆発を起こし、次に、3月の14日だったと思いますが、確か午前11時ぐらいに3号機も水素爆発を起こし、それらによって、また線量が高まり避難区域がどんどん広がったり拡大していった

りということにつながったと記憶しております。また、当時、私は、文部科学省という役所に在籍し、福島における放射線量を把握する部署にいましたが、実は津波により現場では停電とあり、なかなか放射線量を把握できないため、現地に多数の人を派遣して人海戦術による放射線量の把握に努めていたことをよく覚えております。ただ、実際には混乱し、しっちゃかめっちゃかというのが実情でしたし、福島の地元の放射線量のデータもベースに、この避難区域の設定が議論されていたことをうる覚えではありますが、記憶しております。

そのあと、少し時間が飛びますが、一つ契機が、平成 27 年 9 月と書いて、ここが明示的な契機かどうかはわかりませんが、実はこの段階で、相当放射線の影響がそれほどない地域は、かなり解除が進んでございます。ただ、それでもまだ避難が必要な地域が、色がいろいろ出ておりますが、相当程度残っていた状況でして、それが一番右側、直近ではないんですが、今年の 5 月の段階でも、まだ避難を要する地域、要は、未だ戻れない地域が随分狭い範囲にはなってきてはございますがあることもわかるかと思えます。ただ、狭いといっても、相当広い範囲に、まだお戻りになれない方がいらっしゃるというのが現実かなと思えます。実は、こういうことを何で強調してお話しさせていただいているかといいますと、これが、やっぱり賠償や復興と非常に密接に関係しているので、先に、これをご紹介させていただきたかったという趣旨でございます。

次の資料、これらは、福島県のほうからご提供いただいた情報でございます。2012 年の 5 月時点で、左下のところをご覧いただければと思いますが、避難者の方が 16 万人いらっしゃいましたということでございますが、それが順を追って 2023 年 11 月、ここ 2、3 カ月前という時点で 2 万 6000 人まで減ってはいるけど、まだ万単位でお戻りになれない、避難されていらっしゃるという認識の方がいらっしゃるという、まだ厳しい地域もあるということが現実的にはあろうかと思っています。次に、賠償です。まず賠償につきましては、いろいろありますが、端的に言いますと、東京電力が事故責任者ですので賠償を担っております。ただ、東京電力が賠償するには大変な規模、あるいは、影響があります。実際、今、今年の 2 月時点、東京電力の発表によりますと、賠償金、のちほど議論でも出てくると思いますが、11 兆円を超えております。11 兆円を超える賠償金を一電力企業が払うのは相当無理があるということもございまして、これは当時の関係者が多分ご苦労されて作られたってということではあります。ここにあります原子力損害賠償・廃炉等支援機構という組織が新たに作られ、政府との関係で国債の発行、あるいは、資金交付ということがなされる仕組みができてございまして、これも、のちほどあると思いますが、被害者、被災者、事業者の方々を、裁判によらず直接請求という、東電さんに請求するってということにもよらず賠償がなされる仕組みを円滑にするという視点から、ADR センターですとか和解の仲介、あるいは、指針といった構造が全体としてはありますということを示しているものでございます。実際、今申し上げた指針だとか和解というものがどのようになされているかは、のちほどの講演者の方々の資料にあるので、この辺は、オンラインの方には大変恐縮ですけど、会場の外にはパネルもありますので、こういうものがありますというご紹介にとどめさせていただこうと思えます。

東電電力の賠償、先ほど 11 兆と申し上げましたが、この資料の中では少し古い情報となりま

すが、10.7兆円の賠償金の支払いをされていることが見てとれます。次の資料は、そういう損害賠償に対して、しっかり福島県としても進めていこうということで、地元の市町村、あるいは、事業者、地域の住民の方と連携、協力しながら、いろんな活動を震災以降になされてこられました。その歴史的な経緯が示されてございます。

復興のほうについても、簡単に申し上げます。まず農林水産業、なかなか、まだ全国平均で価格が戻っていない大変な状況だと聞いてございますが、逆に、私、福島にもたまに行くんですけども、安くておいしい野菜だとか、お肉だとか、果物を買えるので、安い状況はありがたいという個人的な気持ちはありますが、福島はもともと農産県の一つでもございますので、しっかり復旧していくということでございます。これも明日の登壇であると思います、F-REI（エフレイ）という福島国際教育研究機構という、創造的な復興の中核拠点として今年度の4月に立ち上がった新しい機構がございまして。あるいは、イノベーション・コースト構想、福島でいろんな事業だとか取り組みを包括的に進めていらっしゃる、こういうこともございまして。観光については、非常に観光客とか教育旅行、いわゆる修学旅行が回復基調にあるんですけども、まだまだ戻っていないということでございます。これも個人的な意見ではありますが、福島の浜通りは、今や訪問できる地域や場所も増えてきておりますし、大変魅力的なところも多いですので、絶好の機会かと思っております。

このような一連の資料の一部は、今回、東日本大震災・原子力災害伝承館と、福島県から提供していただきましたが、特に福島県の資料につきましては、本日、こちらの会場にもお越しいただいております水野氏に多くの協力をいただきました。以上でございます。

会場 （拍手）

宇南山氏（司会） 山下先生、ありがとうございます。続きまして、文部科学省、研究開発局、前原子力損害賠償対策室、室長代理の松浦重和先生より、「中間指針と原賠ADRセンターによる福島原発事故の被害者救済の実績と課題」と題して、ご講演をいただきます。松浦先生は、文部科学省において中間指針の改定や原賠ADRセンターの運営等に携わり、訴訟によらない被災者、被害者救済の仕組み作りや運用にかかわってこられました。それでは、松浦先生、よろしくお願いいたします。

松浦氏 皆様、こんにちは。文部科学省の松浦といいます。私、2011年の発災直後から原子力損害賠償対策室、これは、のちほどご説明する原子力損害賠償紛争審査会の事務局をつかさどっているところですが、そこに事故直後から約1年9カ月、その間に紛争審査会の立ち上げ、ADRの立ち上げ、そして、中間指針、第1次追補、第2次追補と、そのあたりまで業務に携わってまいりました。そして、その後、高裁判決が七つ確定した直後の2022年の4月から、指針の見直しに関して再び指針の改定に携わるということで、この10年余りにわたる中では結構重要な時期に業務に携わったということで、今回、こういう機会をいただいたのかなというふうに思っております。

まず、本日の聴講されている方々は、専門家の方々も多いとは思いますが、一般の方も多く傍聴されていると伺っておりますので、まず、原子力損害賠償制度について、ごく簡単にご

説明をいたします。

この原子力損害賠償法、これは1961年に作られた、やや古い法律ですが、被害者の保護と原子力産業の健全な発達と、この二つを目的にして、民法の特別法という形で制定しております。ひとたび事故が起こると大きな損害が生じるという意味で、このリスクに対処するという意味で、被害者保護だけでなく事業者にとっても、きちんと予見可能性を持ったシステムにするということだと理解しております。具体的には、事業者の責任として無過失責任。これは、過失の有無にかかわらず、損害があれば賠償すると。原子力事業者に、すべての責任を集中させると。これは、製造機器メーカーが、仮にそこの提供機器に問題があったとしても責任は追わないということとなります。また、損害があれば無限に責任を負う形となっております。こういった三つの原則というのが、民法の通則とは違うところであります。実際、原子炉の運転等をするにあたっては、損害賠償措置、具体的には民間保険、あるいは、政府補償契約、こういったものを義務づけると。これは、お車をお持ちですと、必ず自賠責をかけてないと運転できないことと同じような制度であります。保険金も、下のほうに普通の原発であれば1200億円という金額はありますけれども、これを超える部分については政府が援助をします。今回の原発事故に際しては、原子力損害賠償・廃炉等支援機構による資金援助のスキームっていうのが具体化されました。実際、紛争が起きると、原子力損害賠償紛争審査会が紛争解決スキームを提供すると。具体化には、指針を策定し、また、和解の仲介といったことをやると。こういった建てつけになっております。

今回の福島事故の対応に関しての主な動きですが、2011年の3月11日に実際震災発生しましたが、その1カ月後には紛争審査会が設置されました。原子力損害に該当する蓋然性の高いものから類型的な損害を示していくという考え方で第1次指針、第2次指針、そして、8月5日には中間指針というものを策定して、これは原子力損害の範囲の全体像を示すものであります。これは、かなり、後ほどご説明いたしますが、網羅的なものになっておりますので、個々の損害を實際につぶさに調査をするという意味で、17分野について専門委員を任命をして約2カ月にわたって調査も行っております。8月5日の中間指針が出てから、その月の最後には東電が本賠償の手続きを始めますという公表を行いました。時をほぼ同じくして、和解の仲介の実施機関であるADRセンターも設立をされまして、9月1日から実際の和解の仲介手続きも開始しております。そのあと、自主的避難とか、あるいは、避難区域の見直しにかかる損害といったかたちで、順次、追補というものを策定して、2013年の12月に4次追補というものを作って、一通りの指針の策定作業というのは一旦終了します。

その後、各地で集団訴訟といったものも提起をされまして、いろんな判決が出てきて、指針を早く見直すべきだという声も地元の自治体含めてたくさんありましたけれども、そこはなかなか、まだ判決も確定していないなど、いろいろな事情があったというふうに私も理解しておりますが、2022年の3月に七つの高裁判決が確定をしました。これを踏まえまして今回、第5次追補というかたちで見直しの作業を22年の4月から始めました。そして、その年の12月末には第5次追補を策定したと、こういった流れになっております。

次に、指針による損害の類型化といったものはどういうものかといった、雰囲気だけでも皆さんにご理解いただければということで、細かい字を全部見ていただく必要はないんですが、例えば左上にかかる部分、避難等による損害とありますが、これは政府の指示によって避難をされた方々には、例えば実際に避難に要した費用、あるいは、月 10 万円というかたちの精神的損害とか、そういったものを典型的に損害の類型、あるいは、実際の金額とか、そういったものを示しております。また、左下のほうにかけては、財物とか、あるいは、営業、就労不能とか、こういった各種損害を典型的に示しております。除染についても、こういった一つの類型としてあります。また、右上のほうにいきますと風評被害とありますけれども、風評被害が認められる一般的基準とか、あるいは、その損害類型を示しております。具体的には営業損害とか就労不能等損害になりますけれども、こういった損害類型。そして、実際に賠償の対象となる産業とか産品、あるいは、地域といったものを典型的に示しております。また、今回の損害賠償の中では、かなり他の損害賠償の中では異質なところもいくつかあって、例えば間接損害です。これは、一次被害者との関係で必然的に生じたとして、相当因果関係が認められる損害の範囲を示すものです。これは非常に専門的には難しい議論でして、のちほど大塚先生も解説してくださると思いますけれども、こういったなかなか前例のないところも、紛争審査会の先生方は、被害者の救済をするために一生懸命知恵を絞って下さったところであります。また、同じく必ずしも過去に事例のない難しい損害としては、自主的避難等にかかわる損害。これは、政府の避難指示によらないかたちで避難をされた方について、どういう範囲で、どういう金額含めて賠償をすべきかといった考え方を構築するということになっていきますが、かなり議論に時間がかかったといったことで、この指針が最初に出たのは、中間指針が 8 月に出てから約 4 カ月遅れて 12 月に示されました。このように、個々の損害の類型化をしていく、これが指針全体の構造となっております。

そして、当然のことになりますが、ここに書かれていない損害についても、個別の事情、あるいは、この金額ではとても実際に生じている損害を補填することはできないといったものは当然ありますし、そういったものは、ADR とかを含めて東電も自主的に賠償すべきと、そういった原則もこの指針には書かれております。

また、この指針と並行して、実際に損害が生じて東電と直接和解ができないもの、あるいは、なかなか賠償手続きが煩雑で億劫になっておられる方も救済する受け皿として原子力損害賠償紛争解決センター、ADR センターと呼んでおりますが、これが紛争審査会の和解の仲介という機能を具体化するための組織的取り組みとして文科省に設置をされております。右下にありますけれども、紛争審査会のもとに指針の策定と ADR センターと二つの機能がありますが、直接ここに申し立てを行うことも結構ですし、一回東電との和解が成立せずに、ここに申し立てることも構わないということで、両方のケースをカバーしております。東電に実際賠償を申し立て、あるいは、請求する件数は、まあ、今も第 5 次追補があったのでやや増えておりますけれども、実際 300 万件を上回る件数になります。そのうち約 1%弱が ADR センターに申し立てられていて、最終的に、ここでも和解に達せず訴訟に至るケース、これが約 700 件程度あります。そういったところで、いろんな賠償、あるいは、損害、被害者の救済という意味では、紛争が深刻化する前の

セーフティネットとしてADRセンターを機能させるといったことが、当時の文部科学省としては非常に重要な課題でした。右側にありますように、申し立てとといったところも非常に特に2013、14年あたりに増えて、なかなか処理が追いつかず未済、手続き中の件数っていうのも非常に増えてはありましたが、最近では、大体こういう未済の件数、ここには書いてはございませんけれども、大体1000件前後で推移して、実際96%ぐらいは処理が終わり、実際和解に至るケースっていうのは、概ね8割に達していると、そういった状況であります。

大体こういうADRセンター設立や第4次追補を策定し、一通りの制度的なところが終わって、先ほど申し上げたように、2022年の3月に高裁判決が確定をしたといったところで、指針をも一度見直すべきといった声の高まりを受けて、審査会が再度検討を行うこととなりましたけれども、それでは、実際に確定した判決というのはどのような内容であったかというのが、この下のほうにある表であります。七つの判決を並べておりますが、原告数を見ていただくと、多いところでは、仙台高裁生業というやつは3800人規模、それに対して、一番小さいのは高松高裁松山の25人と、こういったところで、非常に原告の規模とか、あるいは、いろんな区域が書かれておりますが、空欄になっているところは原告がないといったところになりますけれども、原告の構成も訴訟によってまちまちな様子が見てとれます。あと、金額もみんな同じというわけでは決していないことも伺えます。一部高い賠償額もありますし、あるいは、訴訟によって、金額が違っても何となく同じぐらいの金額であるケースもあります。

これを見直す根拠の一つとしてどう捉えるのかというのは、なかなか難しいところではありました。それでは、実際どうやって検討を進めたかといえば、紛争審査会も10名という人数の委員がいますけれども、より判決を精緻に分析をするという意味で、専門委員、これは法律の学識経験者、裁判官をされた青野先生とか、あるいは、弁護士をされている日下部先生、末石先生、そして、今日、私のあとに講演して下さる大塚先生、今回は座長を務めてくださいましたし、あと、米村先生という東大の先生と、この5人で判決をつぶさに分析をしていただいて、9月に一度、中間報告を行っていただき、11月に最終報告を作って、いろんな提言を行っていただくといった流れで検討を進めていただきました。

それでは、具体化にどういう論点があったのかといったところも簡単にご説明させていただきます。まず、中間指針そのものが判決でどのような捉え方をされていたのかというところをまず振り返っていただきました。多くの判決は、中間指針に対して必ずしも否定的ではなく、裁判所自体が独自の解釈を行うという前提に立っているという分析をしております。また、各判決がどういうふうに損害を捉えているかについては、それぞれに違いがあり、中間指針ともかなり異なる解釈をしているものもありました。特に被侵害利益、何が侵害されていたのかとか、あるいは、包括的平穏生活権などいろいろな記載がございました。あるいは、被害者等の権利や利益ということを示していない判決もございました。それぞれに個性があり、様々な権利については、これまでの学説とも異なっている場合もあり、専門家の先生方でも非常に頭を悩ませるところでもありました。また、損害項目をどうやって設定するかといった点についても、様々な類型が示されておりました。いくつかの類型を示したり、あるいは一括して算定している場合があったり

など多様でありました。それでは、中間指針がどういう形となるかといいますと、被侵害利益で言いますと、権利、利益というかたちは明示をしておりません。どのような類型であったかというのは、端的に言えば2類型ぐらいに整理できるのかなという意見もありました。また、損害類型や認容額というのは、個々の事情に応じて一様ではないのですけれども、個々の慰謝料の総額を見ると、概ね同じ水準にある場合については、その理由についても専門家の先生方は考えてくださいました。この点は、原告の構成の違い、損害類型、認容額、これらはそれぞれに状況が違うため、逆に、判決はそこに影響を受けるからだろうという解釈となりました。そして、中間指針というのは、多数の被害者を迅速、公平、適性に救済する観点から、区域の違いとか避難指示の解除、期間の時期、こういったところで不公平感が生じないといったところを重視しておりましたし、中間指針が重視していたポイントは、一旦変えると非常に大きな混乱を生みますし、逆に、各判決も損害額の総計、総額は大きくは変わらないレンジにあるということも考慮すれば、この指針の構図を維持しながら新たな類型化された損害をうまく取り込んでいくことが適切ではないかと、いう方向性で一致を見まして、個々の損害の検討を進めたといったところになります。具体化には、のちほど個別にご説明しますが、避難を余儀なくされたことによる精神的損害とか、いくつか新しい類型、あるいは、類型を少し修正したりとか、あるいは、期間を見直したりとか、そういったところを、第5次追補では検討を進めることとなりました。

そして、先ほどごちゃごちゃした図に書いてなかった新たな損害として一つ加えられましたのは、避難を余儀なくされたことによる精神的損害。これは本当に、先ほど山下先生からもご説明していただきましたが、実際事故が起きて、どんどん事態が進展していく中で急に避難指示が出たり、あるいは、未明に出たりとか、本当に着の身着のまま避難せざるを得なくなった、あるいは、放射線の線量の情報っていうのもあんまりはっきり出てこない中で、非常に不安感を持って避難をされたといったところ、こういったところは実際類型化できるのかどうかといったところも含めて、損害賠償の視点からもいろいろ議論をいただきました。一部判決では、そういった内容を損害項目として独立に示したり、あるいは、独立の損害項目として扱ってなくても一定程度考慮をしていたりといった事例が見受けられました。そこで、これまでの中間指針や追補では、こういった避難を余儀なくされたことによる精神的損害というのは十分に考慮しているとは必ずしも言えないのではないかとということで、新たに損害として類型化がなされました。

次に、生活基盤喪失・変容について。これは、特に帰還困難区域とか、あるいは、居住制限区域とか、避難が長期化するところで、文化や伝統といった面も含めて、コミュニティ自体が丸ごと失われたといった場所について、どうやって損害賠償、特に類型ができるのかといったところについて議論がなされ、新たに類型化がなされました。主に三つになりますけれども、まず、生活基盤の喪失による精神的損害。右の地図では②、下のちょっと濃いピンクのところです。ここは帰還困難区域になりますが、ここについては、先ほど、2013年の12月に出された4次追補で実質的には類型化がされておりますが、各判決を詳細に検討すると、生活基盤喪失、変容、慰謝料を出すタイミングと、そこまでに至る避難期間を継続する期間が約10カ月足りていないといったところが見受けられたので、避難期間は10カ月延長するというかたちで、賠償金額とし

ては100万円を増額するといった結論になりました。次に、生活基盤の変容、これは地図的には、下の地図では黄色と緑、これは実際には居住制限区域とか避難指示解除準備区域になりますけれども、こういったところは、生活基盤がかなりの程度が毀損されたといった状況であると考えられますが、これが第4次追補までにどういう整理になっていたかというところから、今回、新たに類型化をするといったことになりました。そして、生活基盤の変容についても、さらに上の地図の青いところ、緊急時避難準備区域といったところになりますけれども、こういったところも、一定程度は変容しているといったところが裁判でも見受けられましたので、ここについても増額をするといったことになりました。

次に、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害、これは非常に名前が長いのですが、計画的避難区域と呼ばれる区域が2011年4月22日に新たに設定されて、それまでは避難指示が出ていなかった区域において、特にここに滞在していたことによって被ばくの不安を抱えていることに対する損害の新たな類型化になります。これは、確定判決には事例はないのですが、ADRとか複数の係属中の訴訟で出ているといったことがあり、これについては、自主的避難に区域に滞在する者が抱く不安を超えるものとして法的保護に値するという損害として位置づけられたものであります。

また、個別に相当因果関係があれば賠償という原則は示しておりましたが、実際ADRへの申し立てや和解事例が積み上げられていく状況を見て、特に要介護状態とか、あるいは、乳幼児の世話とか、こういったところを新たに類型化できるんじゃないかといった視点があり、こういった細かいところの新類型も新たに行っていただいたところであります。

さらに、自主的避難等にかかる精神的損害、この点についても、区域とか、あるいは、賠償の範囲を議論しました。まず、子ども、妊婦については、現行の中間指針と確定判決との関係性を比較検証した結果、変更しなくていいという結論になりましたけれども、子ども、妊婦の方以外の一般的な大人の方になりますけれども、当初の中間指針では約1カ月しか賠償の対象になっていなかった点については、各判決をいろいろつぶさに精査をいたしますと、被ばくの不安、特に低線量の被ばくというのは必ずしも賠償の対象の損害の基礎とはなり得ないのですが、残存する後続事故への不安と相まった複合的な不安が賠償の対象になるのではないかという解釈により、賠償期間を12月末までに延長するといった結論になりました。あと、区域については、原発からの距離とか避難区域との近接性等を総合的に勘案して設定したといったことについては、合理性があるという結論になっております。

その他、さらに隠れた損害がないとか、あるいは、確定した判決がある場合にどうするかといったところも、非常に手間はかかりましたが、全部つぶさに調べていただいたところであります。

時間も限られておりますので、最後に課題と評価のほうに移っていきますけれども、まずは、中間指針の効果がどうだったかといったところ、これは私の見解であるので、決して文部科学省としての公式見解ではありませんけれども、長くこれに携わった個人としての見解であります。

まず被害者の視点に立って見ますと、損害が類型化されたといったところで、被害者の立証負担は、かなり軽減したというふうに感じております。また、事故から半年程度で本格的な賠償金の支払いが実現したといったところで、迅速性には大きく貢献したと考えます。また、審査会というのは、全部公開、審議も公開しますし資料も公開をしておりますし、中間指針等にかかなり細かく考え方とか根拠を明記しておりますので、こういったところから、被害者にとっても、あるいは、支払う側の東電にとっても、非常に納得感があるという、裁判所もこれを一定程度参照しているといったところがありました。

他方、4次追補が示された後、今回の5次追補まで約10年かかったといった点については、遅すぎたという批判があるのは事実ではあると思います。ただ、確定判決が出ないうちに指針を見直すと大きな混乱を引き起こす可能性があるといったところは、事務局としてはやむを得なかったのかなというふうには感じております。また、東電に対してどうだったかといったところですが、やはり賠償基準のひな型を示したという形になりましたので、事故当事者である東電が作った賠償基準は、被害者にとってはなかなか受け入れにくいところがあるかと思えますけれども、中立的な立場である紛争審査会がひな型を示したといったところは非常に大きかったかなというふうに考えております。

5次追補策定以降も、後続の訴訟で判決が出てきて、あるいは、訴訟も係属されておりますけれども、上告や控訴の取り下げとか、和解勧告に応じるとか、訴訟対応の方針についても変化が出ているかなというふうに感じております。先ほども申し上げましたとおり、99%が東電と直接和解をしているという意味では、この仕組み自体が、日本の司法制度の崩壊を未然に防いだといった大きな意味があるかなというふうに思います。

それでは、今後の課題としては何があるかといったところですが、やはり指針の作用というのは非常にポジティブな面では大きかったかなというふうに思いますけれども、区域の設定とか金額の基準というのが地域の分断を生むという副作用が生じているといったところは否めないかなというふうに思います。また、地域の復興というのは行政も一体となって支援策を講じていくという意味では、賠償以外の取り組み、やはり賠償はへこんだところを元に戻すまでですし、創造的復興も含めて、本当に地域が事故以前の状態から、さらに将来に向かっていくためには、賠償以外という視点も重要ではないかなというふうに思います。あと、指針そのものが制度的には初動対応ツールとして考えられて、そのあと、そこで解決できないものがADRとか訴訟にいくという一方通行のシステムが想定されていたと思いますが、実際、集団訴訟の結果を遡及するという文脈を5次追補がある程度持っている点については、制度としての運用としてはどうであるのかについては、私自身なかなか判断がつかないかなと感じております。アメリカ等には、クラスアクションというシステムがありまして、訴訟に参加しない人に対していわば判決の効果をもたらすというのは事実上のオプトアウト方式のクラスアクションであるのかなというふうに思いますので、実際、制度的にどうしていくのが良いのかについては、今後、学術的にもよく検討がなされるべき課題ではないかと個人的には感じております。あと、ADRセンターの評価ですけれども、訴訟によらない救済の受け皿として非常に大きな役割を担ったかなというふうに思います。

さらに、和解案の尊重を東電が自ら誓ったといったところも効果的に作用しているかなというふうに思います。他方、自治体が先頭に立つ集団申し立て、これは被害者にとっては非常に負担を軽くする効果もありますけれども、集団内でいろいろ賠償に差が生じると、受け入れられないとか、時間を要してしまったとか、そういった意味ではADRの限界もあったかなと感じます。さらに、事務局スタッフの確保っていうのも非常に苦労したといったところもありますので、こういったところが引き続き課題として残っているのではないかなというふうに思います。ご清聴ありがとうございました。

会場 (拍手)

宇南山氏 (司会) 松浦先生、ありがとうございました。続きまして、早稲田大学法学部教授、原子力損害賠償紛争審査会、前会長代理の大塚直先生より、「福島における原子力損害賠償の法的意義と今後の課題」と題して、ご講演をいただきます。大塚先生は、早稲田大学において民法や環境法などをご専門にされておられ、文部科学省が設置する原子力損害賠償紛争審査会においても、会長代理の職などにおいて約10年以上のご経験をされておられます。それでは、大塚先生、よろしくをお願いいたします。

大塚氏 ありがとうございます。ご紹介にあずかりました、大塚でございます。本日、ここにお招きいただいたのは、原子力紛争審査会の委員を務めていたこと、そして、また第5次追補までかわらせていただいたことが関係していると思っております。どうもありがとうございます。東日本大震災による2011年3月11日に発生した東京電力の株式会社の福島第一原発の事故によって、さまざまな影響がございました。これにつきましては、先ほど、山下先生とか松浦様のほうから、お話しいただいたところでございます。私は法律のほうを関係しておりますので、少し法的に専門的な話をさせていただきたいと思っております。原子力損害賠償法につきましては、先ほど、概要について、松浦様のほうからお話しいただきました。特色についても、お話しいただいたところでございます。追加的に申し上げておく点ですけれども、本法は危険責任の観点から無過失責任としているわけですが、異常に巨大な天災地変、または、社会的動乱によって損害が生じた場合につきましては、3条1項ただし書きという規定がございまして、免責規定がございません。今般の事故でもこれについて議論がなされたところではございます。免責規定の適用がない場合については、政府が援助をし得ることになっており、適用がある場合については、政府は被害者を救助し必要な措置をとることになっていまして、このどちらになるかということが問題になったわけでございます。ということで、法的な問題として、免責規定の適用の有無、つまり、超不可抗力というふうにいわれていますが、これに当たるかどうかというのが今回の一つの大きなポイントであったわけです。

そして、もう一つは損害賠償の範囲、あるいは、損害についてどう考えていくかということが問題になりました。

免責規定の適用の有無につきましては、特に紛争審査会で直接に扱ったわけではないのですが、実際には、これに当たらないことを前提に判断をしていったところがないわけではありません。ですので、ここは一つの問題点ではあったわけです。今般の東日本大震災が異常に巨大

な天災地変といえるかということは問題ではありましたが、一つは、地震の規模が世界中での1900年以降の地震のうち4番目でございます、想像を絶するとまではなかなか言い難いということがございました。あと、津波の遡上高についても、今回の東日本大震災の津波の遡上高を超えるケースは三陸沖地震でございましたので、これも、今回が特に想像を絶するというわけにはいかなかったということがございます。また、この法律が制定されたときに、当時の中曽根国務大臣のほうから、関東大震災の3倍以上の大震災というようなケースが異常に巨大な天災地変に当たることを答弁しておられますが、3倍とは一体何の3倍であるかは必ずしもよくわからないところがございますので、これはそれほど重視する必要はないのではないかとということがございまして、結局、3条1項ただし書きの免責条項の適用はないということになると個人的には思っておりますが、ここは、この問題を横に置きながら先ほどの中間指針の判断をしたということでございます。

なお、東京地裁の平成24年7月19日の判決というのがございまして、これは、東京電力の株主だった方が、株価の下落を生じてしまったということの理由として、国が原子力損害賠償法3条1項ただし書きに該当しないと判断して賠償措置を講じたから株価が下落したとって国賠訴訟を起こしたケースでしたが、これについては、担当公務員が3条1項ただし書きに該当しないと判断して、それを前提として行為が行われたとしても、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたとは認められないとして、国家賠償には当たらないという判断をしております。ということで、免責規定については以上のようなことで終わらせていただきまして、次に、賠償されるべき損害の範囲の話に移っていききたいと思います。

ここでの争点として、損害の種類が拡大した、あるいは、権利利益侵害の種類が拡大したということが実際には問題になりました。当初から問題になっていたものもあり、あとから追補で増えていったものもございますけれども、主なものとしては風評被害、間接被害、精神的損害、環境損害——といっても、ここでは自治体が浚渫とか除染をするための費用ですが——、これらのものがあげられます。あと、自主的避難者等の取り扱い。これはリスクに基づく不安に対する賠償をどう考えるかという問題に関連いたします。それから、生活基盤の喪失あるいは変容に対する慰謝料。これは、ふるさと喪失・変容慰謝料という言い方がされることもございます。さらに、住居確保損害。こういうものが、賠償されるべき損害の範囲として問題になったということでございます。詳しくは、先ほど松浦様のほうからお話があった4ページ目のスライドのピンクの部分でございましたが、あれが、これに当たる話でございます。中間指針としましては、この賠償範囲のことを扱ったということでございますが、先ほどございましたように、原子力損害賠償法は損害賠償の範囲について何ら規定を置いておりませんので、民法の相当因果関係で考えるしかないということとして、これについて中間指針が出され、さらに追補が出されてきました。2013年12月に示された4次追補のあと、9年たって第5次追補が出されたということとして、これも、先ほど松浦様のほうから経緯が説明されたところです。

指針の位置づけですが、これは当初からいわれていた話ですけれども、類型化が可能な損害項目とか範囲を示したということで、中間指針で対象になっていないからといって、ただちに賠償

の対象にならないというものではないということは明示されています。それから、各損害項目に共通する考え方を示すということもいわれておりました。ここも、松浦様が先ほどおっしゃっていただいたことと関係いたしますが、中間指針の意義といたしましては、3点ほどございます。1点目は、多数の被害者に共通する一定の損害領域を示したことです。それによって、被害者の手続き上の負担とか時間がかかるということをしてできる限り低減したということです。それから2点目は、多数当事者間の公平について、かなり重視しているということでして、これによって紛争の深刻化とか長期化を防いだということがいえると思います。そして3点目ですけれども、第5次追補では、確定判決を踏まえて判断をし、それを取り入れたわけですけれども、従来からの一貫性とか継続性を重視して、従来の中間指針の構造を維持しつつ新たな類型化を取り込むという努力をしてきたということがあります。そういう機能を果たしてきたということがいえると思います。

そして、それぞれの損害項目ですけれども、まず政府による避難等の指示等にかかる損害というのがございまして、十のものが挙げられています。これも先ほどより松浦様がお話しいただいたところですが。避難指示をされた場合にも、対象区域によって賠償額が変わってくる可能性があるということも、ここと関係するところです。避難等によって生じる生活費の増加費用については、一月当たり10万円というのを出して、これについては様々な議論がなされたところではございますけれども、これを基準にしたということです。この場合の精神的損害については、時間とともに緩和されるものもあるし増大されるものもあるということで、10万円が維持されるということにしました。しかし、ここには地域コミュニティの喪失という概念は入っていませんでした。それから、営業損害とか財物価値の喪失、または、減少等についての損害についても定められました。それから、農林水産物等の出荷制限の指示にかかる損害についても定められました。これは、先ほど松浦様からお話しいただいたところでございます。風評損害についてですけれども、これについては、今般の事故の前に起きた、敦賀の原発からの放射性物質の漏出についての下級審判決がありまして、一般的基準として、消費者、または、取引先が、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し敬遠したくなる心理が平均的、一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合に、その賠償をするという整理をしております。この点についても、先ほど松浦様のほうからもお話があったように、各省、特に農林水産関係の省に検討していただいて、農林漁業、食品産業、食品流通業の風評被害について、どの件で損害が発生しているかということについて調査をしていただいて、それを基に紛争審査会のほうで中間指針を出しております。そして、さらに第3次追補で追加をしております。次に、間接損害ですけれども、間接損害は、直接被害を受けた第1次の被害者というのがまずいて、その結果として、直接被害を受けた人から間接的にさらに被害を受けた人についての損害をどう考えるかという問題です。例えば、当時、漁業者の方が、漁業をしても魚が売れなくなってしまい暫く漁業が営めなくなったという場合に、魚の網を提供していた販売者の人や、あるいは、魚を加工して加工品を製造していた人の損害のことです。また、当時、福島の方に車の塗装についての非常に優秀な工場があったようですが、世界のメーカーが車の塗装にそのペイントを使っていたようです

けれども、そこが閉鎖されてしまったので各メーカーが困ったということがあったわけですが、この時の自動車メーカーの損害が、間接損害ということになります。これについては、細かい話は飛ばしていきますけれども、従来、交通事故との関係で昭和43年11月15日に最高裁判決がございまして、間接損害というものは直接損害ではないということがあるので、基本的にはあまり賠償は認めないけれども、直接被害者と間接被害者の間に経済的な一体性があり、かつ、代替性がないという場合に限って賠償するという判決が交通事故に関してございました。今回、交通事故のような小規模な——とっては失礼ですが——、被害者が必ずしも多くないケースとは違って大規模な事故ということになっているので、経済的一体性までは要らないということで、代替性がないという要件だけを残して考慮するという形で中間指針を示しております。これは、判決を一步越えるようなことをしたことになります。次に、地方公共団体による財産的損害等と環境損害です。環境損害といっても、それほど環境にプロパーなものではなく、自治体とか国の除染費用とか河川浚渫費用がこれに当たります。最初は、これは指針には含まれていなかったわけですが、2011年の8月に成立した放射性物質汚染対処特措法というのがありまして、そこに44条という規定が入って、これを原子力事業者に賠償してもらうということについての規定が入りましたので、それを受けて、ここには書いてなくてすみませんが、第2次追補で取り入れることとなり、同法の賠償をさらに拡充する判断を示しております。

次の自主的避難者の避難費用等ですが、自主的避難者については中間指針の最初のものには示されておらず、追補のほうで追加されてきました。自主的避難者の避難費用等については、三つのパターンが論じられました。一つ目は、事故直後に不安を感じて自主的に避難された方。これは、まさに原発事故が起きてどうしたらいいかわからないというような不安の中で、事故直後に自主的に避難された方たちの避難費用でございまして。二つ目は、特に子どもの健康などとの関係で不安を感じて、避難指示対象区域ではないけれども、事故から相当期間経過したあとに自主的に避難した方、あるいは、今後、自主的避難をするという方たちの避難費用で、これが②というカテゴリーに当たるといことです。三つ目は③にあたりますが、これは自主的避難というよりも滞在者と呼ばれるカテゴリーですが、避難指示対象区域ではないけれども、避難指示対象区域の近くに居住しておられて、特に子どもの健康に関して不安を感じている方々の損害。これは、実際には日常生活にいろんな不便が生じるというようなことがございます。その結果として、あまり外に出ないために肥満になってしまった方もいらっしゃるわけですが、そういう損害がございまして。この三つのパターンに分けて考えるということを検討したわけですが、①については、避難の時点で避難したことが合理的であったかが検討されることとなりますが、一般的に合理的であったと考えられます。②についても避難することが合理的であったかどうかの判断をすることとなりますが、多くの場合は合理的だったわけですが、例えばアメリカまで逃げていかれた方についてその交通費まで払うのかとかということが、実際には問題にはなり得たわけですが。それから、③ですが、これは、まさに、低線量被ばくではあるけれども不安を感じながら日常生活を営まれている方についての損害ということになりますが、不安を抱きつつ、不安を避けるために日常生活に大きな影響を受けておられる方たちの損害です。こ

ういう三つのパターンのものが考えられたわけでございます。これらについて、2011年の12月に第1次追補が示されておりまして、①については1人8万円、②については1人40万円、③については②と同額にするという形で第1次追補が示されました。

滞在者に関しては、低線量被ばくのリスクへの不安、これに伴う行動の自由の制限を理由とする損害が問題になりましたし、自主的避難者に関しては、むしろ、生活費の増加が主なものだったといえるわけです。自主的避難者とか滞在者に関しては、避難指示対象区域と近接したところについて自主的避難等対象区域というのを新しく決定して、その区域から避難した方について、あるいは、その区域に滞在した方について、賠償を認めることにいたしました。これをどうふうに考えるかについては、これは私の考えにすぎませんが、平穩生活権というものを考えて、それが侵害されたということに基づいて、それで自主的に避難された方についての損害、あるいは、滞在者がそこで滞在されているときに、不安の中で日常生活を営んでいかれるときの損害という派生損害が、平穩生活権侵害を基にして派生しているというふうに構成できると思われませんが、これは私の意見でございます。そして、東京電力は、先ほどの額に上乗せをして払ったということですよ。

その後の動向ですけれども、これは第3次追補とかが関係しますが、ここは時間の関係で飛ばしていきたくと思います。次に第4次追補ですが、第4次追補では、生活基盤喪失——いわゆるふるさと喪失——の慰謝料と、住居確保損害が入ったということが大きかったわけです。帰還困難区域等について生活基盤喪失慰謝料を払うということにいたしました。これは1000万円を払うということにしました。ただし、将来分の避難慰謝料も重複して考慮されるということで一定の控除がされました。また、最終的に帰還が可能になる方についてこの額に差を設けるかどうかという問題もございましたけれども、設けないということにしたのですが、これについては、長期間の避難のあと、最終的に帰還が可能となるかどうかの判断が困難であることなどが理由とされました。

次に、住居確保損害のほうですけれども、これはどういうケースが問題になったかですが、福島の場合、結構長い間、頑丈だけれども古い建物に住んでいらっしゃる方が多かったわけでごさいます。この方たちが都市のほうに移らなければいけなくなったという場合に、かつて頑丈で古くて広い建物に住んでらっしゃったんですけれども、新しく都市で同程度の土地や建物を取得するとなると土地や建物の価格が大幅に高くなるということがございまして、新しい宅地とか住宅の再取得が難しいというケースが結構出てきたということが、住宅確保損害というものを新しく損害項目として追加する大きなきっかけになったわけでございます。これにつきましては、生活基盤喪失慰謝料の対象者で持ち家を有していた方たちについては、移住とか長期避難のために負担した費用について、住宅取得のために実際に発生した費用と事故時に所有し居住していた住宅の事故前価値との差額に関して、一定の条件のもとに払うことにいたしました。宅地についても同様でございます。生活基盤喪失慰謝料の対象者以外で持ち家を有していた人につきましては、住宅については同様ですけれども、宅地については、先ほどの75%ということにいたしました。さらに、修繕費用とか解体費用についても一定額をお支払いすることにし、また、借

家に関しても、一定額お支払いするということにしたわけでございます。第四次追補としてこの二つの損害項目に関して新しく追加したことは、画期的なことだったと思いますけれども、もちろん、これは各地域からのさまざまな要請などが前提になって検討されたものでございます。生活基盤喪失慰謝料については、長年住み慣れた住居、及び、地域から、見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となって、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等というふうに構成しました。ただし、当時は、コミュニティの喪失ということを直接明示したのではなかったわけです。帰還困難区域の居住者等については、これによって、一種の包括的慰謝料が認められたと見ることもできるのではないかと考えられたわけです。もう一つの住居確保損害のほうですけども、これが認められるようになった経緯は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、これは、伝統的な不法行為法理との関係では新しい一步を踏み出したということになります。物損の賠償に関しては、不法行為発生前の状態を基準として、物を修補する、修理する費用の相当額というのが原則的な賠償額であると従来考えられてきておりまして、例外的に、物を買って替えるほかに限って、交換価値のアプローチをとって賠償額を決定するというのが従来の一般的な方法だったわけですけども、今回の住居確保損害については、不法行為前の生活基盤を回復するという観点から、その再取得、再調達で賠償するという考え方をとっていますので、これはかなり画期的なことをしたことになります。これは、ある種の原状回復の理念に沿った考え方であるといえなくもないということでございます。実は、中古品の販売市場が確立している分野、例えば中古車などと比べてこれをどう考えるのかというのは、不法行為法的には興味深い論点ですが、市場が存在して代替性が高いということが中古自動車の場合にはございますので、そういう場合には、交換価値を前提とした計算方法をとるということに正当性があるだろうと考えられるわけですけども、今回の居住用不動産の場合は、再調達の必要性は高い、しかし、再調達は難しいということがあり、また、買い替えを前提とするということは必ずしも一般ではないという特徴がございますので、中古車の場合は販売市場が確立しているわけですけども、それとはだいぶ違う、つまり、交換価値とは違う考え方をとる必要があったということになると思われまます。これが、第4次追補までの話でございます。

次に第5次追補のほうに移りますが、これも、先ほど松浦様がとてもわかりやすく、七つの確定判決との関係でいかに苦労したかということの説明をいただきました。そのとおりでございます。私は、その結果として、今後の不法行為法とか責任に関して重要な影響がある点は何かについて話していきたいと思っておりますけれども、一つは、避難を余儀なくされたことによる精神的損害というのを新しく打ち出したということです。精神的損害については、2分論か3分論かという議論になります。先ほどの生活基盤喪失とか変容の慰謝料というのが独自の損害であることは当然の前提としつつ、そのほかに、継続的な慰謝料の損害と、——避難を余儀なくされたという、まさに着の身着のまま追いつけられたという——その避難のところだけについての損害を、別として扱うかということが問題になりました。この点については七つの判決の中で考え方が違っていたので、そこが問題になったわけですけども、この2つの損害は、独立の別々の損害項目として扱うのではなく、同じ精神的損害の中での考慮要素として扱うということにしたわけ

でございます。二つ目が、生活基盤喪失・変容による精神的損害で、これは、先ほど申し上げたこと、さらに松浦様が説明して下さったことと関係しますが、先ほど申しましたように、第4次追補では帰還困難区域について主に生活基盤喪失の慰謝料だけを認めていましたが、これを居住制限区域等に広げていったということでございます。これは、生活基盤を喪失した場合だけでなく変容した場合もあるということとか、その後、帰還困難区域以外でも、なかなか元に戻れない状況があることがわかってきたという事情が、実は関係しているわけです。これも、先ほど松浦様がおっしゃって下さったことですね。それから、三つ目が、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安を基礎に置く精神的損害ということで、これは20mSv/yという政府が避難指示を行った基準となる放射線レベルを超えているところに、新しく、また避難してしまわれたというケースです。これについては、まさに、そこに一定期間住んでおられたということの不安に基づく損害そのものを——ある意味、生の不安というふうにいえますが——、損害として認めることにしたわけで、これも画期的な話でございました。あと、四つ目の点は、先ほど、松浦様のご説明いただいたとおりです。それから、自主的避難等による精神的損害についても対象期間を拡大したということもでございます。それから、中間指針は、自主的避難と、強制的避難といえる避難指示に基づく避難とについて、避難に対する判断根拠の違いを重視してきたわけですが、これを維持すべきかどうかについては議論がございます。しかし、今般これを維持することにしたということです。相違点の根源としては、被ばく不安を権利法益侵害の起点として考えている自主的避難等と、被ばく不安が全くないわけではないですけれども、避難指示されたことを権利法益侵害の起点として考える強制的避難とに違いがあることを、構造として維持したことになると考えております。

残り時間が少なくなってまいりました。最後に、結びに代えてですが、紛争審査会は、基本的には従来判例等にととってルールを作るという姿勢を示してきたわけでございますが、他方でそれを修正することも若干行ってきました。第5次追補につきましては、七つの確定判決との関係で従来中間指針をさらに修正、追加するという姿勢で臨んだこととなります。中間指針の策定は、裁判所が判決を出すのとは違いますので、具体的、個別的に損害を積み上げて説得力を持たせようとしているところがございまして、これが、包括的損害という概念を中間指針ではなかなか認めにくかったという理由でもあると思います。それから、原状回復の理念に関しては、これは民法学者のほうからは強く主張されたところですが、先ほど申し上げたように、少なくとも住居確保損害についてはこれを入れようとしているといえると思います。新規性のあるものに関しては、これも繰り返す必要はないと思いますけれども、②と③は、不安に基づく損害を承認し、あるいは、拡張したということになります。住居確保損害については、先ほど申し上げたとおりでございます。それから、従来と比較して要件が緩和されたものとしては間接損害がございまして、これも先ほど申し上げたように、経済的一体性という要件は不要とし、代替性がないという要件だけを残したということでございます。それから、従来よりも大幅に認められたものとしては風評損害がございまして、この基準に関しては、先ほど申しました下級審判決が基礎になっていますけれども、実際には、これを基礎としてかなりの風評損害を賠償すべきものと

して認めたこととなります。それから、ここには挙げていませんけれども、営業損害に関して、事故によって営業できなくなったものの、新しく収入源を自ら見つけられた方について、厳密に、差額説という損害の考え方をとると、その新たな収入については賠償額から差し引くということになるかと思いますが、これについては昭和56年の最高裁判決、すなわち、特別な努力によって新しく収入源を作ったという場合は差し引かないという判決がございまして、この法理を今回、中間指針の中でも大いに活用しました。これは非常に大事なことだし、ある意味、当たり前と思われるかもしれませんが、新しく収入源を自ら見つけた方については、損害額からそれを差し引くことはしないという判断の仕方をいたしました。それから、概念の整理をしたものとしては、慰謝料についての先ほど申し上げた点がございます。

それから、リスク、不安に対する損害の賠償請求に関しては、あまり細かい話をするつもりはないですけれども、四つほどの問題があると思います。まず、1) リスク自体に伴う損害の賠償請求というのがあります。それから、2) リスクに対する不安自体に伴う精神的損害というのがありますが、これは、先ほど来出てきている相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害ということになると思ひまして、これは第5次追補で入ったこととなります。これは、生のリスクの不安ということになると思ひます。それから、3) リスクを回避する被害者の行動から生じる損害として、自主的避難者とか滞在者の損害がこれに当たると思ひますし、さらに4) リスク、不安を回避する第三者の行動から生ずる損害として風評損害が挙げられると思ひますが、中間指針では2)、3)、4)を認め、また、裁判例も3)、4)を原子力損害賠償として認めてきたことになると思ひます。この不安に伴う損害を認めることについては、実は、行政法学者からはかなり強い批判があり、民法学者のほうからはかなり支持があるというような状況がございまして。

最後に、残された課題でございましてけれども、被災者のうち、高齢者など、新しく生活を構築していけない方たちの賠償をどうするかというような問題は、なお残されていると思ひますし、明日特に議論されることになると思ひますけれども、賠償と支援との関係、それから、先ほど松浦様のほうからも若干のお話がございましたけれども、クラスアクションの検討とか、あるいは、メキシコ湾の油濁事故についてのアメリカのケースで出てきたような専属的な裁判管轄についてどう考えるかという問題、さらに、原子力事業者が倒産した場合の処理、あるいは、有限責任等々の問題は、なお残されていると考えているところでございまして。どうもありがとうございました。

会場 (拍手)

宇南山氏 (司会) 大塚先生、ありがとうございました。続きまして、東洋大学法学部法律学科教授の大坂恵里先生より、「福島第一原子力発電所事故による被害と賠償の実態」と題して、ご講演をいただきます。大坂先生は、東洋大学において環境法、民法などをご専門にされておられ、また、福島県にも足を運ばれ、福島原発事故の賠償に関する論文も公表されておられます。それでは、大坂先生、よろしくお願ひいたします。

大坂氏 ご紹介にあずかりました、東洋大学の先生と申します。本日は貴重な機会を与えてくださいま

して、どうもありがとうございます。花粉症で、のどにきておりまして本当に申し訳ないのですけれども、会場の方も、そしてオンラインの方も、大変お聞き苦しい状況になっていると思えますけれども、初めにおわびを申し上げます。それでは、進めていきたいと思えます。本日、既に原子力損害賠償に関して、二つの基調講演において、中間指針やADRの意義など、詳細にご検討いただいておりますけれども、私からは被害と賠償の実態についてということで、個人的見解を含めて、若干の補足をさせていただきたいと思っております。

まず、この議論の前提となる今般の事故の被害についてですね。第5次追補も、本件事故の内容の深刻さ、周辺地域に及ぼした被害の規模、範囲、期間等は前例なきものであったというふうに評しておりますとおり、改めて確認をしたいというふうに思っております。長期性について関連することとしましては、現在も原子力緊急事態宣言下にあるということでございます。第二原発については早々に解除ということになっておりますけれども、これは本日、現在も福島第一原発については緊急事態宣言が適用されていると。いつ解除になるのかということにつきましては、何度か国会答弁のほうでも確認されておりますけれども、これが直近のものでございますが、なお未定というふうにされていると、現在も継続しているということは改めて強調しておきたいと思っております。

そして被害の広域性ですけれども、これまで既にいっぱい地図が出ておりましたけれども、どうしても浜通り中心の地図になっておりましたので、実際には、放射性物質の拡散は福島県の県境は関係ありませんので、県境を越えて広がったということも確認しておきたいと思っております。そして、なかなか、これも、私、法律をやっておりますけれども、むしろ社会学とかほかの分野の先生方のほうが、こちらの研究、詳しいと思っておりますけれども、被災者の多様性ですね。なかなか端的にまとめることは難しかったのですけれども、まず一つは、これまでも、区域内とか区域外とか自主避難とか、そういった言葉が出てきておりますけれども、賠償政策、明日の復興政策もそうですけれども、避難の指示等と連動してきたということで、避難指示区域の中か外か、あと、区域内においても区分されることとなっております、松浦様より既にご紹介いただいておりますけれども、それが地域分断という副作用にもつながるというご指摘もございました。そして、区域外、とりわけ福島県外につきましては、被災地として十分に取り扱われていない低認知被災地というふうにおっしゃる方もいらっしゃいますけれども、なかなか救済を求める声が上げにくいというような調査研究もございます。そして、属性のお話も進めていきますと、被災されたいずれの方々も大変な状況にあった、あるということですが、中でも、高齢者だったり、障害を有している者だったりとか、あと、外国人の方もいらっしゃったりだと思いますし、妊婦や乳幼児といった要支援者、災害弱者というのが一般用語かもしれませんが、そういった方々は、特に避難行動においては、より過酷な状態、能登地震もそうですけれども、になっているということですし、そして、子どもとカテゴリー変えましたけれども、乳幼児だけではなくて、例えば区域外の方だと、学齢期にあるお子さん自身も、あと、その親御さんも、避難はしてないのですけれども、学期が区切りのときとか進学の時期に避難されるかどうかとか、もしくは、戻られるかどうか、いろんなことを考えられたと思います。避難までされなくて

も保養をさせるかとか、どのように滞在しながら事故前の生活を取り戻すかといったことで、なかなかご家族の中でも考え方の違いがあって、お互い理解の上で別居生活を送る母子避難の問題であったりとか、あとは、理解に至ることができずに別居とか離婚に至ったりする方とか、そういった方たちもいらっしゃいます。そして、性差という言い方がいいのかわかりませんが、妊婦の方以外も、要支援者のケアを行う方に女性が多いというのは、これは一般的にも実情だと思うのですが、ケアをする方は、要支援者と同様、それ以上かもしれませんが、大変な状況になっていたかと思います。そして、業種、職業についても、生活再建、復興においては性差がどうしても出てしまうという問題。第一次産業の方は、例えば農業をやっている方は避難先でまた農業を始めようと思っても、なかなかそれも難しい。場所についても農地賠償の問題がございますけれども、なかなか長年にわたって従事してきた農地というものの価値というのは市場では換算しにくいというようなことも、経済学とかそういった方たちの研究から明らかになっております。そして、こういった中間指針や総括基準、ADRの損害項目は、こういった多様な被害、多様な被災者の方たちに相当程度対応したかたちで列挙されておまして、賠償額についてはいろいろご意見はあると思いますけれども、特に中間指針の本体につきましては、事故から5カ月ぐらいで公表するという、この中にも策定にかかわった方たちがいらっしゃいますけれども、それによって、東電の積極的な自主賠償というものを強く促す効果がございましたし、策定にかかわった方たちは、本当に、さっき公開の場でとありましたけれども、顔を出して誰が何を言ったか残る場で非常に大変な仕事を成し遂げていたというふうに、私が評価するのも何ですけれども、本当に大変なお仕事だったのだろうというふうに思っております。

さて、次に賠償の話に移りますけれども、ただ、原子力損害賠償の制度の在り方について、こちらにも、この中に委員の先生がいらっしゃいますが、こういった、私のほうでまとめてみたような原子力損害の特殊性といったようなものが書かれておまして、全くこのとおりでと思います。①から④のところは、原子力に限らず、大規模災害とはこういうものかもしれませんが、特に長期性の話ともかかわると思いますが、⑤については、第5次追補の指針の改定にもつながったように、いろいろな考慮が必要なものでございます。原子力損害賠償制度専門部会ですけれども、今般、現賠償が中間指針を示すことや、原賠ADRセンターの在り方みたいなものは、現行の制度が維持されるべきであるという評価をされておられます。この専門部会は、現在というよりは、将来、もし、またこういうことが起こったときにどうするかということをお話合っている会議でしたが、現行制度のところを評価されていたわけですが、しかし、既に基調講演の中でも課題に挙げられておりましたとおりで、現行制度でも検討すべき課題はあるというふうに思っております。

細かすぎて申し訳ないのですが、まず原賠ADRについて見ていきたいと思いますが、もちろん、ADRがあることによって、直接請求手続きとともに司法制度の崩壊を防ぐという機能があったというふうに私も思っております。しかしながら、裁判所への訴訟提起だけではなくて、こういう、直接請求もそうなのですが、直接請求される方や原賠ADRへの申立人の方々は、リーガルサービスはどれぐらい受けられたのかということも振り返らなくてはならないというふ

うに思っております。驚いたのは、去年の弁護士の申立人、被災者側の方の代理人による申立の割合が3.3%というかたちで、すごい落ち込んでおります。これ、東京電力、被申立人の側は100%弁護士さんが処理している中で、申立人の方々は全体平均でも34%でしかない状況です。そして2022年度については約3%であり、これではなかなか到底対等に紛争解決にあたれたかどうかという点には疑義がありうると思います。もちろん、原賠ADRセンターでは、どのような事例でどのような和解に至ったかの和解事例を公表していらっしゃいますし、そして、原子力損害賠償・廃炉等支援機構とか、自治体だったり弁護士会とか、根気よく説明会を開いたり、もうすぐ確定申告ですけれども、そういった場にも行かれて、原賠ADRがありますなどといった説明をされたりなど、様々な形でのご尽力がなさされていたわけですが、とはいえ、元に戻ると、東京電力、被申立人側は、弁護士が経験を重ねていくわけですよ、こういうケースには、こういう対応をすればいいという形でノウハウや知識が増えていく反面、一方で、多くの申立人は一回限りというか、その人自身のケースを扱うだけの状況です。なおかつ、これは福島県だからということもあるかもしれませんが、人生で初めて法律家にかかわる方も数多くいらっしゃるわけです。初めて弁護士さんに会ったっていう方がたくさんいらっしゃいます。なおかつ、原賠ADRにくるのは、直接請求では非常に解決が難しいケースが多いわけですから、申立人側のほうには十分な法的支援が必要でしたし、これからも必要なのだというふうに思っております。

そして、最大の問題で、あと、制度的な問題で、東京電力の問題だとも思っておりますけれども、和解仲介案の尊重にかかわる問題ですね。東京電力は原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じて国の支援を受けるという条件として、特別事業計画を作成しまして、そして、内閣府の担当大臣、文科大臣、経済産業大臣からその計画の認定を受けなくてはならないのですが、その中で、和解仲介案の尊重というのが一つのお約束、東電自らの誓いという形で尊重するということを宣言しているわけです。これ、和解打切りの件数を見ますと、2017年と2018年の間の意味ですけれども、それほど違いがないというふうに思われるかもしれませんが、2018年は特別な年でしたというふうに私は考えております。何故特別かと申し上げますと、2014年末ぐらいまでは、東京電力のほうは、手続きの遅延や受諾拒否とかがあっても、長泥地区の和解などという形で最終的に和解仲介案を受諾していたという経緯がございます。しかしながら、その後は、集団申し立てによる案件については、まず拒否をするというような対応をしておりました。このところに線を引いておりますのは、49件と件数としてはそんなに大きくない数字でございますけれども、しかしながら、これには集団ADRがたくさん含まれております。こちら、すごい字が小さくて申し訳ないですが、2019年にかけて、あるいは、2020年もありますけれども、これだけの集団ADRが打ち切られるということになっております。なおかつ、字が小さいですけれども、星が二つついております。1点、訂正をしますけれども、2019年の真ん中と2020年の真ん中に星が二つついてはありますが、これ、更新のときにミスってしまいまして、星がつくのは2020年の2のほうですね。和解仲介手続きと訴訟がともに継続して、それを理由に東電が和解の手続きを拒否して、受諾を拒否していたというケースがございまして、それで打ち切りになったものがあります。

実は、こういったケースは2020年だけではなくて、2018年のその他の17件の中にも含まれておりまして、そういった形で、特に、2017年の春に前橋で、前橋地判、群馬の判決が出たあとに、そういったADRと訴訟を同時進行でやっている方についてはADRの手続きを事実上ストップさせるみたいなのが行われておりました。集団ADRの話に戻りますと、先ほどの件数と、あと、人数としては、1万6900名という方が東電の和解案、受諾拒否が原因だとかたちで打ち切られております。浪江町については特徴的だと、この中でも特に大変だったケースだというふうに、みんな大変ですけども、大変だと思っております挙げてみましたけれども、2013年に申立をして、そして、仲介委員が1年後弱に和解案を提示して、浪江町はそれを受諾する意向を示すんですね。しかしながら、東電は6回にわたって拒否を続けました。一応その間、原賠ADRセンターの方たちも、例えば仲介パネルの方が和解案受諾に向けた勧告を出していただいたり、総括委員も所見を出していただいたりといった形で東京電力に対応を促していたのですが、結局東京電力が和解仲介案を受諾しないということで和解案打ち切りに至り、それがドミノ的に連鎖して、他の集団申立案件も、どんどん打ち切られていくことになったということです。東電としては、もちろん集団としては受け入れられないけれども個別の損害はあるのかもしれないということで、きめ細かく対応しますという形で、応答をしておりましたけれども、なかなか震災から7年が経過し、改めて個別でADRをするのかとか訴訟に移るのかという判断は、なかなか被害者にとっては過酷な状況だったのではないかとこのように思っております。

このあと、訴訟の話にすぐ入りますけれども、浪江町、浪江原発訴訟は、1万5000人の申立をされた方々の中から、ごくごく一部の方が訴訟に移行したというケースになっております。ということで、スライドが2枚に分かれてしまったのですが、こういった集団訴訟の一覧のほとんどは、ADRと連動するものも、もちろん浪江の方にありますけれども、終わってからというものもありますが、より早い段階で訴訟を提起されているものです。というのも、区域外の避難の方については、東電の自主賠償基準や原賠ADRではなかなか填補される損害額が低いとかゼロとなりますので、訴訟しか道がないということになります。また、何よりも、多くの訴訟で、国の責任についての言及がございますけれども、現賠法に基づき事件事業者である東京電力だけの責任ではなくて、むしろ、民法の過失責任、そして、国の法的責任というものが追及されてきました。中間指針は、現賠法に基づいて、故意や過失を問わない形での原子力事業者の責任を基礎にしておりますので、損害額のところでも国の責任分については反映されていない。そういった国の法的責任の有無については、原賠ADRにおいても争われる論点ではございません。ということで、これだけの訴訟がありますけれども、こちらの潮目が変わったことにまた言及しますと、きっかけは上告審、ここに四つありますけれども、2022年6月17日の最高裁判決だと思います。その前の下級審判決は、国の責任を肯定するものが12件、否定するものが11件というふうに、ほぼ拮抗している状況でしたけれども、高裁判決だけ見ていただくと、色がオレンジの薄いほうですけども、実は3対1というかたちになっていたわけですが。しかしながら、最高裁ではすべて国の責任については否定されました。その後、より濃いところがそうですけども、最高裁後の国の責任を問う交際判決ですが、これはすべて国の責任は否定されております。

あとは一つのきっかけは、第5次追補が示されたことによる影響です。ここに赤い線を引きましたけれども、判決が出たあとに東電が控訴上訴をしないものや、判決前に和解で解決というものも徐々に始まっております。東電が控訴を上訴しないケースは、第5次追補を反映した賠償額を支払う対応となったことによるのだと考えられますけれども、しかしながら、ここ、読み上げませんけれども、第5次追補というか中間指針にも、1次から4次の追補にも、すべて書かれていますけれども、個別具体的な事情によって相当因果関係がある損害と認められるものはすべて賠償の対象となるというふうに明言されておまして、そして、今年に入ってからですけれども、神奈川の控訴審判決、そして、つい先日ですけれども、山木屋訴訟においては、第5次追補を超える形の丁寧な個別認定のうえでしているというものもございます。

残り1分になりましたけれども、最後のスライドは、繰り返しのになってしまいますけれども、東京電力は国の支援を受けているわけですからけれども、その賠償について、いろいろ東京電力以外のところも実質的に負担している部分があるのですけれども、こういった面を見ると、果たして、原因者負担というものが勘案されていると言えるのかどうか。国は、賠償の支援者という形になっておりますものの法的責任はないということで、先ほど国の責任の話がありましたけれども、そして、こういった訴訟が行われたことによって、大事なことを言い忘れてしまいましたけれども、そもそも賠償額が増えたとか賠償の対象範囲が広がったというのは、もちろん、原賠審の専門委員の先生、特に事務局の方々が判決で示されている内容を丁寧に分析されて理論化していったということによりましてけれども、それを支える弁護団とか原告の方たちが主張したことを裁判官が受け止めたからということになりますよね。ですから、今後もこういう判決が出るということは予想されますし、なおかつ、国の責任については、日本の原子力政策、エネルギー政策にも関わることで、この点にも注視していきたいなというふうに思っております。時間を超えてしまったかもしれませんが、ご清聴どうもありがとうございました。

会場 (拍手)

宇南山氏 (司会) 大坂先生、ありがとうございました。続きまして、OECD/NEA 運営委員会副議長、原子力法委員会副議長、IAEA 国際原子力賠償専門家グループ委員、第3回原子力損害補完補償条約締約国会議議長の北郷太郎先生より、原子力損害賠償の国際的な歴史の歩みと福島原発事故における原子力損害賠償における国際的な受け止めと題して、ご講演をいただきます。北郷先生は、文部科学省において原子力損害賠償法の改正にかかわり、OECD/NEA や IAEA などの国際機関における活動も活発になさっておられる先生です。それでは、北郷先生、よろしくお願いたします。

北郷氏 ご紹介にあずかりました、北郷でございます。私自身、原子力損害賠償法に国内で昔から関わってまいりました。JCO 事故、それから、JCO 事故を踏まえて指針制度の導入の法律改正といった福島第一原発事故の賠償の基礎等もやってきたのですけれども、事故の後、私自身というより、霞が関の同僚の皆さん、関係有識者等の多くの皆さんの努力で賠償が進められている状況ですので、私は、今はその状況を皆さんから伺って、外国で説明する立場に回っております。その関係で、本日は、外国で見てきたことや、私なりに勉強してきたことを、皆さんに

フィードバックしたいということでございます。

原賠法については、福島事故が起こってから、制度の制定背景についてかなり国内の議論の整理がなされました。国内の経緯についての資料等は、小柳先生とかの出版物も含めて、かなり広範囲で把握され、皆さん、研究されていると思いますが、若干まだ研究の余地というか、論文や出版物等においてカバーが足りてないと思うものが、海外との関係の点でございます。今日はそれを中心にお話をしたいということでございます。

原賠法の説明をするときに、まずはアメリカの原子力政策の始まりからいくのがよろしいかと思えます。アメリカでは1946年に原子力法ができて、この当時、原子力事業は国家独占でしたけれども、54年に民間に許可制度を整備して民間事業の参入を促しました。しかしながら、民間事業者は、事故のリスク、賠償リスクを懸念して参入しませんでした。これについて、アメリカの原子力産業フォーラムが「コロンビア・レポート」という、コロンビア大学と提携したレポートをまとめています。コロンビア・レポートの狙いは、事業者側に事業推進を促す観点から、事業者側のリスクを説明したものでした。つまり、大きな賠償責任が生じるリスクがあり、かつ、一般的な賠償の担保方法として知られている責任保険では完全にはカバーできない、保険市場でこのような金額はカバーできないということです。そうすると、メーカー、事業者、発電事業者は事業参画ができなくなりますし、当時、やりたくありませんと証言しておりました。

また、原子力事故の損害については、このレポートで若干重要な指摘があるのですけれども、発電事業者に過失がない場合でも、その当時、アメリカの判例法の法理であります「ultra-hazardous activity」とか、リステイトメントに出ているような確立された法理の中で、厳格責任（過失がなくても賠償責任を負う）を負う州が多いのではないか、ということが既に指摘されておりました。こうした中で、このレポートを踏まえまして、アメリカの原子力法が1957年改正されました。これがアメリカの原賠法といわれておりますプライス・アンダーソン法でございます。この法律の目的は、原子力事故によって損害をこうむった公衆の保護、原子力事業への企業の参入が目的だったということです。州の不法行為法に基づく賠償責任を前提として、民間保険市場から、当時、保健市場で調達できる最大額6000万ドルの責任保険と、これを上積みするかたちで政府が運営する保険、そして、連邦政府による補償5億ドルを乗せて、これで賠償原資を確保するという形でした。そして、責任集中ですが、日本では原賠法に規定がありますが、アメリカは州法の賠償法を基本としていたので、州に賠償の集中化を強制することはできなかったもので、代わりにこの保険制度の中に、賠償請求を受けた製造業者やメーカー等の関係者をすべてカバーする仕組みが整備されました。要するに、原子炉の設置者が講じた保険で関係取引先もカバーするという形で制度がスタートしました。これは「経済的責任集中」といわれています。

このあと、「フォーラム・レポート」、これは原子力産業フォーラムがハーバード大学と契約して作ったレポートですが、また踏み込んだ整理がなされます。そのあと1959年には、これは商用炉といっていいかどうかについて疑問はありますが、 SHIPPINGポートのアメリカの最初の発電用の原子炉が運転開始されます。これは海軍の軍用原子炉を陸上設置しただけだといわれており、若干実験炉的のところがございます。この当時、「フォーラム・レポート」では、米国設

計の製造の原発が世界各国で導入される見通しになっている情勢を踏まえて、事故に際して一般公衆が賠償請求を行うのは結構難しいという指摘しつ、潜在的な賠償責任が、産業界、特にメーカーの事業実施を困難にすることを指摘しています。このレポートから、当時、原発の輸出に関心があったこと、また事故に際して被害者が適切に救済されることを確保しつつ原子力エネルギーを導入するというのが当時の米国政府の立場だったことがわかります。また、国際訴訟において裁判管轄、準拠法の選択、外国判決の執行を巡って法務上の混乱が起こるだろうと、こういうことも指摘されていました。これに対する一応の対応の提言というのが書かれておりまして、まずは、原子力施設運営者は、施設の運転から生じた被害、事故による被害については無過失責任とし、戦争によって生じた被害は免責とする、そして過失相殺（日本の過失相殺とは少し違う「contributory negligence」）の部分は減額にする、といった形で原子力事業者側の抗弁権をほとんど否定しようという主張でした。また、原子力施設は、許可を受けた者のみが国際的に合意された安全基準と国内の規制を厳しく遵守して運営すべきとしています。そして、原子力事業者は、保険市場の能力上限まで保険をかけて、また他方、保険上限額で賠償責任を制限すべきだと指摘しております。他方、メーカー等に対して損害賠償をするのは無意味で混乱を呼ぶだけなので、これは法律上阻止すべきだとしております。これが、責任集中という制度につながります。損害賠償の原因となった施設の所在する国の裁判所、施設所在国の裁判所のみが裁判の専属管轄を持ち、また、その所在地国の法を準拠法とすべきとの指摘もありました。また、損害賠償請求権の時効についても統一的な基準を作るべきとし、事故から10年、それから、また損害発生するとき、損害悪化のときから2年というふうに提言されていたわけです。また、責任制限を前提とした議論として、責任制限を超える損害が認められたときには、賠償額は比例的に削減して、他方、人身損害については、一部または全部優先権を認めて、最終的な賠償分配の前に中間的に払うべきと整理されておりました。それから、原子力施設が所在する国の政府は、限度額を超える、責任制限を超える損害について、あらかじめコミットした額までは公的資金によって賠償を継続させるべきだと、これを国際約束としてしっかりやるべきだということが提言されていたわけです。また、賠償は国籍、住所、居住地による差別はなしに行うべきだとも指摘されていました。また、もう一つの背景として、当時、アメリカの産業界の議論を受けてOECD、現在のOECDの中で原子力賠償条約の検討が始められておりましたので、レポートにはパリ条約のドラフトが別添されていました。

米国以外の動向ですけれども、イギリスでは1965年に既にコルダーホール1号機が運転を開始しています。これは、半分軍事目的炉です、プルトニウム生産炉ではあるのですが、一応発電もしていた炉です。それから、1960年のパリ条約というのは、今申し上げたように「フォーラム・レポート」のときには交渉中だったわけですが、これが1960年6月に採択されまして、68年には一部追加した議定書も併せて発効しています。このパリ条約は、「フォーラム・レポート」に見られたようなアメリカの議論の強い影響を受けています。そして、パリ条約によって、「フォーラム・レポート」の内容を踏まえつつ、無過失責任、責任集中、責任保険の強制、施設国の裁判管轄、施設国の法の準拠といった現行の原子力損害賠償制度の原型が作られています。

パリ条約は OECD が寄託機関で、主に西欧諸国の地域的枠組みとして現在も機能しています。他方、IAEA におきましては 1963 年にウィーン条約が採択されています。これはパリ条約と類似した内容ですけれども、IAEA を寄託機関として、より世界的な枠組みになっていますけれども、実際には、東欧、南米に加盟国が多いです。

そして日本の制度ですけれども、これは既に小柳先生の本などに、当時の原子力委員会の専門部会の議論等がかなり掲載されておりますし、専門家の間では、事故後、かなり研究が進んでいるように思います。ただ、日本と欧米とのタイミングを比較してみますと、日本の原賠制度の検討開始の直前にアメリカのコロンビア・レポートが出ています。コロンビア・レポートを受けてプライス・アンダーソン法が成立していて、そして、原産会議に検討の場ができ、1958 年に中間報告書が示されております。その後、原子力委員会の原子力災害補償専門部会が設置されたあと、実際、法律ができていますけれども、この途中でフォーラム・レポートが公表されていて、パリ条約の素案が日本側に示され、最初の現賠法は国会提出直後に一度廃案になって、再提出された法案が成立した形です。

私も様々な資料を確認いたしましたけれども、プライス・アンダーソン法のタイミングを受けて日本の検討が始まったこと、「フォーラム・レポート」には、実は東大の鈴木竹雄先生が加わっています。また、この当時、小柳先生の資料にも示されておりますが、日本は GE に対して原研の動力試験炉 JPDR の建設を依頼していたのですけれども、JPDR の建設の受け入れに関して、しっかりした原子力損害賠償制度を作るように GE から要求されています。また、日本の原賠法の法案は、「フォーラム・レポート」でパリ条約の条文案が入手可能な状況で起草されており、実際、条文の規定ぶりがかなり似ています。下山俊次先生からは、パリ条約を参考に起草したと、何度か私的な席でお聞きしております。このようなことから、日本の原賠法は、国際的な原則を基本的に受け入れた形で法整備が為されたという風に理解しております。

このあとの制度の発展ですが、米国では「フォーラム・レポート」に出ている厳格責任とか、それから除斥期間とか時効期間等を、これはアメリカ連邦法では多い話なのですけれども、アメリカの連邦政府の保証契約の条件として取り込むかたちで導入されました。また、裁判管轄についても、事故発生地を管轄する連邦裁判所というふうなかたちで規定しました。これで経済的責任集中、これは法的な責任集中ではなく保険でカバーを行っているわけですが、これと併せて事故発生地の州法による賠償を前提としつつ、実質的に「フォーラム・レポート」が提言したような枠組みが実現したわけです。実際このあと、アメリカは 1966 年から 74 年にかけて原発発注ブームが起こっております。さらにその後、アメリカはさらに保険額の上積みを図るべく、現在の日本の原賠機構法と似ておりますけれども、相互扶助により事故時に保険に上積みして賠償資金を確保する遡及的相互保険制度を導入しました。当初は 1 基当たり 500 万、事故が起こったときに 500 万ドルを上限として各社が支払うという内容でした。そして、これはその後どんどん増額するわけですね。スリーマイル事故が起こった後には、賠償総額が 7100 万ドル。これ、弁護士費用が 2900 万ドルというのは注目すべきことだと思います。さらにその後、チェルノブイリの事故が起こっております。その時にはプライス・アンダーソン法の改正は相当紛糾いたしました

た。一部の規定が時限規定でありましたが、それに間に合わずに1年ぐらい遅れて改正がなされ、アメリカの原賠制度は相当強化されました。まず、有限責任額を超えた場合、議会在具体的に行動するための手続き規定を置くとともに、議会在公衆からのすべての請求に対して完全、かつ、迅速な賠償を提供するために必要な措置を取るという規定が入っております。そういう意味で、有限責任で責任の範囲内で処理をするという概念から一歩踏み出しているわけです。また、遡及保険の負担額を大きく引き上げておまして、各基で事故を起こした事業者から2億ドル、その他の事業者から6300万ドルということで、これで一気に遡及保険額が112基分として72億5600万ドルに上がったわけです。そして、この水準が今も維持されております。また、留意点としましては、放射性物質の環境への放出がなかった場合にも、州政府、州知事からの避難命令が出されて避難することに対しても避難費用を出すことが規定されており、これは現在、条約にも反映されております。これは、スリーマイル事故においては、放射性物質の環境に影響があるまでの放出がなかったことに起因しております。このようなことで、ポスト・チョルノービリ時代の原賠条約というのは、経済損失、環境修復費用、予防措置費用、を規定しており、予防措置費用これは事故に至らなかった場合でも払うべし、という形になっております。

そして、日本の状況ですけれども、日本はJCO事故を99年9月に経験しております。このとき、150億の賠償でした。この時に、旧科学技術庁は、原子力損害賠償調査研究会を設け、下山俊次先生に会長に委嘱して損害範囲の整理をして、7000件のうち6000件を和解により解決いたしました。このとき、大塚直先生には原子力損害賠償紛争審査会の委員になっていただいております、和解仲介を2件行っております。そのあとの原賠法改正になる2009年の改正では、野村豊弘先生を座長とし、大塚直先生にも委員に入ってください、検討会でJCO事故の賠償のレビューを行っていただいた上で、法改正をしました。このとき、条約締結する場合の候補としてCSCを提言しつつ、JCO事故の経験を踏まえて和解による賠償を迅速かつ公平に進めるための指針の仕組みを作ったということがございます。

次に、福島原発事故の賠償に関して、事故が起こったあと、国際社会に対してどのような情報発信を行ったかという話です。まずはOECD/NEAの原子力法委員会において、私だけではなくて、様々な人が、事故発生後、原賠機構法の制定や各種追加立法なども含めて、賠償の進め方や対応状況についての丁寧な説明を行いました。またOECD/NEAは、日本の原子力損害賠償制度と賠償指針や、賠償のために講じた様々な措置について、関連文書の英語訳も含めたかたちで冊子にまとめたものを刊行しております。これには、関係省庁の様々な部局が協力をしました。そして、IAEAの原賠専門家グループ、事務局長の諮問委員会で通称INLEXと言いますが、日本人委員の皆さんがIAEAに丁寧に説明を行っています。当時の委員であった道垣内先生は本日会場にいらっしやっておられますが、野村豊弘先生もその後任の委員でいらっしや、実は私も現在の委員になっております。さらに、国際原子力法学会、INLAにおいても各国の専門家に対して説明を継続的に行っております。

このような我が国からの説明等に対する国際的な専門家コミュニティの反応であります。当初は、日本のような先進国でこのような大きな事故が起こったことにはかなり驚きを持って受け止

められて、日本の事故対応の透明性と合理性には、賠償も含めて強い懸念が持たれていたように思います。それが、丁寧な説明活動を継続することで徐々に解消し、日本が賠償の公平かつ円滑な実施にかなり努力をしているということが理解されてきたというふうに思います。OECD/NEAの反応ですけれども、先ほどのNEAの報告書の中でも、日本は賠償条約については未締結であるけれども、国際的に受け入れられた原則に基づく原賠制度を有しているということを具体的に指摘しています。また、日本の賠償実施の実務について、国際的には、かなり関心が高く、それを受けた反応としてブラチスラバ・ワークショップ、それからリスボン・ワークショップという一連のワークショップが開催され、日本の実務を賠償項目すべてカバーするかたちで丁寧に追いかける検討する議論がなされております。特に賠償実務について、これはクレーム・ハンドリングといわれておりますが、外国の関心は強かったです。そして事故から10年経ったあと、OECD/NEAがレポートを出していますが、この中で、日本の賠償対応について高く評価する旨のコメントが具体的に書かれておりました。そして、IAEAですが、事故直後にIAEAで採択されたAction Plan on Nuclear Safetyというプランの中で、グローバルな賠償制度、すべての被害者が適切に賠償されるようなグローバルな原子力損害賠償制度を構築することを目標にすべきだと、その第1ステップとして、みんなに条約に入ってほしいということを初めて具体的に主張されました。

その他の観察ですけれども、外国では多くの専門家は、裁判所での処理を想定していた様子でしたが、現実の日本の取り組みを見て、裁判外での取り組みというのを各国で研究されているように思います。それから、国際的に受け入れられた諸原理、責任集中とか無過失責任とか、そういった原賠制度の諸原理についてですが、今回の事故の賠償は、その合理性が一応立証されたものと受け止められています。また、保険市場でのお金が実際の被害の賠償に足りないということは強く認識され、可能な限り賠償措置額を増やすということと、それから、責任制限額にかかわらず、国家資金とか新たな金融手法で巨額の賠償資金を確保しようという動きが盛んになりました。以上のとおり、まだ課題も多いのですが、国際的には日本の賠償の取り組みは高い評価を受けております。また、日本の賠償に関する情報は貴重な情報とされているので、国際的に発信すべきだと思います。また、これからは、国際的な枠組みの改善すべき点について、日本は積極的にイニシアチブを発揮すべきだと思います。以上でございます。

会場 (拍手)

宇南山氏 (司会) 北郷先生、ありがとうございました。それでは、これより休憩に入ります。少し予定より遅れておりますので、次のパネル討議は16時15分から再開いたします。時間の少し前になりましたら、お席にお戻りいただきますよう、お願いいたします。なお、会場入り口の外、ホワイエにおいて、福島県の東日本大震災、原子力災害伝承館よりお借りしているパネルをいくつか展示しております。ご関心の方は、どうぞご覧になってくださいませ。では、休憩に入ります。

(約10分間休憩)

山下氏 それでは時間になりましたので、これからパネル討議を始めさせていただきます。まず僭越ではございますが、本日パネル討議のファシリテーターを務めさせていただきます、京大の山下でございます。よろしくお願いいたします。それでは本日基調講演と話題提供をいただきました方々、パネリストで並んでいただいております。順番にお名前だけご紹介させていただきます。松浦先生、大塚先生、大坂先生、北郷先生、4名に会場のフロアのほうにお座りいただいております。あとオンラインの参加となりますけれども、早稲田大学の前総長であられまして、あと原子力損害賠償紛争審査会の前会長をなさっておられました、鎌田薫先生にもご参加いただいております。少しご紹介申し上げます。鎌田先生は早稲田大学では法学を広くご専門にされていらっしゃる、産学官のあらゆる分野での多様なご経験を積んでおられ、審議会をはじめとして、いろんなかかわりをお持ちでございます。特に文科省が設置してございました、原子力損害賠償紛争審査会においては、会長の職など、もろもろ約10年以上のご経験をされてございます。まず本日の進行でございますけれども、冒頭に話題提供等々まだされていただけないということで鎌田先生より10分程度お話を賜りたいと思っております。本日の多分講演話題提供をいろいろお伺いした中の共通の視点などについてのおふれもあるかもしれませんけれども、それではまず鎌田先生、10分程度お話を賜ればと思いますのでよろしくお願いいたします。

鎌田氏、 発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。本日、各先生方から大変詳しい、またわかりやすいお話をいただいておりますので、あまりつけ加えるようなことはございませんけれども、資料を準備しましたので、こちらに沿って簡単に話をさせていただきます。

 その冒頭に掲げてありますように、これまで原子力事故の損害賠償に関して、いくつかの研究會、審査會等にかかわってまいりましたので、その責任を果たせという趣旨で、ご下命があったのではないかとこのように考えております。僭越でございますけれども、手短かにいくつかの私なりの感想を申し上げます。

 それぞれのこのJCOの臨界事故に起因する原子力損害調査研究会であるとか、あるいは原子力損害賠償紛争審査会につきましては、もう既にその意義等を、また問題点も含めて、これまでに詳しくお話をいただきましたので、そういったことを経験してきたということだけの紹介とさせていただきます。

 その次の紛争審査会の会長を務めさせていただいていた時期と重なりますけれども、2015年、平成27年の5月から2018年の12月まで、原子力損害賠償制度専門部會、これ原子力委員会の専門部會ですけれども、その部會長代理として、原子力損害賠償法の改正を巡る議論をさせていただきました。それについては少しふれておきたいと思っております。

 原子力事故による損害賠償における基本的な仕組みとして資料に掲げてございますが、原子力損害の賠償に関する法律に基づく対応として要点を四つ掲げさせていただきました。それぞれについて、この専門部會では、かなり議論が交わされました。第1の点につきましては、目的規定の中に原子力事業の健全な発達を図るということが入っているのはけしからんと、こういうふうな議論、これが最も根本的なところで、むしろ被害者保護に重点を置いた制度構築を考えるべき

であるかどうかという点が一番大きな議論になりました。そして、責任集中、それから無限責任、無過失損害賠償責任という点についても、責任限度論、責任制限論の議論がかなり強く主張されたところがございます。また賠償措置額に関しては当然のことながら賠償措置額の引き上げが強く主張をされましたし、賠償措置額を上回る損害については、国家補償制度を作るべきであるというような主張もなされたと記憶しております。それから、紛争当事者間で自主的な解決に資する指針の策定、和解の仲介。これが紛争審査会の役割でありますけれども、これに関しましては、紛争審査会を常設の行政委員会とすべきであるというご主張がありました。またそこでの採決に対する不服があれば、東京高等裁判所に専属管轄にするべきであるというような議論も出されたところで、それぞれの問題について、かなり突っ込んだ議論がなされました。その結果、平成 30 年 2018 年に原子力損害賠償の改正がなされて、直ちに施行されたというふうな運びになっております。これは半分自己紹介ということであります。

次に原子力損害賠償紛争審査会との関連について少し触れたいと思います。これももう既に詳しくお話はされたのでつけ加えることはあまりありません。蛇足にしかありませんけれども、JCO の臨界事故の対応をする経験を踏まえて中間指針の策定に向けて議論が進められたわけでありまして、JCO の事故と比べれば、はるかに大規模あって、そういういった大規模被害に対して可能な限り早期に非常に多数に上る被害者の救済を図ろうということで損害の範囲の提示、それから中間指針に明示されないものについても、原子力事業者に関連の賠償を求めていくというような基本的な考え方を提示し、それを今日まで続けているということ、いろいろ問題点も指摘はされていることは承知しておりますけれども、やはりこの前例のない大規模被害に対して、公正、適切、適正、かつ迅速な賠償をする実現するべく検討を行い、方向性を打ち出してまいりました。これと同時に、これまでの民法・不法行為法で示された判例、実務等の流れに反することはないようにしつつ、実際の調査結果等も踏まえながら、合理的な説明がつく範囲で、できる限り被害者側に寄り添うかたちでの賠償の指針を提示してきたというふうに考えてきたところであります。この点の評価については、さらにいろいろとご議論があろうかと思っておりますので、それをこのあと議論でお伺いさせていただければと思います。

また紛争解決に当たりましては、原子力損害賠償紛争解決センターが 2011 年の 8 月に設置され、和解案の提示、和解の仲介等を行うことによって、多くの事件について迅速な解決を図ることができたと、一定の意義は持っているというふうに評価しているところでございます。それから賠償措置額を超える原子力損害への対応も課題でありますけれども、この点につきましては原子力損害賠償・廃炉等支援機構による原子力事業者への賠償スキームと、それから東電以外の原子力事業者から機構への負担金の納付等によって支えられているところでありますけれども、今日まで政府から機構への国債の交付が 15 兆円を超えていると、東電の損害賠償支払い額は 11 兆円に及んでいるということで、それなりの役割は果たしてきたのではないかとこのように理解しているところであります。

それらを踏まえて、また詳しく今日のお話を伺ったうえでいくつかの所感ということですが、何よりもまず東日本大震災の被害者の皆様に対する関係では、東電が最後の 1 人までしっ

かり賠償するという姿勢を尊重し、引き続き、完全賠償を実施していくことが何より重要であつて、この点については官民を上げて注視をしていくべきであろうというふうに考えております。また原子力損害賠償制度自体につきましては、先ほどの原子力委員会の専門部会にもありましたように、原子力損害賠償法は約10年ごとに見直しの検討がされておりますので、その機会を捉えて、2018年の時点での議論、多くは積み残しをしたような形になっているといえなくもありませんので、それらの議論も踏まえて、それぞれの時点での国内のまた国際的な情勢も考慮して不断に見直しを行っていく。その準備を今から開始していくことが必要ではないかというふうに考えております。

また福島における損害賠償の十数年にわたる経験を踏まえて、今後考えていくべきでありますけれども、あえて語弊を恐れずにやや挑発的な言い方になるかもしれませんが、損害賠償というのはもともと事故によって、へこんだ部分といいますか、事故によって受けた損害、失った利益を、元に戻すところまでが、その主たる役割であります。いまだに避難指示対象区域が設定され、あるいは人と人とのつながりやなりわいについて、これももともとの姿を再現するということはほぼ不可能である。こういうことを考えますと、福島が魅力ある地域として、再生し、さらに発展していくためには新たな産業であるとか文化、社会環境等を創造、創生していくことが不可欠であつて、おのずと復興という視点がこれからますます重要になっていくというふうに考えます。当初、損害賠償を成功させて、賠償で賄えない部分について復興政策を実施するというような考え方もあつたように受け止めておりますけれども、そういった傾向が損害賠償制度に対する過剰な期待と不満といったものを生んだかもしれないというふうに感じているところがございます。とはいえ、損害賠償と復興っていうのは矛盾するもの、相対立するものではなく、相互補完的、相乗効果的なものであらうと思います。まず十分な損害賠償があることで自主的な復興に弾みがつきますし、逆に効果的な復興政策が先行をしていけば、損害賠償に過度の期待を集中しなくてよくなると、そういうことが可能となるともいえると思います。現実には個々人の生活に着目した司法的な判断に基づく損害賠償と、広域的に行政的な視点から行う復興政策、場合によっては社会保障的な政策と、こういったものが相互に補完し合いながら、その効果を最大化していくのが望ましいのですけれども、それぞれの視点の違い、立場の違いがあり、調整に難しい点もあらうかと思いますが、福島に着目すれば、福島は首都圏と東北を結ぶ要衝に位置しておりますし、高品質の農水産物と工業製品も含めてでありますけれども、首都圏に供給する大切なプラットフォームであります。また豊かな歴史や文化、優れた生活環境を有しているわけでありますから、中長期的な視野のもとで、国内外からの尊敬や信頼の眼差しが注がれるような魅力ある地域地方の創生、これを大目標として、その実現に向けて現時点での損害賠償や復興政策の在り方を考えていくという、こういった視点が重要なのではないかとこのように考えております。

そうした意味で本日と明日の両日にわたって、幅広い観点から最先端の学問的、理論的な知見と、これまでの10年余りのご尽力に裏づけられた実務的な経験を踏まえて、賠償と復興の両面にわたって意義深い議論がなされる。それで、それがこれからの福島の復興、再生、飛躍と、こ

ういったものについてのこういったものに向けての諸政策の在り方について、一定の方向性を見出せるものになるのではないかと大いに期待しているところでございますので、ぜひ議論を深めていただければということをお願い申し上げて、私からの雑駁な感想を終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

会場 (拍手)

山下氏 鎌田先生、話題提供ありがとうございました。それでは鎌田先生も含めてパネルリストの皆様と少し深掘りをさせていただければと思います。今日非常に多岐にわたる、あるいは専門的な内容にもわたる内容で、力不足ではございますが、まずは少し論点整理をさせていただければと思います。まず一点目は、今日たくさんお話をいただきました。いろんな視点からお話しいただきましたけど、結局のところ福島の損害賠償はいったいどこまで進んでいて、今後何が必要であるか、課題であるかと、この点は必ずあるかと思えます。例えば一つ、福島の賠償そのものについて言いますと、裁判、あるいは直接請求ということではない、紛争審査会による指針の策定、あるいはADRセンターによる和解の仲介という裁判外の紛争解決の仕組みが一定程度の役割を果たしてきたというお話もありましたけれども、一方、その中ではやっぱり十分に果たしきれてない役割もあるという、お話もございました。また別の視点で言いますと、深掘りの視点であえて申し上げますと、損害賠償という視点では、この福島の原子力事故の損害賠償は、不法行為法、あるいはまさに賠償の一步乗り越えている部分があるというお話もありました。そして、これは換言すれば、今後の不法行為だとか損害賠償論、損害賠償の一般の実務に、どのような影響があるのかということはあるかと思えます。また、あるいはそちらからのフィードバックが今回福島の賠償の中でもなされましたけども、そことの関係性みたいな視点が、今後の安定的な社会に非常に役割を果たすという面もあるかと思えます。そういう視点で、まずはできれば法律の専門家、あるいは賠償実務にも詳しい大塚先生、大坂先生あたりに、皆様ほかの先生方のご意見も踏まえたうえで少し総括的に振り返っていただきたいと思っておりますけれども、大塚先生、これの関連で少しお話しただけの資料をご用意いただいているということなので、まず大塚先生からお話をお願いしてもよろしゅうございますか。

大塚氏 はい、どうもありがとうございます。資料のほうは、鎌田先生に既にお話しいただいたことに関係してしまい、やや蛇足のようになってしまい恐れ入りますが、一言申し上げます。

原子力損害賠償法の平成30年改正の要点は今、鎌田先生にお話しいただきました。これ自体は原子力損害賠償の実施方針の作成公表の義務づけとか、仮払い資金の貸付とか、和解、仲介手続きの利用に関する時効中断特例等々、大事な改正だったのですが、先ほどから出てきている、原子力事業者の責任の有限責任化の問題については、無限責任を維持するという形になったわけでございます。

そして、無限責任を維持することの理由としては、これ自体いろんな議論がありまして一筋縄ではいかないのですけれども、専門部会の報告書で出されている理由づけとしては、ここにある3点が挙げられています。一つは責任限度額を仮に定めるとした場合に、その数字の決定が非常に難しいということ。特に原子力事業者の資産等によって決定することは非常に問題がある。原

子力事業者でも小規模のところと大規模のところがありますし、その資産によって額を決定するという考え方は被害者との関係ではとても耐えられない問題になることも含めて、責任限度額の水準の決定は難しいというのが第1点です。それから第2点ですけれども、施設の立地地域の住民など、国民の理解を得ることが難しいこと。有限責任した場合には国民理解が難しいということ。それから第3点として、安全性向上に対する投資が少しでも減少するおそれがあるのではないか。これは既に規制があり、そして福島原発事故以降、規制が強化されているので大丈夫だという議論もありましたけれども、しかし安全性向上に対する投資自体は、無限責任よりも有限責任のほうが減少するおそれはあるということです。この3点が大きな理由になっておりました。これ以外にもいくつか問題点はあるんですけども、大きなところはこの三つの理由によって、無限責任が維持されたということです。

さらに残された課題として一番大きいのは、原子力事業者の法的整理の問題でございまして、これにつきましては、電力システム改革によって原子力事業者の事業環境が変化しておりますので、今や、法的整理の可能性は否定できない状況になってきております。そうした中で、もし原発事故が発生してしまい法的整理をすることになったときにどうするかというのは結構大きな問題で、会社更生手続を行っていく必要があるわけですけども、そのときに原子力事業者には事故の収束作業とか廃炉作業とか除染作業、安全投資減退への防止など、いろんなことをしていただくかなければならないわけですけども、その法的主体がなくなってしまう可能性もございまして、これを是非とも早く検討する必要がある問題です。そして、原子力事業者のステークホルダーに公平な負担を求める必要があるという問題。また、被害者について、ほかの債権者より優先すべきであるという問題。こういう問題を検討することが、大きな宿題としてまだ残っているということでございます。

他に、国の立替払いとかクラスアクションについては、専門部会の中にも、報告書の中にも若干干ふれられております。これは私も発言させていただいたことでもあります。あと裁判の専属管轄の問題、これ先ほど鎌田先生も少し触れていただいたと思いますし、さらに先ほど触れた有限責任、無限責任の問題の再検討の可能性。こういう、前回の原子力損害賠償法の改正との関係での、残された課題がございまして。

そして今、山下氏が指摘されたこととの関係で言いますと、先ほど私が話をしたことの繰り返しのようになってしまうと恐縮ですが、今回の中間指針の、新しい点として大きく3つのポイントがあると思っております。これは不法行為法との関係での保護法益・損害の拡大であり、原子力損害という大規模被害に関連しております。1つ目のポイントは、リスクとか不安に関連する損害が認められてきたということで、第5次追補のところで認められた、20ミリシーベルト/年以上のところに居住されていらっしゃる方たちの不安の問題、自主的避難の問題、滞在者の問題がありますし、さらにまさにその不安に基づいて風評損害が発生したということの問題もありますし、さまざまなそういうリスクと不安に関連する損害賠償が認められるようになったというのが1つ目のポイント。それから2つ目のポイントですけれども、生活基盤喪失損害とか、生活基盤変容損害というものが認められたこと。そして、避難したこと自体に伴う損害、す

なわち、着の身着のまま、余儀なく避難させられたという損害を、新しく考慮事由として考えるようになったこと。この2つを含め、慰謝料について、従来の考え方を拡大したというのが2つ目のポイント。それから3つ目のポイントですけれども、住居確保損害に表れているように物損に関して従来とは違う損害の算定の仕方を認めたという点。これは原状回復にも関係する問題でございます。この3つのポイントが、理論的には大きな変革だったと思います。実際には風評損害をかなり広く認めたとか、間接被害に関しての要件の緩和をしたとかもありますけれども、理論的な大きな変革は今の3つにあるのではないかと考えているところです。

山下氏 大塚先生、ありがとうございました。端的に非常に多くの論点にふれていただきました。大塚先生のご視点ではどのようにお考えでしょうか。どこまで進んで、今後何が必要であるかと、もう一度繰り返してお話しただけると大変ありがたく思います。

大坂氏 はい、ありがとうございます。鎌田先生のご意見もいろいろ伺っていて、あまりつけ足すところがもうなくなってしまったのですが、やはり原状回復のお話を鎌田先生、お話されていて、やっぱり私も民法をやっていて、原状回復って何だろうというふうに改めて考えるきっかけになったのが今回の事故でした。それで、そのこともやっぱり不法行為の影響しているのかわかりませんが、原状回復の意味ですとか、あとそのリスク、不安とかその故郷の喪失変容にも関わるとは思いますけれども、今回のような事故が起こったときに侵害された利益とか権利とは何だろうということですね。そういった点では平穏生活権の議論もかなり進んだというふうに思っております。もちろんこれまでに登場してきている裁判中でまだ確定していない、訴訟の中では避難の権利とか、そういった様々な権利をご主張されることになりまして、特にその区域外の避難者の方がどういった被害、法益侵害をされたのかという点で、損害のところで考えると、今回五次追補のほうでは区域内というふうな言い方がいいかわかりませんが、非常に拡充された部分もありますし、そしてこれまでの場所の上積みという問題もこともありましたけれども、その区域外の避難されている方たちの訴訟も継続していますし、そういった部分のところがこれから丁寧な事実認定を裁判所で行い、先ほども申し上げましたけれども、中間指針、第五次追補もその指針に書かれてないことが、もうそれで賠償対象にならないことはなりませんので、そういうところで裁判所の中で細かく認定して行って、それが重なっていくと、また改定の必要性とかも出てくるのかなというふうに考えたりはしております。以上でございます。

山下氏 大塚先生、ありがとうございます。恐らくほかの先生もお話しされたいこと、きっとあるのだとは思いますが、時間もありますので、ぜひいろんな視点で少し深めていきたいので、別の視点に移らせていただきたいと思います。今、お二人の先生にお話しいただいた点は、やはり法的な意味合いを含み、地元の問題、あるいは法律の問題、さまざまな視点はもちろん絡んでおりますけれども、むしろそうではなくて、今日話題提供の中にも様々ございましたけれども、法律の専門家じゃない人が突然余儀なくされる事故によって損害を被る。かつ、これも象徴的に話しただけですが、まさにそのとおりだと思いますが、東電は賠償の実務に蓄積を積んだ弁護士が専ら対応する訳ですけれども、直接請求される被害者の方々は素人であると。こういった視点から、実際にそのADRですとか、指針の構造が裁判とは違うかたちでワークして非常に助かつ

た、ありがとうございますというお声もある中でも、やはりご不満の声もまだまだありますし、訴訟もまだ続いている現状もある。こういったことで、当然福島の中で、まず損害賠償に限りますけれども、理解が進んでいる面とやっぱりご不満がまだ残っているということがまだまだあるかと思います。ただ、これが福島以外になると、これも今日お話があったところではあります、より当事者感が薄れ、あるいは自分ごとではなくなってくるので、何がどうなっているのかがわかりづらい。さらには、これは北郷先生のご主張にありましたが、国際的にも、日本の対応が遅れているとみられている面と、むしろあるいは裁判外のこういう指針や和解仲介の仕組みがうまくワークしていて評価されているというお話もありましたが、福島以外の国内の地域の人、さらには国際的な関係者の関心、高まり、そういったことを含めて、この賠償制度が持続可能な形で維持していくために、これまで様々な工夫が検討されたり、なされたりしていることは今日の話題提供の中にもあったと思いますけど、さらにどういうことを考えることができ、何が必要であるのかということについて、福島の損害賠償に比較的近い関係で関わっている方々とともに、例えば、福島県外の方々や、国際的に関心を持つ方々に対してのメッセージという意味も考慮しまして、もしよろしければ松浦先生、北郷先生の順番で一言ずつお話を賜ればと思いますけれども、まず松浦先生、少しむちゃ振りで大変恐縮ですけれども、お願いできますでしょうか。

松浦氏

はい。大坂先生もプレゼンの中でご指摘されておられましたけれども、やはり実際、被害者の方が請求するにあたって、当然法的専門家である弁護士さんの支援を受けるということは、非常に重要だろうと感じます。それで、指針作る側で特に五次追補のときに特に心を砕いたのは、やはり立証責任を軽減することと、特にADRの総括基準を類型化するにあたって、できる限り典型的にどういうものが該当して、その場合にどういう金額になるかといったところを弁護士の支援を受けなくても、なるべく被害者が簡便に請求できるように工夫する、そういったところは非常に心を砕きました。あとADR自身も、調査官という、和解仲介を行う仲介委員の下で働いている弁護士等の人たちが、実際被害者に寄り添う形で、できる限り、実際に受けた損害を法的な調書としてしっかり残すことをやっていただきました。そして、被害者の立場に寄り添い、被害者側について、その代理人のような仕事を調査官の方々が実施するなど、被害者救済のための仕事をそれぞれが一生懸命やっただけでおります。ただADRを立ち上げたときには、実際若手弁護士が若干余っていた時期でもあって、そういった意味で弁護士、あるいは法曹の方々を確保することができた時期ではあるんですけども、現在それが簡単にできるかというところを決してそうでもなくなってあります。そういう意味では、特に福島以外も含めて、法テラスとかそういった、あるいは各地の弁護士会が実際そういった被害を受けておられる方々に寄り添える体制を如何に作るのかということが、福島を踏まえて、かつ、事故当初とはだいぶ状況が変わっている現在においては、むしろそこが非常に重要なところかなというふうに思っております。

山下氏

ありがとうございます。北郷先生、如何でございますか。

北郷氏

はい、少し話がそれることになりますけれども、大坂先生の指摘とそれから松浦先生のプレゼンテーションの中での指摘について、2つコメントがございます。

まず松浦先生の指摘の中で、今回、高裁判決確定を受けた追補が遅くなったことは非難されているということのご指摘がありました。最初から、そういう故郷変容みたいなどか、故郷喪失みたいなものを踏まえた賠償を出せたかどうかという論点になるかと思います。ここは今こういうふうな結果になってみると、審査会を運営した立場として、そういう反省の目線で考えることもわからなくはないと思っています。他方、司法システムの中で審査会を担っていた役割を考えて、どう考えるのかということもあるかなというふうに思っています。やはり審査会を作ったときの、私、その指針という制度を作ったときの法案の起草をしたときに、最初の立案に関わった訳ですが、どうしても既存の司法システムがどのような賠償を払うのかという、その判例を見れば想定できるわけで、それに従ったものはできるだけ早く払ってもらおうということで作りましたので、裁判所における様々な判断、例えば、正直申し上げますと、地域丸ごと避難するような事態はこれまでに日本にはなかったと思いますが、そういう過去の先事例がない中で裁判所がどう判断するか分からないものを予見して判断を出せたかというところと正直厳しいと思いますし、そういうことも予見して出せというふうになると多分慎重に出さざるを得なくなり、指針が素早く出せなくなるのではないかと思います。やはり、被害者の方々に素早く賠償を、とりあえず一部なり、一部であっても出すと、概ねの被害の概算額とでも言うのでしょうか、それを出して、とりあえず避難先での生活を再開していただくようにしてもらおうという現実を考えますと、それはそれで一つの役割だったのではないかと、というのが、制度を立案した立場の釈明です。これが一点目です。

それから大坂先生のご指摘の、やはり東電の立証能力とか訴訟対応力がすごく高くなっていくと、これ本当に事実だと思います。指針制度、松浦氏がおっしゃったように双方の立証の基礎となるものを先に作ってしまって、一定の賠償の流れをよくするというところととも、それで立証の負担を軽減しているということは実態上あると思っていて、ただ、ここまでその賠償が続いたあとに起こり得る、この現象というのは当初はほぼ想定していなかったというふうには思います。こういうところは、ADR制度の仕切り方とかで、考慮すべき点なんじゃないかなと、とりあえず現状制度のところでは思います。

山下氏 北郷先生、ありがとうございます。1点だけ、国際的に関心を持つ方々に対してのメッセージという意味での補足をしていただければありがたいと思いますが、如何でしょうか。

北郷氏 今般の福島原発事故による損害は、被害者にとって大変な事故ですけれども、環境被害はそれほどありませんといえるかと言えば、決してそういう訳ではありません。ただし、被害者への賠償がまずは何より重要でありますので、環境被害に対する賠償までは必要ないのではないかと、そういうふうな見方にもなったりするところもある訳です。ところで、原子力賠償条約は、すべて各国の民事法制に依存した形で賠償範囲を決めていくようになっておりまして、それは各国それぞれではありますけれども、やはり日本は実際に事故が起こり、賠償実務を円滑にやることの必要性がある中で、早く実際に被害者が避難したときに早く払わないと被害者が本当に困ると切迫した状況がある中で、日本がやった工夫というのは、かなり法務上不安定である面があることは否めないものの、被害者にとって役に立つものをかなり含んでいる訳ですよ。例えば仮

払い、ちゃんと制度化しようとかいうことで、現賠専門部会の報告書でも記載され、直近の現賠法改正に盛り込まれた訳ですけれども、これは制度として、権利として不安定さを受け入れたまま、制度を導入いたしました。そのところ、われわれ日本はやはり受け入れた以上、実務の成熟、もうちょっとできるだけ法的に安定的に受け入れ可能な形で成熟させていく努力が必要であると思います。賠償実施計画、これはソフトローで事業者が独自に計画を立てる訳ですけれども、やはりお互いに参照しながら、優れた計画の内容を目指すということが求められておりまして、このような情報は各国にきちんと発信していくべきだなというふうに思っています。以上です。

山下氏 ありがとうございます。実は少し全体的に時間が伸びておりまして、残りが7、8分ぐらいだと思います。次が最後の視点ぐらいでなるのかなと思っております。最後の視点は、鎌田先生から話題提供いただいた際に少し触れていただきましたし、明日の議論とも関係いたしますけれども、復興の文脈との関係性というのは、やはり少し考えていただきたい論点じゃないかなと思います。鎌田先生の言葉だと、賠償をしっかりと、損害があったもの回復させるとともに、政策としての復興をしっかりとやっていく。ただそれらは、有機的に連携させるのは難しい面もあるけども、しっかり全体として、地域、あるいは地元でのなりわいや、生活している人がコミュニティを形成する営みと、行政としての政策を打っていくことが相まって、社会、福祉、ありとあらゆる面だと思いますが、全体の最大化が図られることが重要だということだと思います。ただ、これは言葉で言うのは非常にわかりやすいし、ストンと落ちるんですが、実際には難しい面がたくさんあるかと思えます。この点、あるいは今日の全体の総括という視点を含めてでも構いませんけれども、登壇者の皆様お一人ずつ登壇の順番で松浦先生、大塚先生、大坂先生、北郷先生とお話しいただいて、最後鎌田先生に一言いただければと思います。その意味では、復興との関係性だけじゃなくてもいいように少し緩めたいと思えますけれども、一言ずつ、お話を賜ればと思いますので、松浦先生からよろしく願いいたします。

松浦氏 鎌田先生よりご指摘いただいた、まさにその賠償と復興との関係、これ中間指針の四次追補とか今回の五次追補でもやはり指摘している点で、当然被災者の生活再建を図るためには賠償だけでは決して達成できないと、やっぱりそこは産業とか雇用とか、そして生活環境、そういったものを一体として再建を図っていくためには、とても賠償だけでは成しえないといったところで、当然、福島県庁や各市町村を含めて皆さん大変ご努力されておりますし、国としても復興庁含めて政府を挙げて対応しているわけですが、やはりそういった視点を常に持ちながら対応していくことが重要かなと思います。それで、やはり賠償は五次追補で、ある程度区切りは着きつつあるかなと思います。より未来志向のかたちで取り組んでいくということが重要かなと思います。当然必要があれば指針の見直しというのを図っていくべきところではありますけれども、もう少し視点を時間軸的には先のほうに向けていく必要あるのではないかなというふうに思えます。

山下氏 ありがとうございます。大塚先生、よろしく願いいたします。

大塚氏 復興との関係については、私も紛争審査会では常に考えておりました。復興については専門というわけではありませんけれども、まず帰還困難区域の中でも、既にいくつかの除染をかなり進

めていらっしゃると思いますが、帰還困難区域を完全になくしていくというのがまず一つ大きな問題だと思いますし、それから明日また大いに議論がなされると思いますけど、除染との関係で皆さんが大変ご苦労なさってきたと思いますけれども、除染を行った上で新たに農林業とか畜産業とかを営んでいくことが必要になります。このような方々にとっては、復興は除染との関係が非常に大きいと思いますので、この点について、まさに復興との関係で大いに考えていかななくてはいけないところではないかと思っていますところでございます。あと、高齢者で新しく生活を構築していけない方たちについて、どうして対応していくかというような問題とかもあります。このように復興との関係でも様々な問題が残っているのではないかと思います、他方で、国には、イノベーションの拠点とかもいろいろ作っていただいております、関係者の方々のご努力の下に、福島が新しい将来の日本の基礎となっていけるような状況が徐々に生まれてきているところだと思います。以上です。

山下氏 ありがとうございます。大坂先生、お願いいたします。

大坂氏 はい。それでは二つ申し上げます。一つは鎌田先生のいろいろなご意見を伺いながら、私も賠償をちゃんとして、そしてできないところを復興でと確かに考えていたところはあったなというふうに分を振り返りました。でも、おっしゃるとおり、そもそも賠償だけでいろんなものは解決しないのであって、相乗効果というところは本当にこれから考えていくべきだと私自身思いましたし、そういった点では明日いろいろ勉強させていただくところはすごく楽しみにしております。恐らくですが、損害賠償だけが全てではないというのは、子ども被災者支援法とか結構初めの頃から考えられていたことだと思うのですけれども、そういった法の評価もあるのかもしれませんが、そういった既存の法の中にも、既にもうちゃんと整備されているものもあるので、それをどう使っていくかということも一つの観点かなというふうに思います。

 あともう一つもやはり鎌田先生からご示唆いただいた点ですけれども、原子力損害賠償制度の見直しですね。前回の改正が2018年だったということで、確かに10年ごとの見直しということで、またこういう機会があるのだなということに改めて気づきました。日本において原子力を維持するかどうかなどいろいろご意見はあると思いますけれども、日本の政策として原子力を維持していくという方向になっている訳ですから、やはり将来的に、こういう事故はもう起こってほしくないわけですけれども、やっぱり起こる可能性があることを見据えて、維持するのであれば、しっかり原子力損害賠償制度についても変えるべきところがあれば、なおよくしていただくか、不断の見直しが必要だというのは非常に本日聞いていて考えさせられました。どうもありがとうございました。

山下氏 ありがとうございます。北郷先生、お願いいたします。

北郷氏 先ほどの鎌田先生の復興と賠償をともに考えていくという点ですけれども、区分してというよりは連携させていくような、相互補完していくような考え方は、大変有用だと思いました。今、大坂先生がおっしゃったように、どこまで賠償でというふうに、やっぱりそういうふうな考えがちだったのですが、その様な考え方により現実問題として、故郷がどこまで失われるかのところのせめぎ合いがあるときに、コミュニティの再構築を支援するような復興の取組が人々の心の救

いになると思いました。やはりコミュニティの再構築を支援する様な取組というのはとても大事なのだなというふうに思っております。

それから原賠法の残りの課題については、当時私も法改正に携わったのですけれども、残っている課題をみると昔からある問題でございました。私も今回調べてみて、責任制限の問題が昔からあって、それで生ずる課題というのも昔からあって、他方、その財源というのなかなか出てこなくて、そうした中でどんな知恵が出てくるかなということですね。また、事業者の破産の問題も基本は同じだと思います。そういうことも私、引き続き勉強していきたいなと思います。ありがとうございます。

山下氏 ありがとうございます。鎌田先生、いただいた視点に関して皆さんで少しずつお話しいたきましたけど、最後に皆さんのお話も踏まえて、一言ご意見賜ればと思います、よろしく願いいたします。

鎌田氏 締めくくりのお話をするような立場ではございませんけれども、今日まずは大変勉強させていただいたことを、登壇者の皆様方に心からお礼を申し上げたいと思います。この福島原発事故というのは、それこそ未曾有の事故あって、誰もが経験したことのない対応をできるだけ早く実現しなきゃいけないという中で、法律、損害賠償の法の分野でも、これまでないような、さまざまな実践を積み重ねてきたわけでありますから、それを今日随分きちんと整理していただいたと思いますが、これをこの特殊な事故にだけじゃなくて、民法や不法行為法の一般の中でどのように定着させていくかということに明るい展望を示していただけたというふうに思っています。

それと同時に、賠償と復興の問題というのは、もう古くて新しい問題なんだろうと思うんですけれども、これらを有機的に結びつけなければ福島がもっともっと発展していくことは難しいという意識はもう共通になっているわけですから、これも福島が一つの復興のモデルであると同時に復興政策と損害賠償というものの調和を図る一つのモデルケースとして確立していただければということを重ねてでありますけれども申し上げて、私の最後の感想とさせていただきます。どうもありがとうございました。

山下氏 鎌田先生、ありがとうございました。登壇者の皆様にはまだまだ言い足りないことがあるかもしれませんが、それは私の運営の仕方によるものだと思います、大変申し訳ございませんでした。時間の管理があまりうまくなくて、3、4分、既に超過してございますので、本日のパネル討議はこれもちまして終了させていただきたいと思います。皆様、パネリストの皆様には拍手をお願いできればと思います。どうもありがとうございました。

会場 (拍手)

宇南山氏(司会) 以上をもちまして、以上をもちまして、本日のシンポジウムのすべてのプログラムを終了いたしました。皆様、アンケートへのご協力をよろしくお願いいたします。シンポジウムの模様は後日、YouTubeによるオンデマンドの動画や、先端政策分析研究センターのホームページへの議事録掲載などを予定しております。ご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました。明日もいらっしゃる方々は、お待ちしております。そして忘れ物などないよう気をつけてお帰りくださいませ。ありがとうございました。

2月18日（日）

宇南山氏（司会） 皆様、本日はお忙しいところご来場いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより京都大学経済研究所シンポジウム2024「東日本大震災における原発事故による福島の損害賠償と復興～これまでの歩みとこれから～」を開会いたします。本日の司会進行を務めます、京都大学経済研究所教授、先端政策分析研究センター副センター長の、宇南山卓でございます。どうぞよろしく願いいたします。今回のシンポジウムは、昨日と本日の2日間にわたって行われます。

昨日は、福島の原子力損害賠償について議論していただきました。本日は、福島の復興やまちづくりをテーマに、本日ご列席の方々にご講演や話題提供をいただくとともに、パネル討議を行う予定になっております。なお、本日の講演、パネルディスカッションは、関係者以外の録音、録画等の複製行為はご遠慮いただいております。ご協力をよろしく願いいたします。また、本シンポジウムの記録と報道のため、関係者による録音、撮影を行いますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願いいたします。本日の閉会は12時30分を予定しております。長丁場になりますが、皆様よろしく願いいたします。では、まず昨日のパネル討議においてファシリテーターを行いました、京都大学経済研究所先端政策分析研究センター、特定准教授の山下泰範より、昨日参加されていらっしやらない方々への共有のために、昨日の振り返りを簡単に行っていただきます。それでは山下先生、お願いいたします。

山下氏 ありがとうございます。皆様、おはようございます。昨日の振り返り、短い時間でなかなか全てをお話することは難しいのですが、できるだけ簡潔に申し上げたいと思います。

昨日は、原子力損害賠償、特に福島の原子力損害賠償に関して4名の方々、お二人の講演者と2人の話題提供、さらにはパネルディスカッションのときの話題提供をもう1人の方ということで、5名、有識者、専門家の方々にお話をいただきました。その結果、パネルディスカッションでさまざまな議論さしていただきましたけれども、まず一つ、福島の賠償に関しましては、指針だとかADRといった裁判の手続きとは異なる、あるいは事故を起こした東京電力と被害者、被災者の方々との直接の対話による賠償ということではないスキームが導入されて、これが一定程度うまく機能したのではないかというお話がございました。これについては、特に事業者の方だけじゃなくて個人の方々が多いと思いますけれども、司法手続きとかそういう専門性がない方々が、突然余儀なくされた事故によって被害に遭われたと。これはやっぱり、司法の専門家が関わる形でのサポートが得られる、あるいは一定の種類の賠償がなされるということに対しての効果、迅速性、公平性という点と、さらには司法システム全体も、やはりたくさんの方の訴訟を同時に抱えるには、これはもう司法システムがうまく機能できないというか、量的にも質的にもこなせないというところを、ある程度回避できたと、そういう点の一つあったかなと思います。

もう一つは、この福島の賠償については、原賠・廃炉等支援機構による資金援助をするスキームがあって、これによって賠償資力が確保されて、お金の問題で賠償されないということが今のところはないと。これがしっかり確立されているという点も、ご指摘があったと思います。

そして、これらの仕組みが国際的にも一定の評価を得ているというような、お話があったかと思えます。

一方、そういう、うまく回っているだろうということとの対比ではないのですけれども、課題、改善されるべき点というところもあったという議論もあったと思います。例えばADRセンター、原賠ADRセンターという、和解仲介の手続きを行っている組織に申し立てをすることで賠償がなされるという仕組みがある中で、集団で和解仲介の申し立てを行うものが、なかなか、必ずしもうまくいってない面もあるのではないかというご指摘があったと思います。

さらに、この福島の賠償をやや超えてしまう面もあるかもしれませんが、賠償制度全体のお話もございました。これについても、不断の見直しが重要であるといったご意見もありましたが、一方で、やっぱり事件事業者は今回、今、東京電力が11兆円強の賠償を既に払っていることもあって、事業者の破綻リスクがあるのではないかと、あるいは、第五次追補という賠償基準を示されて、その基準は、高歳で確定された判決を一定程度反映していくプロセスの中でなされたものでありますが、これは、例えばアメリカなど海外ではクラスアクションと言われている集団代表訴訟、代表的な人が訴訟を起こす訳ですけども、訴訟の中に加わっていない人、リストには入ってはいらぬものの訴訟手続きに入っていない人も、司法でしっかり判断いただいたものに対して賠償がなされるという仕組みに、やや関係性があるのではないかとという指摘もありました。これらの話は、将来の課題としては残されているのではないかとという議論もなされたところでございます。

そして、もう大きな指摘が一つあったかと思えます。賠償と復興というお話です。まず賠償のほうは、やっぱり個人ですとか、事業者ですとか、本当にご苦労されている方々への賠償という面がありますけども、これと併せて、公共政策としての復興というものは、県とか市町村を通じてなされていると。これがやっぱりうまく相乗効果を果たすことで、トータルとして福島の復興再生、あるいは新しいまちづくり、コミュニティ作り、人とのつながり、まさに今日の話題になると思いますけど、こういうものにつながっていくという意味では、いわば有機的な連携と申しますか、関係性と申しますか、お互いが相まって進んでいくことの重要性があるということも、ある程度の価値共有がなされたのではないかと思います。

このような訳で、昨日のパネル討議の意見がおそらく今日の復興の話題につながっていくのではないかなという風に感じました。手短ではございますが、以上でございます。

会場 (拍手)

宇南山氏 (司会) 山下先生、ありがとうございました。続きまして、内閣府福島原子力事故処理調整総括官であり、福島相双機構の元専務である新居泰人先生より「これまでの福島復興の取り組みと今後の課題」と題して、ご講演いただきます。新居先生は、経済産業省、当時の通商産業省に入省され、東日本大震災による原発事故への対応に関しては、避難指示区域の解除、福島の事業再開や自立支援、さらには事故処理対策など幅広くかかわってこられました。それでは新居先生、よろしく願いいたします。

新居氏 ご紹介いただきました経済産業省の新居でございます。内閣府の福島の事故処理の総括官とい

う仕事を去年の夏からさせていただいております。ご紹介いただきましたように、そうですね、8年、9年前から関わっておりますので、最初に少しその関わり合いについて話をします。

その頃、避難指示解除という仕事をお手伝いさせていただきました。3、4年前は福島の現地に住んで、福島の事業者さんのなりわいの復興を応援する組織にいました。そして、今回、3回目の関わりを持たせていただいております。今日は、これまでの13年間の福島の復興の歩みをざっくりと30分で振り返らせていただいて、今後の課題を示して、このあと話をさせていただける先生方におつなぎをしたいと思います。

その前に、今年の元旦、石川県の能登半島の地震がありました。実は私、1月から約3週間強、石川に入っております。最初の対応のお手伝いを若干させていただきました。金沢市に県庁がありまして、そこに詰めながら、輪島、珠洲など、よくニュースで見るところですね、そこにも足を運んでまいりました。東日本大震災、もう13年前であります。皆さんも覚えてらっしゃると思うのですが、私はちょうど海外勤務でして日本におりませんでした。帰国して最初に福島の浜通りという、これからの議論になる場所に訪れたときに見た光景と、先月能登で見た光景は、実は自分の中ではものすごく重なりました。一言でいえば、街が壊れている、もしくは、時間が止まっているように感じる風景は、福島のあの浜通りの場所と同じでした。

もちろん自然災害と原発事故は違います。能登と福島は同じには扱えないとは思いますが、同じ、共通点もあるなと思いました。それがこれです(P3)。これは、元旦から1カ月たった2月1日、石川県の馳知事の発災後1カ月メッセージ。復興本部を立ち上げたのですけれど、この創造的復興に向けての最初の理念のところ。「必ず能登へ戻す」という強い意志です。能登の方々は今、1.5次避難、2次避難で、南の金沢、加賀、小松のほうに移っておられます。まだ水も十分出ませんから。だけど、必ず能登に戻る。これで石川県、頑張ろうという強いメッセージを発しておられます。

我々やってきた福島の仕事は、浜通りに、ふるさとに帰る、経済合理性があるかどうかは少し脇に置いて、この戻りたいという人々の気持ちに添えていく、ということが原点ではないかと思っておりますので、最初にご紹介させていただきました。

それでは、この10年間の概観をやります。役所の資料で、とても見えないようなスライドがありますが、あとで資料を共有させていただきますので、ご覧いただけます。ここでは、キーワードだけご覧ください(P5)。これは、13年前の東日本大震災のあと、政府の体制、こういう体制で始まったということです。まず一番上にオンサイトとオフサイトと書いています。オンサイトは、福島第一原発の中の事故収束の話ですね。今、廃炉とかALPS処理水の話、それらをやっているのが、この左側です。オフサイトは、まず避難指示を出したので、その避難指示を解除していく仕事。その横、被災地の復旧・復興。その右に除染・中間貯蔵とあり、これはあとでお話しいただける小沢先生がご担当されていたところです。一番右に賠償を書いております。これは昨日の議論です。このオンサイト、オフサイト、さらにその中身のこのテーマが相互に組み合わさって、この13年やってまいりました。政府では、総理大臣をヘッドとする原子力災害対策本部が立ち上がり、真ん中辺の赤字であります。廃炉のチームと、被災者生活支援

チーム、ここに私は7、8年前に在籍していました。復興庁ができ、環境省も除染を中心に頑張ってください、文部科学省には賠償を中心にやっていただいた。また、下の点々部分、現地とありますが、現地対策本部を作りまして、各省が連携して対応に当たってきました。そして青字で書いている組織、あとでお話しいただける木村理事がいらっしゃるF-REIも含め、関係機関が協力して立ち上げてきました。こうして、ある意味オールジャパン体制でやってきたということです。

次に、これはまた虫眼鏡がないと見られないような資料ですが（P6）、ここだけ、4×4となっている部分だけ見てください。縦軸、左端。最初の3.11から12月までの間です。冷温停止、原発が安定的な状態になることですが、ここまで約半年強かかりました。そして、冷温停止までの危機対応から、約5年間の集中復興期間。6年目から10年目までの第1期の復興・創生期間。10年越えて第2期。現在は、この第2期の途中ということです。そして、横軸を見てください、左端が福島第一原発の廃炉作業ないしはALPS処理水の話。次が避難指示解除で、復興、賠償というふうに書いております。今日はこの真ん中の二つ、避難指示解除と復興について、コンパクトに説明したいと思っております。

次は、先ほどの資料の抜粋です（P7）。ここにキーワードが書いておりまして、最初、左の上の象限ですね。昨日の賠償の話でも出ました避難指示ですが、政府は区域設定をして、三つの地域に色分けしたということです。避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の三つ。放射線量の高さに応じて設定いたしました。線を引きました。設定してから、2015年度のところですが、このうちの二つ、居住制限区域と避難指示解除準備区域はほぼ解除しました。これが最初の5年間ですね。

右に行ってくださいまして、その間、最初5年間、復興庁を作り、そのあと早々に、あとで出てきますイノベーション・コースト構想という新たな構想を政府は出しました。このとき、政府の中ではこの構想は評判がよくなかったのですが、今や国策として総理の演説にも入るようになっております。また、福島相双復興官民合同チームという事業者のなりわい再建を支援するチームを立ち上げました。

そのあと、右の下、真ん中へ行っていただくと、避難指示が解除された地域を中心に、企業立地の促進、そして原発である意味産業などが動いていた地域ですので、それに代わる新エネルギーの構想を立てたり、イノベーション・コースト構想推進機構も作り、産業発展の青写真とか、ロボットテストフィールドなど、中身を詰め込んできたのが5年目から10年目ぐらいです。

左に行きまして、その間、避難指示のほうでは何をやってきたかということ、三つあった区域のうち残る一つ、放射線量が50ミリシーベルト/年を超えると、将来もう戻れない、ふるさと喪失慰謝料も支払っている帰還困難区域を解除していこう、やはりふるさとに戻れるようにしていこう、という政府方針を出しました。それが2016年8月です。その中でも、全部は無理ですので、放射線量の低い特定復興再生拠点という区域を国が認定して、ここを重点的に除染して戻れるようにしていくということ、5年目から7年目にかけて開始しました。その結果、一番下

ですね、去年の秋に、設定した拠点が全て解除となりました。5年ぐらいかかっております。

並行して、それでは拠点の外はどうかと。解除された拠点というのは、帰還困難区域の中でもほんの一部です。でも、拠点以外には戻れないのか、家に帰れなければ、ふるさとに帰ったことにならない、という避難者等の思いに応えるために、三つ目の第2期の上、拠点外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方という方針を2021年に政府決定をして、特定帰還居住区域制度というものを新たに作りました。それで現在、その設定の手続きに入っているという、こういう流れです。

右に行きますと、産業の発展ということが、当然、私は経済産業省出身ですので一番力を入れなきゃいけない、責任を負っているわけでありますが、併せて右下、移住、交流人口、関係人口の拡大という考え方を、政府の方針として強く打ち出しました。現在、発災から10年を超えております。時の流れは残酷で、恐らく西日本の方々、もうほとんど話題に上がりませんね、福島のこと。しかしながら、関心を持ち続けてもらって、交流人口、関係人口を拡大していくということで、いろんなアクションを進めております。大阪の万博にも関わって手を打っております。また、昨年、渾身の力を込めてF-REIという組織が立ち上がりました、後ほど、木村理事よりお話しがなされると承知しております。これらが今日のキーワードであります。

ここからは、1枚につきキーワードだけ拾うぐらいで、ざっとご覧くださいませ。まず避難指示解除について(P9)。左側、赤い放射線量が高いところは、10年経ってほぼなくなっております。赤は100ミリシーベルトを超えるところで、ちょっと濃いオレンジが50ミリシーベルトを超えているところです。若干まだ山の部分を中心に20ミリシーベルトを超えるところは残っているのですが、今こういう状況でかなり下がっております。放射線量というのは、福島の方々は毎日、新聞で見られておられますが、日本のほかの地域の人ほとんど知らないのではと思います。放射線量は世界のあらゆる場所である程度の数値が検出されます、よく歯医者さんとか病院へ行かれる方は、シーベルトという単位を聞くとと思いますが、ここにちょっと細かく書いておりますが(P10)、普通、一人当たり、人間は2.4ミリシーベルトの放射線を自然から浴びます。これが普通です。飛行機でアメリカ往復すると0.1ミリシーベルト。胃のエックス検査を受けると1から10ミリシーベルト。CT検査を受けると10ミリシーベルト以上の放射線量を浴びます。このように、一定の放射線量を浴びるとというのは、世の中に普通にある訳ですね。しかしながら、やっぱりこういう事故が起きると、人間、ゼロリスクを求めてしまう。ゼロリスクはあり得ませんが、どうしても住民の人の気持ちとの間にギャップが生まれるところだと思えます。

次は放射線量の説明ですが(P11)、これは後日見ていただければと思います。最初に申し上げました避難指示区域の設定ですけれども(P12)、最初こういう状態で警戒区域などの区域を設定いたしました、ここから新たな区域設定を行いました。この最初の区域設定に1年8カ月、住民説明会200回。何故これだけ時間がかかったのかといいますと、昨日の話と同じ、線を引くとその両側で賠償額が異なってくるということもあります。実際、うちの地域は帰還困難区域にしてくれという話もあったと聞いております。

そのあと、5年ぐらいかけて避難指示解除をしてきて(P13)、今や帰還困難区域だけ残って

いる状態です。福島県の12市町村の名前を書いておりますが、私が携わってきたところです。地図で言うと、緑と黄色のところを、ほぼ避難指示解除をしたのが、第1期の復興創生期間です。さらにこの赤のところは帰還困難区域ですが、右側の地図で黄緑色のところが先ほどの復興再生拠点というものです。駅の周辺など、ここだけ帰れるというところを認定して解除してきたのがこれです。これが去年の秋、終わりました。今は、帰還困難区域の中のこの緑以外のところ、赤が少し見えますが、拠点外でも戻りたい人が戻れるようにということで、国の認定制度を始めたということです。ちなみに右側、色を抜いております。左側はわかりやすい赤、黄、緑ですけど、右側の絵は縦線とかでわかりにくいですが、これは、私が支援チームのときに、住民の皆さんから、赤はやめてくれ、危険に見える、という声があり、政府のオフィシャルな資料からは、色を抜くようにいたしました。避難指示区域の対象人数が10年間で8万人から10分の1、面積は3分の1から4分の1まで縮小いたしました。残っている帰還困難区域のうち、8割ぐらいは山、森林です。ここまで来ました。避難指示解除は（P14）、20ミリシーベルト未満にする、除染をしっかりとやる、住民の皆さんと、とことん協議をする。こうやって解除を進めてきました。大事なことは、避難指示解除は決してゴールではなく、復興のスタート、これを常にキーワードにして復興に取り組んできているわけです。帰還困難区域についてはキーワードが二つあって（P15）、一つは、2016年、帰還困難な場所であり、事故当時50ミリシーベルトを超えていて、将来戻れないだろうという前提で、賠償制度もいろんな制度を組んでおりましたが、住民の皆さんの強いお声があり、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的にすべてを避難指示解除する」と政府の決意として閣議決定いたしました。

そして、もう一つ。では、拠点ではないところには帰れないのかというお声に対して、いや、コンパクトシティ、街中でみんな住むようにというのが世の中でよく言われることですが、現実にはそうはいかない。経済合理性から言って、いいかどうかはわかりません。後の世の検証を待つしかないのですが、それも政府で議論をして、「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるようにする」という方針を政府で出して、今、特定帰還居住区域制度を動かしているということでもあります。

時間もありませんので、省略していきますが（P17）、ちなみにここの大熊町、浪江町がこの1月、2月、そして富岡町が一昨日、この赤のところを総理大臣に認定をしていただいたところでもあります。このように、帰還意向のある世帯の方々が戻れるようにしていく。帰還意向調査で保留としている人も戻ってきてもらい、町の復興、ふるさとの復興の力になっていただくというように考えております。

これから第2パートになります。なりわい・産業・復興ですが、最初、官民合同チーム（P19）。私も前に在籍しておりました。2015年、ちょうど檜葉町を解除するあたりから、この仕組みを作りました。それ以来、5800の事業者さん、2700の農業者さんを、このチームは訪問しております。ここに（P20）福島第一原発が大熊町、双葉町の間にあるのですが、12市町村、そして最近ALPS処理水の議論もありましたが、水産業支援もいわきや相馬でやり始めました。このときに作った五箇条（P21）。発足当初、初代の専務が作ったものがありましたが、私が3

代目で、2021年、ちょうど第2期復興創生期間に入るときに、これを改定いたしました。200人強の職員と車座や飲み会をやって、自分たちの組織は何のためにあるかということを議論して、最後、本当に職員一人一人が腹落ちするように改定いたしました。「労を惜みず、とことん取り組む」、「謙虚にお話を伺い、真の思いを理解する」、「対話を深め、広い視野で提案する」など、5年間経過した組織を進化させるために改訂しました。特徴は（P22）、政府の支援策、補助金がありますから、お問い合わせください、ではなくて、すべての事業者に個別訪問、こっちから行く、お悩みをとことんお伺いして、まず信頼関係を築いて、課題解決の補助金ツールを紹介するだけではなくて、一緒に悩んで課題設定をして進めていくという姿勢で取り組む、こういう組織でありました。例えば（P23）、檜葉町のスーパーネモトさん。初代専務は家族会議にまで入り込んでやっておりました。右側、大堀相馬焼。300年の歴史を持つ浪江の陶器ですね。この陶吉郎窯の近藤さんという方です。今度浪江町に戻ってこられます。鈴木酒造（P24）、磐城壽という日本酒で有名な日本の酒蔵です。浪江の酒蔵ですけども。たまたま酵母が地元に残っておりましたので、山形県に避難して継続して酒造りを進め、2年前に浪江に帰ってこられました。柴柴水産さんという、「イチマス」という、築地でも常磐もののいいヒラメを出すお店です。9年たって、ようやく地元に戻ってこられました。こういう事業者さんがどんどん出てきております。こういう方々をご支援しております。あと（P25）、こういう商品開発なども支援しておりますが、これはあとで、高橋大樹さんが今やっておられる、わかりやすい紹介があると思います。

事業再開の状況を見てみると（P26）、2割ぐらいから今は3割強になっておりますが、3割強も帰ってきているとみるのか、3割しか帰ってないとみるのか、この点は見方が分かれると思います。移転先で事業を再開されている方々と合わせて約50%です。残り半分は、もう休業・引退されておられます。ご高齢の方も多いです。さらに中4町、福島第一原発周辺のところですね。右側のところは、さらにその比率が少ない。これが課題です。

やはり皆さんが生活するためには、スーパーとかそういうものがが必要です（P27）。こういう商業施設を作っていくお手伝いも、官民チームでしておりました。右の川俣町の写真、当時の安倍総理が開所式のときに来られたことを覚えております。

雇用、働く場所がないと、皆さん帰ってこれないということですので、企業立地の補助金というのを新たに作り、強力で誘致してきました（P28）。今は400件を超えております。かなりの企業に来ていただいておりますが、見ていただくと、やはりこの青の部分、いわきとか南相馬とかが多い訳ですね。一番来てほしい、ピンク色の点々のところにはまだまだ少ない、これも課題です。ただそれでも（P29）、双葉町に、これは工場の上から撮った写真ですけども、岐阜の撚糸の会社が最近進出してくれました。また、リチウムイオンとか、バイオプラスチックとか、カーボンナノファイバーとか、ワクチンとか、そういった関係の会社もどんどん今、企業立地補助金を使って入ってきてくれております。

イノベーション・コースト構想という構想を政府はかなり早い段階で示しました（P30）。モデルは、アメリカのワシントン州のハンフォードという場所です。核の軍需工場があったところ

で、放射線の汚染が激しかった場所です。これを、住民の皆さんが復活させた地域であります。そこをモデルにして、福島をイノベーション・コーストにしようと言って、ロボット、ドローン、廃炉など、こういうものに着目してやってきました。共通点は遠隔操作です。放射線量の高いところには人間は立ち入れませんので、ロボットと廃炉、この共通項でやろうということですね。もう一つは、経産省が復興庁、福島県と出したビジョンですが（P31）、「あらゆるチャレンジが可能な地域にしていく」という方針でやっております。今のところ（P32）、ロボット関係の実証が1200件以上、企業が79社、交流人口10万人超ということで、実績も上がっているところですね。もう一つ大事なことが、地元企業にもこの廃炉産業、長く続く廃炉に関わっていただくということで参入支援をしております（P33）。一番下に書いておりますが、原発を運転したら出てくる使用済みの核燃料を入れる容器ですとか、コンクリートスキン材の鉄筋の加工とか、あと防護服などから地元の企業も関わっていただくようにやっております。

さらにもう一つ。皆さん、最近GX、DXって言葉を聞くと思います。政府全体でGX基本方針、去年閣議決定をして、強力にグリーンTRANSフォーメーションを進めておりますが、福島のこの地も徹底的に再エネ、水素をやります（P34）。この水素をやるための工場、世界最大級の製造の場所を、浪江町に2年前に作っております（P35）。FH2Rと言います。Fukushima Hydrogen、H2のセンターということで、再エネの象徴として、実証実験を始めております。水素自動車とか、将来に先駆けて手を打っているということです。その浪江町の水素（P36）。赤字のところだけ見ていただくと、4年前の東京オリンピック・パラリンピックのときに、この浪江町の水素が大会用車両に使われました。聖火台で燃えていたのも浪江町の水素です。トーチもそうです。こうやって復興五輪ということで、やっていただいたということです。

そして課題です（P37）。被災15市町村、12市町村のGDPです。全体では震災前の水準を超えてきております。ただし、この紫が何かというと建設、土木です。復興でとにかくハードを直すためにやっておりますので、それ差し引いたら、まだ震災前に達してない。12市町村をずらっと並べておりますが、南相馬や田村など早く解除したところは、こうやってだいぶ戻っている感じがありますが、この黄色でマークつけた中4町中心に、まだまだというのが今の現実であります。それも踏まえて、さらなる取り組みどうしていくかというのを一言ずつ。まずF-REI（P39）。これは木村理事がこのあと話をされますので省略します。大変期待が高いです。このF-REIという研究・教育機関の周り、浪江町でこういう国際研究学園都市にしようという構想を、浪江町役場が考えておられます（P40）。相双機構が応援して、プランを練りつつあります。富岡町、中4町の南のほうです（P41）。夜の森という桜で有名な場所がありますが、このあたりは最近解除したばかりで、富岡地区とこの夜の森地区の住民を交流するような、そういうワークショップを始めるようなお手伝いもしております。次に双葉町（P42）。一番解除が遅かったところ。もともと7000人の人口の町です。今の人口90人。100人近くも帰ってきて、または移住してくれています。この町をどうしていくのかということで、帰還住民と移住者の融和を含めて、まちづくりをやっていくということです。大熊町には（P43）、大野小学校という廃校になるかという学校を見事に修繕して、今、貸事務所などが88社入居して、ここにベン

チャー企業が入ってきております。そういう動きがある地域になってきております。

もう一つは交流人口ですね（P44）。なりわいとか新産業もいいのですが、交流人口ということにも着目してやっていこうって方針を出し、このアクションプラン（P45）。浜通りならではのコンテンツ、魅力をどんどん出していこうということで、このあと話していただける高橋大樹さんらが一生懸命やっておられます。特にサイクリングに着目しているということがあります。もう一つ、関係人口ですね（P46）。浜通りに関わりをもってもらおうということでやっております。本日は京都大学でやっている訳ですので、少し紹介しますと、大学生コンテストをやって（P47）、去年、49 大学 117 チームが参加してきておりました。ぜひとも京都大学の皆さんにも参加してほしいなと思います。

さらにもう一つ（P48）、芸術文化にも力を入れております。ちょうど今日ですかね。皆さん、ハンガリーのタル・ベーラ監督ってご存じですか。今、福島浜通りでやっておられます。実は『男はつらいよ』の山田洋次監督に強力なサポーターになっていただいております、今日お二人が福島に入って、映画教室をやってくれております。東京国際映画祭ともコラボして、犬童一心監督も含めてやっております。要はここに福島のコンテンツを詰め込んで世界に発信していこうという戦略です。そのための若手のチームを経産省にも作っています。福島芸術文化推進室ということで、若手に募ったら 50 人ぐらい手挙げて、もうわれわれの年代ではなくて若い人がこれをやってくれております。

それと、あと万博です（P49）。2025 年。京都も近いですね。ここにこういう人型ロボット、福島のベンチャー企業が作っているロボットですけれども、こういうものを展示したり、ツアーをやったりしますので、ぜひとも関西と福島をつなぐのに役立てたいと思います。

ALPS 処理水の話は省略し、あとで時間があったらやります。今、この三陸・常磐もののキャンペーンをやっておりますので、是非とも応援をお願いしたいと思います。

最後になります。「今後の課題」です（P62）。避難指示解除。あとの議論でもあるかもしれませんが、放射線の理解、リスクコミュニケーション、「リスコミ」が大事です。また、先ほど申し上げた、2020 年代の住民の帰還、さらに、なりわい再建、産業復興は、やっぱり地域の状況に応じて進めなくてははいけません。一律にというアプローチではないということですね。さらに大事なことは、日本全体に波及する先進事例をぜひとも福島から作りたい。ほかの日本の地域の方、関西の方々にも協力を仰いで作りたい。また F-REI との連携や映像芸術文化パワー。ハードの復興、工場を建てるだけではなくて、やはり人の気持ちを含めて、ソフトパワーをどんどんまちづくりのパワーにしていきたいというふうに思っております。廃炉はまだまだ時間がかかります。処理水も 30 年という時間軸です。廃炉と復興の両立に向けて、地元の企業の方に廃炉産業にも関わっていただきながらやっていくことと、デブリの取り出し、廃棄物の分析、保管。重たい課題ですが、これをしっかりやっていく。ALPS 処理水は、まだ中国がなかなか動きませんが、政府も引き続き交渉をしております、輸入規制の撤廃。あと、安全を徹底しながら流すということと、透明性ある情報を内外に発信し、漁業も支えていくということ。さらに賠償。昨日の話にもありました。経済産業省は東京電力を指導、監督する立場ですが、追加賠償の迅速な適切

な支払いなどをやっていくということです。

最後にあと2枚です。官民合同チームの新五箇条、私がいた頃、第2期復興創生期間が始まる時に職員と半年間対話をしながら練り上げて作ったものですが、こだわりの部分にマーカーを引いております。「希望の地を目指して」という言葉を入れました。中でも、被災地の方々のことを考えたら、希望の地とか軽々に第三者が言うべきではないのではないかという意見もありましたが、いや、これは強い意志を持って、福島あの原発で、自分たちの責任では全くない、でも、ふるさとを追われ、それでも戻ってきて頑張ろうとしておられる人がいる中で、ここを本当の希望の地にしていこうということで、二百数十人一致して、この言葉を書きました。さらに最後にもう一つ。「復興のその先にある未来へ」と書きました。当然復興です。福島復興、東北の復興。今度、能登も復興です。ある首長さんは言います。もう復興と言わないでくれと。もう被災地と言わないでくれと。その先にある未来に向けて頑張りたいということで、私は本当に感銘を受けて、復興のその先にある未来に向けてやっていくということです。まだまだ廃炉という重たい課題があります。何十年もある中で、こういう姿勢で取り組んでいくということだと思います。

最後の最後に余計なことですが、私、人事院の国家公務員の1年生の研修をこの3、4年、毎年、福島を題材に担当しております、そのときに公務員の1年生に伝えていることが、この三つです。霞が関にいながら仕事をするのであっても、とにかく「現場主義」だということで、机の上ではなくて、やっぱり現場に入り込んでなんぼの世界という視点。これは、もちろん地方公務員の方、いろんな公務員の方いらっしゃいますが、国家公務員も心がけようという話をさせていただいているのが一つ。左、ミクロとマクロって書いてありますが、復興とは、さっきのGDPとかマクロの数字も大事です。特に経済学的にも大事だと思うのですが、やはりお一人お一人、目の前のお一人、事業者の方、これも大事です。両方を見ながら、目の前のお一人のためにも一生懸命やろうとするし、それが全体のためにもいいかということを繰り返し問い続けながらやる、行ったり来たりしながらやるということ。そして、そのためにも右、理と情、感情と理屈ということ。皆さん、経済学もそうですし、公務員の仕事もそうですが、とにかくロジックとデータが大事と教えられてやってきております。が、それだけでは世の中動かないというのが、この復興の仕事だと思います。目の前のお一人、一億何千万のお一人かもしれませんが、そのお気持ちまでちゃんと理解して、しかし情に流されず、国のために正しい方向で手を打っていく。ロジックも大事ですが、むしろ共感というのを大事にしながら仕事をしていく。これが今後の国家公務員ではないかという、偉そうな話をこの3、4年してきております。

ということで、これで終わります。ありがとうございました。

会場 (拍手)

宇南山 新居先生、ありがとうございました。続きまして、宮城大学教授、福島大学客員教授、広野町夢大使、元環境省福島環境再生本部長の、小沢晴司先生により「除染とふるさと～復興に向かう浜通りの点描～」と題してご講演をいただきます。小沢先生は環境省、当時の環境庁に入省され、東日本大震災による原発事故への対応に関しては、汚染された土壌等の除染や、それらを長期保

管する中間貯蔵施設など、福島現場において陣頭指揮を執るなど、幅広くかかわってこられました。それでは小沢先生、よろしくお願いいたします。

小沢氏

ご紹介いただきました小沢です。まず本日お招きくださいました京都大学経済研究所の諸先生方、本当にありがとうございます。20分の持ち時間でかなり早口になってしまうかもしれませんがどうぞご容赦ください。あとで資料が共有されると聞いておりますので、細かい資料のところはあとでご覧ください。

私は17年前、京都御苑の所長をしておりました。ちょうど源氏物語千年紀、2008年に重なる年でした。最初に、この京都からということで、京都から東北へのまなざしの再確認をしたいと思えます。NHK大河ドラマで、今『光る君へ』が始まっておりますが、今から1155年前、貞観11年、このときに貞観の大震災が発生しました。西暦869年です。宇多天皇の日本三代実録にある当時の貞観地震の記録です。5月26日みずのとひつじ、陸奥国が鳴動して、当時の多賀城、西の大宰府と並び日本の北辺の守り、多賀城のお城も崩れ、1000人以上が流された。そういう記録です。この貞観11年の、その地震の直前ですが、正月13日、『六国史』の中に出てくる表現ですが、源融が陸奥出羽按察を退く、とあります。陸奥出羽按察というのは、今で言う東北担当大臣兼東北担当将軍で、多賀城の主ですが、その主になった源融、京都朝廷の、天皇のお子さんとして生まれたのですが、天皇にはならず源氏になられました。この方はとても偉く、恐らく多賀城には赴任しなかったとも言われております。この源融、河原左大臣、百人一首では「みちのくの　しのぶもぢずり　たれゆえに　みだれそめにし　われならなくに」という有名な、福島市に信夫山というのがありますけれども、そのしのぶもモチーフにした歌を歌っている河原左大臣です。左大臣というのは、当時の朝廷では最高の官位です。太政大臣という時々の官職もありますけれども、総理大臣クラスでした。栄華を極めたこの源融が、『源氏物語』の主人公、光源氏のモデルの1人といわれております。京都御所です。京都御所の南、鴨川のほとりにエノキの大木があります。ここに駒札があり、京都市役所が立てたものです。源融の河原院の跡。嵯峨天皇の皇子、『源氏物語』の主人公、光源氏のモデルの1人、左大臣に上り詰めた源融の屋敷があった。この屋敷の中に大きな庭があって、そこが天皇の統べる六十余国の中で最高の景色、塩竈の浦の景色のようだというふうに記される、それが『伊勢物語』に書かれております。これは多賀城の、今復元中の南門と政庁の跡です。その多賀城の少し先に塩竈の浦、松島湾の景色が広がっている。『伊勢物語』の中に、「むつのくにいきたりけるにあやしくおもしろき所々多かりけり　わがみかど六十余国のなかに塩竈といふ所に似たる所なかりけり　さればなむかのおきなさらにここをめでて　塩竈にいつか来にけむとよめりける」とあります。『伊勢物語』を通じて一貫して語り部になる在原業平という人がいらっしゃって、その人がこの源融の屋敷、河原院に招かれて宴会に行き、そして酔っ払って、次の日の朝起きたら、何というところに来てしまったんだ、かの有名な塩竈の浦、そこは天皇の統べる六十余国の中でもすばらしい所、というところに来てしまったというふうに書かれた。東北の塩竈の浦、これが当時日本最高の景色という、当時何故そうだったかというのが私の研究の課題であります。これは塩竈の浦、松島湾です。夕日を浴びて、凝灰岩とシルトの海食崖が黄金色に輝く。まるで千躰観音が頭

れる、観音浄土の出現、そのような平安の地に当時の人々は心の安らぎを求めたのではないか。これはアジア航測の赤色立体地図です。全体に浅い松島湾を示しています。入口に浦戸諸島があります。こういう表現はあまり適切ではないかもしれませんが、内陸を守るための防潮堤のような役割をしている、ということがわかります。この塩竈の浦の中は、東日本大震災の時も津波の高さは低かった。そして全体に浅い海であるにもかかわらず、流れ込む川がないので、ほとんど1000年間、島々が海に浮かぶ地形というのは変わっていない。この穏やかな平安の景観が、貞観年代には、地震もあり火事もあり、当時の平安宮も焼けたという、そして、子どもたちは小さくして死んでいく、そういうような人たちが恋い焦がれた、あこがれた地が、平安の観音の浄土だったのではないか、そういう思いでこの松島湾を重ねます。この浦戸諸島の外洋に面したところは、東日本大震災で集落が流されました。

次の写真は大熊町の資料からですが、真ん中に立ち上がる灰色の壁が、これが津波です。大熊町を直撃し、東電の施設も被害をこうむりました。

ここで除染についての話を始めます。これからお見せするスライドは、当時環境省の、除染を進めるため、最初事務所の職員は100人で始まったのですが、毎年100人ずつ増えて、100人、200人、300人、400人、500人、最終的には600人に至る、これらの資料は、毎年増えていく職員の研修用の資料として、初期の頃に作ったものです。除染特措法というのがあった。どのようなメカニズムで放射能汚染が発生したのか、そして、除染とはそもそも何であるか。一般的には、きれいにするのではないかというイメージがありますが、実際には限界がある。全部を取り除くことはできない。できるだけ人の健康への影響、放射線の影響を少なくする。取り除く、遮る、遠ざける。こういうものが除染である。実際の作業例としてこういうものがある。これを、毎年100人入ってくる職員の研修で使うわけです。これは、住民説明会でも何度もお見せしたものです。除染には限界がある。だから、きれいに全部はならない。ただ、一定程度線量は低下する。そして、その後も少しずつその低減の効果は維持され、さらによくなっていく。と同時に、ここには書いておりませんが、線量の数値が上がる場所があります。例えば家の軒の樋の水が一番下に落ちてくるあたり、そういったところは高くなるということを正直にお話して、そういったところはフォローアップをする、そういうことを説明するときに使った資料です。

これが、2012年1月、環境省が発表したロードマップです。2012年1月、つまり震災から1年後ですが、震災後2カ年で除染を行うと書いてあります。2カ年で、住民避難指示解除の基本となる除染を行う、これがとんでもなく困難で、2カ年ではできなかったわけです（注、大熊町、檜葉町、川内村と田村市の避難指示解除準備区域と居住制限区域など、計画通り2年で除染が終了した地域もありました）。3年、4年、5年かかった。その理由の一つは、地震などの際、自衛隊や国土交通省等が道路啓開ということで、そこにある家屋等財産を壊して新しい道路を作ったりしますが、除染は作業にかかる前にすべて住民の理解を取りつける、これで大変時間がかかりました。住民の方の責任ではありません。とにかくことごとくにコミュニケーションが求められる作業でした。

除染をして取った土を置く仮置き場、これも難題でした。除染の土、セシウムが入っておりま
すけれども、それが恐怖の塊だと言われ、各地区で仮置き場を設置する場所を拒否するとい
うことがありました。当時、環境省は、一つの自治体に1カ所あるいは2カ所、便利なところに大き
な仮置き場をまとめて作ろうとしたのですけれども、これはことごとく拒否されて、多くの自治
体では最終的には行政区単位となりました。つまり、ふるさとといいますか、地域とは何である
か、それは行政区というところが最小単位であった、そのように対応したという経緯です。仮置
き場の基本的な構造。こういうことも職員になった方々に説明して、理解してもらうための資料
です。仮置き場ですから、当時用地を借りるのに3年でお返ししますという約束をしました。私
は2012年夏からずっと、結局2020年まで環境省の現場に、福島におりましたので、3年でお返
しするという3年を経過しても、私は異動しませんでしたので、小沢さん、あのとき何と言っ
たか、と、何度も言われました。仮置き場に関しては、農水省から出向されている土地改良の技術
者、退職してから来てくださったのですが、農地の客土、土壌改良、それから均平といって敷き
ならず、それから畔の回復。農家の方と徹底的に話をさせていただいて、信頼をいただいて、仮置
き場はほとんど農地を使いましたから、その回復までいたりしました。

それから、対策地域内廃棄物というのは、先ほど新居総括官のほうでお話があった避難指示ク
域ですが、普通、廃棄物処理というのは自治体の自治事務で、それなのに町役場も議会も住民
も、その地区から避難していますから、国で対応したものです。これも、がれきを、特に可燃物
は燃やす訳ですけれども、その際に使う焼却炉というのを仮設で、1件数百億円とかかかったも
のもあるのですけれども、できるだけ集約して作ろうとしたのですが、ほかの自治体からは、隣
の町からは持ってこないでくれということで、ほぼ自治体に一つずつ作る、そういう作業を行
いました。これを担当した福岡市から来た廃棄物の技術者ですが、自分にとってこういう仕事は許
されない、という話をされました。普通、焼却炉を作るのに、何年もかけて1カ所を丁寧に作っ
ていくのに、わずか1年、2年、3年で9自治体10施設の焼却炉を作らないといけない。これは
丁寧さといいますか、住民との理解を得るという意味で、普通はやってはいけないスケジュール
だとおっしゃっていました。

特措法における財政措置、東電に求償をするとはいえ一度国費を使います。これは2017年度
の段階において累積で5兆近くを使いました。その後東京電力へ求償する。私の理解は、一度国
費を使うわけですので、除染のプロセスのできるだけ多くを、中間貯蔵施設もそうですけれど
も、できるだけ国民に情報共有をする。そのために、報道がとても大事であり、報道の皆さんと
も丁寧におつき合いをしました。除染の事業規模、国と市町村、福島県では延べ約3000万人が
働きました。その大半は地元の方でした。丁寧に屋根をふいたり、庭の草を取ったり。通常の公
共事業と異なる点、この比較ですけれども、基本的には高速道路をつくる、飛行場をつくる、とい
うのは歓迎される、自治体からは。ところが除染は、謝罪からスタートする。そして、期間が通
常の公共事業、ダムでしたら数年から数十年かかる。ところが除染は2カ年というのが当時の締
め切りでした。2カ年ではできなかったのですが、それでも極めて短い年度でやらないといけな
い。そして工事の場所に住民の方が一時避難から戻ってきて、そこは開放空間なので、普通でし

たら工事現場というのはフェンスをつくるのですけれども、作らない。住民と、工事とのトラブルが心配でした。作業員は一日あたり一つの自治体の工区全体で3000人、4000人、7000人にもなりました。そのくらいの人たちが集中して入り、現場に宿舎がありませんから、遠方から毎朝通ってくる。そして、放射線量を計測する。いろいろ通常の公共事業とは異なる作業がありました。

中間貯蔵施設、大熊、双葉にまたがる地域、約1600ヘクタールですが、全体には、当時は2000万立米を超える分量が発生すると換算しました。結局1450万立米ぐらいになりました。この図も当時大熊、双葉の地元の説明会で説明する際に使用していたのですが、間違いがあります。何かというと、右側の矢印の列に、用地取得、施設整備、輸送、処理・貯蔵と書いてあります。が、この中間貯蔵施設は用地取得もできてない、施設整備もできてないのに、輸送と処理・貯蔵を始めなくてはいけないという、普通の公共事業ではやってはいけない、そういう順番が求められる、そういう施設でした。そして5年間の見通しというのも尋常ではありません。図にある作成年の2016年3月というのは何かといいますと、2015年の2月、搬入について両町議会に説明を重ね、ご理解をいただき、それから用地交渉を始めたわけですけれども、それから約1年後となります。用地交渉で全然用地も取得できていないのに、この5年間の見通しを作った。政府中枢からは環境省に対し、一体いつ住民の復興、避難指示解除ができるのか問われ、用地交渉が全然進んでない当時、この図を作ったというものです。大変な計算とシミュレーションをして、当時の用地交渉の対象の方々の感触も推定して。これも2018年6月と書いてありますけれども、このグラフにあるのは1年間で、この図にない2015年の3月の用地交渉当初からの部分というのは、一年たってもずっと、確か6件ぐらい、そのままグラフが伸びないという、そういう状況でした。

これは中間貯蔵の施設イメージ。用地の状況。これは、毎月、今どうなっているのかというのを公表しておりました。その次に経緯、2011年発災から4年たって中間貯蔵施設の受け入れを両町より容認いただいた、次の、ミスコミュニケーションを防ぐ10の方法。これも、新しく職員になる方にお伝えしていたものです。そして意味のあるコミュニケーション、意味のないコミュニケーションについて。意味のあるコミュニケーションとは、数値とかグラフとか言語によるコミュニケーションです。それ以上に重要なことが、意味のないコミュニケーションではないか。それは情動による共感、エモーショナルエンパシーでしょうか。住民に寄り添うとはどういうことか、用地交渉の1人がおっしゃっていたことですが、大熊町の避難している方が掃除等のため自宅に戻ってきて、そして、中間貯蔵の予定区域でしたので、用地交渉担当の方がお父さんとお話をして、別のその方が、お母さんが外で草取りをはじめたとき、その人は、その横に並んで、ただ黙って一緒に草を取る。延々と半日草を取る。そういうような寄り添い方があるということをお話しになりました。そして、福島森と海。少し飛ばしますが、浪江町のことでのお話です。2020年の1月福島大学環境放射能研究所が福島の林業と未来というシンポジウムを開きました。ウクライナの放射能の専門家ヨシエンコ先生が、福島森の計測をして、減衰していったが放射能は残存していることを報告し、その対策としてどういうことができるのかという

のを、行政の側から説明してほしいと福島大学から依頼されました。福島の森林対策は復興庁がとりまとめでしたから復興庁にお願いしたら、難しいとおっしゃられた。環境省にも森林担当がいたのでお願いしたら、無理だとおっしゃられた。森林にはまだ放射線があるが、そこを除染することには大きな課題がある、それを公開の場で議論するのは大変なことである、それで、福島の森の魅力を話すという内容にかえることで私の方でお受けしました。これは現浪江町ですが、旧津島村の紋章です、五山鷹の羽。津島松という銘木もあります。津島松というのは、2018年福島県南相馬市での全国植樹祭の際の天皇皇后両陛下のお手播きに選ばれた銘木です。こちらはお手植え、磐梯山麓での50年前の全国植樹祭の写真です。これは福島の国有林内で森林軌道が阿武隈山系ほか福島県内を縦横に走っていた状況です。そういう森に関わってこられた方々の努力で、森林王国福島ができた、ということお話を、福島大学の環境放射能研究所のセミナーでしました。会場は二本松市の男女共生センター、発災後浪江町が一時避難した役場を置いていました。その近くには浪江町の皆様が避難していた。津島地区の方たちもたくさん避難していた。このシンポジウムが始まる直前、津島出身の元議会議員から、小沢さん、津島の人を連れて聞きに行くからという電話もいただきました。それで私は津島へのリスペクトと、福島の森の魅力についてお話をしました。最後の質疑では特にご質問はありませんでした。2018年、その福島の森のスギの木を使って、新宿御苑のレストランの模様替えをしています。これは、みちのく潮風トレイルという、東北の復興のプロジェクトですが、2019年6月に東北太平洋岸の津波被災地を歩いて結ぶ全線1000キロのルートが開通した式典で、このトレイルの南の拠点相馬市の立谷市長が、みちのく、と称するなら福島由来の関まで延ばしてはどうかということで、トレイルの福島への南伸に私も協力して取り組みました。

そして、最後の二つの歌。私はこれまで歌を詠んだことはなかったのですが、2012年の夏に福島に着任後一首。「うつしよに」というのは現代。「荒ぶる神のおりたちぬ」は、セシウムが降った。「ふるさとの土はとわに浄らか」は、先祖代々耕され受け継がれた農地は永久に浄らかである、そのように除染を頑張りたいという意味です。もう一首は2017年3月、避難指示解除に概ねの目途が立ったときに詠んだ歌です。「ふるさとのきのうあしたは儂くに」とは、避難指示解除を迎えても、過去、未来がむなしくなった方々がたくさんいらっしゃる。それでも、春夏秋冬と季節がまた巡ってくる。以上でございます。

会場 (拍手)

宇南山氏 (司会) 小沢先生、ありがとうございます。続きまして、福島国際研究教育機構理事の木村直人先生より「福島県における教育研究に関する新たな取り組み」と題してご講演いただきます。木村先生は文部科学省、当時の科学技術庁に入庁され、東日本大震災による原発事故への対応に関しては、発災直後の事故対応や原子力損害賠償の業務に携わるとともに、本年4月に、福島復興再生特別措置法に基づいて設置された、福島国際研究教育機構、F-REIに、運営、総括担当の理事として着任され、活動をスタートされております。それでは木村先生、よろしく願いいたします。

木村氏 皆さん、おはようございます。福島国際研究教育機構、F-REIの木村と申します。今日は20

分という短い時間ではございますけども、F-REI が今どんなことをして、これからどういう方向に進もうとしているのか、こんな話を簡単にさせていただきたいというふうに思います。

まず F-REI でありますけども、浜通りの浪江町、JR の浪江駅がありますけども、その西側に 16 ヘクタールの土地を用意して、そこにこれから、まさにこれから研究所を作っていこうということで、準備をしております。この地図、写真にございますように、何も全くない状況の中で、事務職員の一部がこの福祉センター、高齢者の福祉施設などをお借りする、間借りするような形で、今、準備作業を進めている、このような状況であります。

昨年 の 4 月 1 日に設立されて以来、本当に駆け足で、この 10 カ月余りを走ってきたわけでございますけども、F-REI、四つのミッションを国から与えられております。まず一つ目は研究開発です。まさにこれ、福島国際教育研究機構という、福島という名前がトップに掲げられているように、そして、そのミッションの最大の目的というのが、F-REI というのは、創造的復興の中核拠点を目指すということです。従いまして、私どもがやろうとしている研究開発も、ただただ研究開発をやるのでありません、私たちは大学ではないわけです。福島でやるからこそ意味のある研究開発、福島の課題を解決するための研究開発、そういったものをしっかりと産業化、事業化まで結びつけていくというところまでが、重要なミッションとして定義されております。そして、それを下支えするような人材育成であるとか、あるいは司令塔機能ということで、震災以来この浜通りを中心として、国あるいは県の研究機関が数多この地域には設置をされておりますが、こういった研究開発がややもすればばらばらに進んでしまうようなところを、F-REI が今度設置されたことを受けて、うまく調整されて一つの方向性を持って進めるような調整機能を F-REI が果たせということも、国からの指示の中にありますので、そのための協議会を設置しているということもございます。

この F-REI ですけども、今年度事業を開始しました最初の事業期間、令和 11 年度までの 7 年間に、約 1000 億円程度の事業規模ということで、これは純粋な研究費として 1000 億円ということでもありますけども、事業を進めていく。そして、私ども当然、今、写真を見ていただいておりますように、現時点では何もない、当然、研究者もいないわけです。少しずつ研究者を雇用していきます。この緑色の階段の図がありますけども、PI、プリンシパルインベスティゲーター、いわゆる研究室ですよね、研究チーム。研究チームを最終的には 50 ぐらい作りたいなというふうに思っております。一足飛びに 50 の研究チームができるわけではなくて、7 年間かけて少しずつ雇用を増やしていく。ただ、その間、何もしないわけにはまいりませんので、外部への委託による研究を実施しながら、段階的にインハウスの研究に移行していく。こんな段取りで、私どもの事業を進めていきたいと考えております。

それと並行して、施設の整備も進めてまいります。7 年間かけて、できたものから少しずつ共用を始めていくということで、F-REI の本部としては、できるだけ早い段階で、施設の運用開始を始めたい、そんなふうに考えております。

我々の事業の進め方でありませうけれども、基本的にはバックキャストに基づいて進めております。まず創造的復興という大きなテーマのもとに、じゃあ、何が課題になっているのか、

その中で、今、五つの分野が国からの指示で決められておりますけれども、それぞれの分野で何をやっていったらいいのか、そして、そのゴールは何なのか、どこを目指すのか、本当にそれは福島のためになるのか、福島から全国にそして海外に発信できるようなテーマなんだろうか、といったことを多角的に検討したうえで、具体的な研究テーマに落とし込んでいくという形をとっております。

まず第1分野であるロボットです。まさにこの複合災害を経験した、この福島の地で、将来的には廃炉にも資するようなロボットあるいはドローン、そういったものの研究開発を行っていくということです。日本は、東日本をはじめとして、この前も能登の大震災が起きました。自然災害というのは、これからも当然起こりうるわけです。そんな中で人が活動できない領域において、救助作業とか、あるいは瓦礫の撤去の作業とか、さまざまな方向に活用ができるようなロボット、ドローン、そういったものの研究開発をしていくということです。

それから第2分野である農林水産業です。これも福島では大事な分野の一つです。特に果樹栽培とか園芸栽培とか、そういったもの。福島の一大産業でもあるわけですが、それが、この浜通りではできなくなってしまったため、そういったものをそのまま再開させるのではなくて、新しく高付加価値をつける形で、新しい農業のかたち、それを追求していくということでもあります。それを行うにあたって、やっぱり一番ネックになるのは、それを担う人がまだまだ少ないことです。当然、廃業された方もいらっしゃいます。高齢化も進んでいます。そんな中でも農業が再開できるように、あるいは新しく始めることが出来るようにするためには、スマート化農業というものが、非常に重要なキーワードになっていくかというふうに思います。それと併せて品種改良、あるいは有機栽培、汚染土壌の改良、こういったところの基礎研究も進めながら、新しい形の農業を福島から打ち出していきたい。先ほど、森林というのがなかなかさわれないものだという話もありました。でも、F-REIはそこにチャレンジをしていきたいというふうに思っています。これ、何も手をつけなければ、何も変わらないままです。少しでも科学技術の力で何かできるチャンスがあるのであれば、そういった山林の活用というものも、私どもの力でぜひ再生をさせていきたい、そんな可能性を探ってきたいというふうに思います。この農林水産業の進め方も、バックキャストイング、それとフォアキャストイング、これを両方併用しながら、研究開発のテーマを決めております。予測される、望ましい、自分たちが理想と思う、将来の農業の姿。そして、実際に今のトレンドから予測される将来の姿。そこに、どのようなギャップがあるのか、現状と夢と比較するうえで、そのギャップを埋めていく上で、研究開発というのは本当に有効なツールになるのかどうか、有効なツールになるのであれば、それをしっかりと進めていくということで、事業を進めています。

第3分野はエネルギーの分野であります。福島はまさにカーボンニュートラルを地域で実現するということによって、福島における、この地域におけるエネルギーの問題を解決するとともに、世界規模での問題を解決することを目指しておりますが、そのために、しっかりとシステムとして新しいエネルギーの活用というものを、コミュニティの中で実現していくための研究開発を進めます。一つはエネルギーの利用です。これは水素というものを中心に置いて進めてきた

いというふうに考えています。水素の製造、貯蔵、輸送、利用、そういったものに関する研究開発をしっかりとやっていく。その中で、リスクも当然出てくる。その評価はどうするのか。今の法規制がどうなっているのか。必要があれば、規制緩和しなければいけない。新しいエネルギーを社会で実装していくうえで必要な技術基準の策定。こういったこともしていかなければいけない。それが第1点です。そして第2点目は、CO₂の吸収ということで、植物、特に海草などを使って、CO₂を効果的に固定することができないのか。そんな研究開発を進めていきたいということです。

そして四つ目、さらに次の五つ目の分野は、放射線に関する研究開発の分野でありますけども、まずは第4分野として、放射線をどうやって使っていくのかという意味での放射線科学・創薬医療の分野です。今回、原子力事故によって、放射線による被害というものを受けたこの地域であります。こういった地域であるからこそ、逆に放射線の有効利用、放射線の光の部分。放射線は当然、まあ、技術にはすべて同じではありますが、マイナスの部分とプラスの部分、光と影の部分があるわけです。その放射線のプラスの部分、これをしっかりと伸ばしていく。放射線とはこんなに使えるものなのだと、決してネガティブなものではなくて、当然、今はがん治療なんか、医療分野でも適用されておりますし、農業、工業分野でも使われている訳でして、そんな技術を、さらに先を行くような技術開発を行っていく、例えば、医療の分野で言えば、がんの治療にとどまらず、認知症あるいは生活習慣病、そういったものを克服するためのツールとしても使える可能性があるのではないかと、植物で言えば生産性向上、あるいは安全な作物を安定的に供給できるような、そんなイメージングの技術にも適用できるのではないかなど、そのような広い視点で研究開発を進めようとしています。

そして、最後の第5分野ということでもあります。これまで、この複合災害を受けて、さまざまな研究機関でさまざまなデータが取られております。それは、放射能の環境動態の調査もありますし、医学の分野、疫学の分野での研究もあります。被害を受けた住民の方々からの聞き取り調査による、社会科学的なデータ。こういったものも数多ございます。しかし、それがそれぞれの研究機関などにばらばらに蓄積をされて、保管をされている、じゃあ、そのデータをどうやって使っていくといいのかということも、なかなかわれわれには知るすべもないし、使うすべもないわけです。こういったデータ、でも、非常に、これだけの膨大なデータ、使わないわけにはいかないわけですね。これだけのものを、もし統合化できて、有効な使い道が見つかるのであれば、それはもしかしたら、将来大きく役立っていくのではないかとということでもあります。既にF-REIでも、環境動態に関する研究というのは継続的に、QST（量子科学技術研究開発機構）のほうから研究を引き継いでやっておりますけども、それに加えて、様々な機関で整備されている様々なデータを統合し、そういったデータベースをしっかりと整備していくことによって、将来的に新しいまちづくりに反映できる可能性があるかもしれないということで、これ、まだまだ生煮えの資料ですけども、F-REIが目指すまちづくりということで、まずは住みやすい町、魅力ある町、そういったものを本当に作れるんだろうかどうかということで、住民の皆さん、あるいは全国の皆さんに集まっていただいて、対話を進め、その中で、どんな町に住みたいんだ、多分こ

れはもしかしたら、この福島の浜通りの地域だけに限定されない話になるのかもしれませんが、住みやすい町、魅力ある町っていうのはどんな町であろうかというのを議論していく。それとまさに逆向きのベクトルですけども、我々の今進めている放射能の環境動態の研究、あるいはリスクコミュニケーションの研究や、F-REI が研究開発として進めているスマート農業の話ですとか、新しい再生可能エネルギーを使ったスマートシティ、こんなコンセプトを併せて持ち込むことによって、理想的なまちづくり、住みやすい、そして何か災害があっても避難しやすい、あるいは何かあっても、すぐにまた戻って来られるような、レジリエントなまちづくり、こういったものにまで結びつけていけないか。こんな壮大なミッションを、われわれ、掲げて進もうとしています。試行錯誤ではありますけども、とにかくチャレンジしないことには始まらないということで進めています。

こういった大きな話以外にも、いろんな地道な取り組みも進めております。市町村、いわゆる浜通りの15の市町村ありますけども、1年間かけてすべて回らせていただく中で、地元の皆さんに課題とかニーズとか、そういったものをお聞きするといった、そんな取り組みをしております。さらに、社会実装を進めていくうえでどうしても欠かせないのが、産業界との連携です。産学官ネットワーク・セミナーというイベントを開催して、さまざまな企業とのネットワーキングを進めております。去年は10月に仙台のほうで実施をさせていただいております。そして、若手を中心とした人材育成です。地域の未来を担う若者。特にこの浜通り等には高等教育機関がありません。ましてや理系の学生というものが、本当にいないわけですよ。そんな中で、少しでも科学技術、サイエンスに対して関心を持ってもらう。こんなに科学技術って面白いんだよ、サイエンスって魅力的なんだよ、可能性が開けるんだよ、そんな話を大学、高専、さらには中学校、高校なんかも回らせていただく中で、うちの経営陣がお伝えをさせていただくといった取り組みもしています。さらに世代は下がって、これは小学生の対象にした体験学習会ですね。第1弾としては、ペットボトルを使ったロケットの打ち上げ実験。これはもうあちこちで行われておりますけども、こういったものも、浜通りの子どもたちにはまだまだなじみがない。こういった取り組み。本当に理科ってね、面白いんだよ、別にF-REI と関係なくてもいいんですね。宇宙ってすごいんだよ、面白いんだよ、可能性があるんだよ、無限なんだよみたいな、何か興味を持ってもらえるような、そんな取り組みをこれから進めていきたいというふうに思っています。我々が目指している、これ、よく理事長の山崎が言っているんですけども、浜通りを常磐カリフォルニアにするのだということを言っております。いわきにはハワイアンリゾートというのがありますから、別にその向こうを張ってというわけではないんですけども、カリフォルニアって非常に温暖で、そして食事もおいしくて、さらに言えば、産業が非常に盛んですよ。優れた高等教育機関があって、その周りにスタートアップが育って、さらに産業が育っていく。そんな環境を、ぜひこの浜通りにも作っていきたい。それは別にシリコンバレーのそのまま真似をするとかそういうことではなくて、やはりこの福島が抱えている課題を解決する。この課題先進地域である福島をベースに、こういった活動、産業化、社会実装の取り組みを進めていくことによって、日本ならではの、こういうサイエンスシティ、サイエンスパークみたいなのが出来上がってく

るのではないかと。サイエンスパークという意味では、筑波、あるいは京阪奈など、これまでも様々な取り組みがなされておりますけれども、それを超えるような存在に、この地域がなれるような、その一つのきっかけとしてF-REIが設置されたんだと、そんな思いで、我々、活動を進めているということです。まだまだ知名度は低いです。特に西日本の方々にはなおさらのことでしょうけども。F-REI、これからいろんなチャレンジングな取り組みを進めていきますので、是非その動きを見ていてください。応援してください。そして、ぜひ参加をしていただければというふうに思います。以上で私のお話、終わらせていただきます。ありがとうございました。

会場 (拍手)

宇南山氏 (司会) 木村先生、ありがとうございました。続きまして、一般社団法人 NoMA ラボ代表理事、一般社団法人東の食の会専務理事、福島浜通り地域代表の、高橋大樹先生より「なぜ今、福島浜通り地域が一番熱いのか」と題してご講演をいただきます。高橋先生は元外交官の経歴をお持ちであり、社会課題を解決するためのプレイヤーとして農業プロジェクトに携わる中で東日本大震災を経験し、東北の食の復興のために生産者たちと一緒に農業や漁業を盛り上げ、現在は浪江町に拠点を移して、福島浜通りの自立に向けた活動に注力をされております。それでは高橋先生、よろしくお願いたします。

高橋氏 おはようございます。高橋大就でございます。まずはお詫びを申し上げたいと思います。完全に場違いな人間でして、こんなすばらしい場所で、こんなフォーマルな場所に呼ばれるような人間ではなくて、これからお話しする内容も、多分不快に思う方もいらっしゃるかもしれない、終わったあと、呼んでくださった山下さんが叱責されないかが心配でして、石は私に投げただけだと思います。それから、感謝を述べたいと思います。昨日の賠償の話、今日、避難指示解除、除染のお話、ありました。改めて、自分が今このように福島の浪江町に移住させていただいて、非常に楽しく幸せに暮らせていただいている訳ですけど、それもすべて、そういった困難な課題にずっと取り組んできた方々の積み重ねの上に成り立っておりますし、そしてさらに言えば、本当に住民の方々の苦難の上に成り立っているということ、改めて、昨日今日お聞きしながら、思っておりました。

本日ですが、二つテーマを持ってきております。このアカデミアど真ん中、京都大学。日本が誇るアカデミアですので、私も非常に精緻な理論を構築して、二つ持ってきておりますので、その話をしたいと思うのですが、その前に、おまえ誰だということだと思いますので、私が取り組んでいることを10分ぐらいでお話した上で、そのテーマを、このアカデミックな皆さんにぶつけてみたいと思います。

まあ、いろいろやっておりますが、福島の浪江町というところに移住して住みながら、今、住む場所と仕事が全く関係なくなっておりますので、町のことや地域の活動もやりながら、東北のこともやりながら、東京の企業にも関わりつつ、海外のスタートアップも経営しているというような形で、非常に自由に、今最高の働き方をさせていただいているという人間でございます。いろいろ会社とか組織の活動も展開しておりますが、資料の上の三つが主に福島に関わる活動ですので、その話をさせていただき、その後にテーマをぶつけたいと思います。

まず東の食の会です。震災直後、2011年の6月に立ち上げております。当時、本当に、もう本当に、日本の食を支えてきた食料庫の東北の食産業は、全部壊滅してしまうかもしれないという強烈な危機感を持っておりまして、食産業を上げて、これはもう短期的な支援とか、個々の活動を展開して、到底どうにかなるようなレベルのものではなかったもので、本当に産業を上げて、それでも東北の食産業がまた再生できるのかどうかという、大きなチャレンジでしたので、だったので、みんなでやりましょうと。みんなで長期的なコミットをしてやっていこうということで、立ち上げた団体でございます。あれだけの本当に今まで経験したことのない事態に直面して、何をやっていいかなんてわかるはずもなく、とにかくできることをひたすらやりまくってきた。最初は、なぜか渋谷のストリートでワカメを売るという、謎のことをやりながらやってまいりました。整理してみると、大きくバリューチェーン、上から、ヒーロー生産者を創る、ヒット商品を創る、販路を創る、ファンを創るというようなことを、三陸から始めて、福島に関しても継続してやってきているということです。

まずヒーロー生産者を創る。もともと日本の水産業も農業も、震災前にいい状態であったかと言いますと、必ずしもそんな状況でもなく水産業は典型的な斜陽産業で、転がり落ちている状況でした。転がり落ちているところを如何に戻したところで、転がり落ちていく訳です。そうであれば、この三陸から川上に付加価値を取り戻すと。水産業は、農業と比較しますと、生産者受け取り価格というのがさらに低い訳ですよ。現在の、5円野菜が上がりれば、魚の価格が上がりれば、メディアがぶったたくというこの異常な構造の中で、川下にて安い価格で魚を売っていても、川上が生き残れる訳もないわけですね。だったらもうこの機に、川上に付加価値を取り戻そうと、産業の構造を変えていこうということで立ち上がったのが、三陸でした。何かって言いますと、やっぱり川下に価値が流れてしまうのは、スキルを川下が持っているからですね。だったら、川上にスキルを入れてしまおうということで、川下が持っているマーケティングとかブランディングといったスキルを、川上の漁師、加工業者、卸し、そういう生産者の方々と一緒に持てるように工夫し、そこからどんどんヒーローが生まれて、もう世界にも出ていこうというようなチームを産むような取り組みを展開してきました。これで、三陸はかなりいい状態になりました。現在、客観的に見ても、水産業でかなり三陸がリードしているという状態になって、担い手も多分一番増えているのが三陸です。その後、5年ぐらい経過して、やっぱり福島でもやらなきゃということで、福島の農業にそれを横展開して、ふくしま Farmers' Camp というのを始めて、福島の本場にすばらしい農業者の皆さんとずっと取り組んできて、最高のかっこいい農業者が現れ、もうどんどんヒーローが生まれてきたというような状況になってきております。

もう一方で、それを具現化する商品も、買ってください、食べて応援してくださいという支援では付加価値は作れないわけですし、お客様が高いお金を払ってでも是非食べたい、買いたいというものを、東北がむしろ引っ張っていこうということをやってきました。そして、そういうモデルとなる商品をまず作るならければ、語っていてもしょうがない訳ですので、力づくにてそういうものを作ろうということで、最初に作ったのが、この岩手の鯖の缶詰、サヴァ缶です。当時、鯖缶、平均価格が95円。こんな価格で産業が成り立つわけがないわけですよ。だった

ら、もう三陸からそれを3倍、4倍にした価格であっても、お客様が、支援とか東北とか復興とかに全く無関係に、買いたいから買う状態にしよう。3、4倍のお金を、東北のものでも出すという商品を作ろうということで作ったのが、このサヴァ缶です。現在、1000万缶以上売れておりまして、単品で30億ぐらいの売り上げ実績をあげております。よかったことは、この価格が380円で、今は400円を超えている訳ですけど、あのデフレ下にて、消費材で、平均価格が上がったというのは非常に少ない訳ですけども、鯖缶は、この後3、4年で全体での平均価格が95円から195円まで上がりまして、そういうモデルを1個作れたのかなというふうに思っております。

こういうことをずっと東北でやってきまして、その後、福島。これは会津の伝統の漬け床ですね。いわきのビール。魚も大変だということ、じゃあ、魚でも売れるものを作ろうということで、これ、いわきで作った穴子で、これも売れすぎて生産停止に、供給が足りないということで生産停止になっております。このような商品を作りつつ、同時に販路を作っていくと。最初は地道にバイヤーとのマッチングを行って来ました。例えば、バイヤーやシェフを現地に連れていったりしました。これは、新宿伊勢丹の日本一のデパ地下。もう数年、福島が復興イベントとか関係なく、日本中のすばらしい生産者が集まる催事で、6、7年連続、もうダントツで売り上げが1位という状況になってきております。そして、大体もう日本のマーケットは制したということで、世界へ行こうということで、グローバルチャレンジというのを、この食の都パリに乗り込んで、東北の生産者と伝えてくるというようなことをやりました。まあ、このあとコロナになっちゃって、ちょっと途絶えた訳ですけども、東京オリンピックのときには、次のオリンピックのパリで東北の食を振る舞おうということで、福島のお酒と食で開会式を祝ったということで、私1人乗り込むなど、そんなことをやっております。

そして、川下でやっぱり重要なのは、生産者と直接消費者をつないでいくということで、漁師とイベントをやれば、これだけの人が集まるというような状況になり、福島に関しても、これ、東京でやったイベントで、もう大盛況というような状況が作れてきました。このような活動を大体10年ぐらいやってきて、随分といい状況に食産業もなってきたなという手ごたえはありましたけれども、やっぱりずっと心残りだったのが、今回のテーマの福島の浜通り地域でございます。

この地域、私の住んでいる浪江町も、2017年3月までは全町避難だった訳で、住むことすらできない。当然、食産業ということでアプローチが何もできなかった訳ですね。さらに、昨日からのテーマであるような、より難しいコミュニティ再生ということに対して自分は何もやってこなくて、東京に住みながら、食産業の再生だけをやってきたと。やっぱりこれでははじめがつかないという風に思いまして、浪江町に10年目の2021年4月、今日、新居さんの話ですと、まさに復興2期というところですね。4月1日に住民票を提出して、ここの住民にさせていただいて、このど真ん中、この地域から食のブランドを作り切るといことと、より恐らく長い時間かかるコミュニティ再生に、当事者として関わっていこうということで、浪江町に移住をいたしました。浪江町は、先ほどありましたのでもうご覧になられたかと思いますが、帰還困難区域の広

さがダントツで最大ですね。まだ20%強ぐらいしか解除されていない状況でございます。震災前には約2万1000人の住民が住んでおりましたが、今現在、2200名ぐらいが居住をしているという状況です。ここでやったのがまずは食で、海外で大変な状況にあるということで、それでは、このすばらしい魚、輸出を始めようということで、震災後初の福島の魚の輸出を、今も継続して毎週飛行機でタイに輸送しております。それから、地元「しらうお」のブランディングをいたしました。あとは、より多くの人に関わってもらうというのが一番大事だなということで、農園を開園いたしました。プロ農園というよりは、本当、実験農場、コミュニティ農場ということで、出来るだけ多くの人に関わることが出来る、土に触ることが出来るということを目指して作った農園です。別にどこでも農業できる訳ですので、普通にやってもダメですので、この浪江で農業をやって人が来てくれるためにはといろいろ考えて、ヒトデを撒くということをやっております。何故ヒトデを撒くかっていうことですが、ずっと農業もできなかった訳で、まず土壌を改良しなきゃいけない。ヒトデは、実は土壌をアルカリ性にしてくれる、土壌改良剤として使われております。さらに、当然動物王国だったので、獣害がひどい訳ですが、何とこのヒトデはサポニンという成分が、四足動物が嫌がる匂いを出すということで、忌避剤にもなるということで、海の邪魔者を山に持ってくると、農業の最大の課題の獣害を対策してくれるということで、これは素晴らしいなということではじめました。これ、黄色く塗って撒きましたら、大変映えるのではないかとということで、星降る農園ということで、こういう感じで、真ん中に星が降っておりますけれども、こうやって若い人が来て、謎のヒトデを塗るっていうアクティビティーを行うということで、これだけでも相当な数の方々が、今まで浪江に来てくれております。そうすると、もう課題が変わる訳ですよ。この地域の食は安全なのかどうかということよりも、どれだけここで面白いものができるのか。このヒトデで、どうやったら猿を撃退できるのかなとか、どんな面白い作物が作れるのか、といった具合でアジェンダが変わってくるということが大事だと思っております、そんなことをずっとやっております。まあ、実験農場ですので、失敗してもいいという気持ちで、このときに50人で50種類の謎の作物を撒こうということをやりました。我々がリスクをとって失敗して、うまくできたものをブランド化して、地元の農家に、プロに渡していこうというコンセプトですが、まあ、どうせ大体生えないだろうなと思っておりましたら、大変成功しまして、謎の作物がいっぱい、ゴルゴとかステラとか、カリフローレとか、ミケランジェロとか、いっぱい育てることが出来ました。そこで、総選抜選挙を行いまして、一番ブランドになりそうな、このゴルゴという名前が面白いなということで、ゴルゴ738というブランドにしてデビューさせることにいたしました。また、大学生が様々なアイデアくれまして、赤とか黄色のビーツもあるよということで、野菜界初のデュエット、デュオっていうのをデビューさせまして、今これをフレンチレストランにかなり単価高く入れることにいたしました。現在は、どうしても買いたたかれるようなことになりがちで、もちろん大規模農業も大事な訳ですけど、やっぱり一方で付加価値を、高付加価値を作っていくっていうモデルを作らなければということで、高い単価にてフレンチの高級販路に卸していくということをやっております。そして、このお正月、非常にうれしかったのは、ビストロダブルという名店のおせちを銀座松屋で販売し

て、即完売。大人気だった訳ですけど、そこはほぼ浪江づくしですね。ここにピーツも入っておりますし、右下は浪江のエゴマです。浪江の食材がブランドとなり、銀座松屋で売られるおせちで、まさに年間で一番のハレの日を祝う食になったということで、非常に喜ばしいお正月でした。まあ、あの地震さえなければ良かった訳ですけども。

このような状況でして、現在取り組んでいるのは、もう水産品も幸いなことに処理水放出が安全に進められている中で、福島の水産品に対する需要が大人気で、爆上がりで、現在手に入らないという状況になっておりますので、これを機に、高付加価値化、攻めの水産業に転換していこうということで、勝手に福島県水産品売上げ増計画というものを発表させていただいております。私のほうで商品を三つリニューアルしております、1年以内に売り上げを倍増させます。倍増させなければ、全部コストを負担しますということで、4月ぐらいには、商品を三つぐらい出せるかなと考えております。そんなことを食のブランドでやっておりまして、やり切ろうと思っておりますけども、一方でコミュニティ再生のほうもやらなきゃということで、ゼロになった町から、この国一番のワクワクをとこの掲げて、いろんなことに取り組んでいます。

日産がオンデマンド交通システムをやっておりますので、そこでバーチャル商店街をやったり、アートや記憶が失われていきますので、それをどうやって継承していくかということで、ヘラルボニーというZ世代に一番の人気のあるソーシャルベンチャー、現在、日本で一番ですね、圧倒的人気のヘラルボニーさんのアートで、浪江の記憶を町に取り戻し、彩りと記憶を取り戻していこうということをやったり、オンラインアドベンチャーを作ったり、最近はこのリアルの町歩きで、なすびさんと一緒に街歩き謎解きを行うというようなこともやっております。

また、草刈りもみんなで解決しようということで、主体的に、自分たちで自分たちの課題は解決していくんだということで、エンタメバトルにして、街中の草を刈りまくるというようなことをやったりしております。そんなことをやりながら、改めて何が課題なのかなと、ふと考えてみた時に、よくサステナブル、地域の持続可能性などと言われて、環境のことが言われる訳ですけども、今、日本の地域で本当に失われているのは本当に環境ですか。実は、日本の地域でなくなっていくのは、人ですよ。より重要なサステナビリティのど真ん中イシューは人だと。自立的にコミュニティを作っていくということだと思っております、そういうことをやっていくコミュニティを作ろうと。ここには相馬藩の長い歴史があり、お国替えがなかった藩は5個ぐらいしかない訳ですけど、その相馬藩の歴史をさらに1000年継承していこうというのを相馬藩の殿様と掲げて、ノーマ（ノーマ）の谷というものをここに作っていて、日本中から会員を集めて、自分たちでお金を出し合うという形でのコミュニティを作って、馬と自然と共生しながら、自立的に経済も作っていく、エネルギーも作っていくというようなコミュニティ作りを進めております。最近では学校も始めて、ノーマ・スコーレという、若者が自立的に、ここでなりわいも産業も作っていけるようなことを学んでいく学校をやっています。

こんなことを進めている人間ですけども、最後、二つテーマをぶち上げたいと思います。まずは、福島の食が世界で一番うまいというお話ですね。これ、精緻な理論で証明したいと思いません。まず、その前に、いやいや、安全性の話でしょということで、安全、安心というのがまず

テーマになりますけども、これはもう大体見えたなど。私がずっと言っていることは、安全は科学、安心は人です。安心って漢字にもあるとおり、人の心の話で、100ベクレルパーキロ未満ですと言ったって、人の心が動くわけもない訳ですね。何が人々の信頼を取り戻すのかというのをずっとやってきて、もうはっきりしていると思います。人しかない。人の心を取り戻すのは、人しかないのだ。当然、安全が大事。それが大前提。それは既にあるという中で、結局、今、福島の食を忌避する人って、もう日本で5%しかいない訳ですよ。私は、これはもう課題ではなくなったと言ってもいいと思っております。それを取り戻してきたのは、結局人だった。これは私の大親友の、大船渡のホタテ漁師ですけど、結局、誰がどういう思いを持って、どこでどうやって何を作っているのかと、それを直接お客様に伝えるということが、一番信頼を取り戻すに効いてきたということで、とにかくこれをやり続けるということが、一番鍵だと思っております。もちろん安全のコミュニケーションも大前提ですけど、それだけでは勝ち得なかった。信頼を勝ち得るのは人だということですね。

さらに強調したいのは、とはいえですね。安全大事ですよ。基礎です。でも、より重要なのは、その上に建っている家。すなわちおいしさですということです。というのは、これから産業を作っていく、人々が喜んで東北の食を食べていくという時に、基礎だけの話をしますかと。家を買るときに、この家、絶対基礎盤石です、100%間違いない基礎がありますと言って、家を買う人いない訳ですよ。その上にどんなすばらしい家があり、そこでどんなすばらしい暮らしが待っているのかということが一番大事であって。まあ、聞かれば、基礎もちろん大事ですということがなければ、崩れるわけですけども。食で言えば、人は何でそれを買い、食べるのかと言えば、おいしいからな訳ですね。生産者は、東北の生産者、特に福島の生産者は、ここに命を懸けて、そのおいしさを作ってきている訳です。安全性は当然で。そこで命懸けて戦っているのであれば、もう全力でその話をしましょうということで。日本の食、これ、我々が世界に誇る数少ない、世界の文化遺産だと思います。これを成り立たせしめているのは何かと言いますと、結局、一番手間暇をかけているから、日本の食はうまいわけですね。世界中、食材はうまいですよ。でも、日本の食材が一番手間暇をかけている。だから、そこに一番思いを持って、一番勉強しているのは福島の方々な訳ですね。そうじゃないと勝てないことが分かっておりますので、大変な思いを持って、がむしゃらに勉強して、そうじゃないと今やってないです、農業も漁業も。そういう人たちがめちゃくちゃ手間暇をかければ、当然インプットのクオリティーが最大になるという訳で、アウトプットが一番よくなるという、精緻な理論でございます。それで、福島の食が一番うまいということ、世界でということ。なので、それを生産者が作りきってくれておりますので、あとは、我々のような川下に関わる人間が、食のブランド地域を作りきるということが大事だなという風に考えております。

最後、二つ目のテーゼです。コミュニティのほうも、今、福島の浜通り地域が一番世界で熱いということを宣言しております。その前に時代の認識で言うと、今はワクワク戦国時代だと思っております。消滅可能性都市って言われて久しいですけど、日本中で地方が消えている訳ですね。もうこれ、生き残りの戦いだ。そのときに何で戦うかと言えば、当然武力ではない訳です

ね。それでは経済だけかと言えば、それも決してそうではないと思っております。GDP から GDW へ、ウェル・ビーイングということが言われておりまして、どれだけウェル・ビーイングがその地域にあるのかということの戦いだ。ウェル・ビーイング、セリグマン教授が構成要素を分解しております。ポジティブな感情、関与、人間関係等々言うておられますが、一番大事なことはポジティブな感情だと言うておられます。これがウェル・ビーイングに直結すると。これ、私の言葉で言えばワクワクそのもので。そうすると、ワクワクをどれだけ生み出したかが、GDW に直結し、それが地域の生き残りの鍵になるというふうに思っております。

今いろんなことが起こっております。今日お話がありました。浪江に隈研吾さんが来られて、グランドデザイン計画をやるとか、もうすごいことが起きております。より重要なのは、まさに自立した主体性のある当事者性のあるコミュニティが、町を作っているかどうかにかかっていると思います。はたして浪江で何が起こっているかと言いますと、こちらもうすごいことが起こっております。もうやりたい放題で、この道の駅でも、謎のマッスル選手権が定期的に行われ、これを企画した役場の役人が自分で優勝してしまうという、絶対やっちゃいけないことが起こっております。謎のエゴマ飛ばし世界大会というのが行われておりまして、このエゴマンというヒーローが生まれた訳ですけど、これ、大変進化して、「なみえアベンジャーズ」というのが生まれて、町中全員をヒーローにするという、これ、すばらしい実はミッションなんですね。まあ、こういうことが起こっております。勝手に私が浪江でヒトデを撒いていたり、バトルとかやっていたり、駅前に巨大アートを貼り出したりしても、みんな応援してくれるわけですよ。こんな町は日本中になかったはずですよ。

それでは、これは何故かということですね。やはり大きいのは、レジリエンス。あれだけの経験をしたということが、今このワクワクにつながっていると。浪江町全員避難し、計画避難ができませんでした。だから、全員が一旦マイノリティーになっている訳ですね。これ、日本の歴史上なかったことのはずです。一旦マイノリティーを経験した人がもう一回集まってきて、もう一回町を作ろうっていうことは、歴史上なかったことですよ。そういうレジリエンス。そしてフロンティア。もちろん物理的にも帰還困難区域があり、フロンティアですし、社会的にも、ここから新しいものを作っていこうという人たちが集まるフロンティアです。私はラストフロンティアだというふうに呼んでいる訳ですけども、そういう場所です。さらに、連帯です。いろんな地方、もう危機な訳ですよ。でも、それに外から関心を持って、これだけ思いを持って人がかかわって連帯してくれるなんてことは、ないわけですよ。ここは本当にそういう連帯、下手したら世界からも連帯してくださるということで、私が掲げているテーマは、ワクワク総量と、さらにこれをパーキャピタで割ると、ワクワク総量がこのレジリエンスとフロンティアと連帯で爆上がりしている中で、人口は10分の1に下がっておりますので、1人当たりパーキャピタに直すと、日本で一番、統計取れるところだと世界で一番だというのが、私のテーマでございまして、見事、福島が、浜通り地域が一番熱いということを証明したところで、終わりにしたいと思いません。ありがとうございました。

会場 (拍手)

宇南山氏（司会） 高橋先生、ありがとうございます。それでは、これより休憩に入ります。少し進行が遅れておりますので、次のパネル討議は 11 時 25 分から再開したいと思います。時間の少し前になりましたら、お席にお戻りいただきますよう、お願いいたします。なお、会場入口の外、ホワイエにおいて、福島県の東日本大震災・原子力災害伝承館よりお借りしているパネルを、いくつか展示しております。ご関心の方はどうぞご覧になってください。これで前半を終了します。ありがとうございます。

（約 10 分間休憩）

山下氏 お待たせいたしました。オンラインの方々もお待たせいたしました。それではこれからパネル討議を始めさせていただきますと思います。昨日に引き続きましてパネル討論のファシリテーターを務めさせていただきます、山下でございます。よろしくお願いたします。

まずパネリストの皆様を簡単にご紹介いたします。基調講演、話題提供いただきました先生方はもうお話を聞いてくださったのでわかると思いますが、お名前だけご紹介させていただきますけれども、新居先生、小沢先生、木村先生、高橋先生、4 名にお話しいただきました。それに加えまして本日は北海道大学副学長、あと大学院情報科学研究委員長をなさっていらっしゃいます、長谷山美紀先生にもお越しいただきありがとうございます。少しご紹介申し上げますと長谷山先生は北海道大学においてマルチメディア処理や次世代情報アクセスシステムの研究を幅広く展開されておられまして、その研究の第一人者でありますとともに政府の関係のお仕事もたくさんされていらっしゃいます。まさに今、ときの話のビッグデータ処理とか AI 研究に深く関わっておられ、また社会実装にもつながることも沢山やっいらっしゃるといふふうにお伺いしてございます。

それでは本日のパネル討議の試合進行でございますけれども、冒頭に長谷山先生から 10 分程度話題提供いただきたいと思っております。そのあと本日先ほど来からお話しいただきました視点などに共通することをこちらのほうから問題提起させていただきながら、ご意見、議論を展開いただけるようにしたいと、このように考えてございます。それではまず長谷山先生、よろしくお願申し上げます。

長谷山氏 このような機会を与えていただきまして、心から感謝いたします。タイトルは「-AI 研究者として考える-これからの街づくり・コミュニティづくりにアカデミアができること」とさせていただきます。

私は、AI・IoT・ビッグデータ解析、マルチメディア情報処理技術の開発と社会実装に向けた研究テーマに取り組んでおります。最先端の AI 研究を行い、それらを実社会に応用し、現状の制度を越えるために、不足の機能を新たに発見するというサイクルを多様な応用分野で 20 年以上実施して参りました。そのおかげで実は一研究室でスタッフを含めて 49 名という、北海道大

学において最大規模の研究室となり、国内外問わずたくさんの学生が大学院から当研究室に入学を希望するという、大変幸せな研究室になりました。私の研究室で抱えている共同研究やAIの応用研究の領域は、医学、土木工学、惑星科学、脳活動、材料科学など、様々な分野に至っています。ここに示した分野以外にも応用を広げています。

それでは皆さんに一つずつご説明したいと思います。まずAI×医学です。COVID-19がパンデミックを起こしたとき、肺のX線画像のオープンデータが出ました。そこにはCOVID-19が原因の肺炎なのか、他の原因によるものなのかというアノテーションがついておりました。そこで、これらのデータを深層学習に利用し、COVID-19による肺炎であることを98%以上の精度で検出可能としました。十分なデータ量を確保できる場合には高精度なAI技術を構築可能ですが、実際に医療分野においてAIを実装する場合、データの確保のために病院間で患者のデータを共有するという事は、個人情報の観点から現実的ではありません。そこで、データの特徴を保持しつつ、個人が認識困難な画像を生成可能とするデータ蒸留技術を開発しました。これにより個人情報を含まずにデータの共有が可能となり、この点が評価され『Scientific American』で引用されました。社会実装に向けて、AIは精度だけでなく別な視点からも評価される時代になったということがわかるかと思います。

次に材料科学です。これは企業との連携で行われているものです。タイヤの断面の顕微鏡画像にヒートマップのように色が付けられています。赤ければ赤いほど、劣化が進行していることを示しています。左側の緑色の部分を見ると、内部に損傷が起り始めていることがわかります。画像から得られる情報と製造工程との関連性をAIにより求めることで新たなゴム材料の開発に知見を与えることができます。この研究は、「Nature Index」に掲載となりました。

次に、JAXAとの共同研究についての紹介スライドです。世界で初めて、火星に発生するダストストームを自動で検出可能とした研究です。これまで、惑星科学の研究者は、自身の目で全てのデータを確認し、ダストストームの位置や時間を記録していましたが、これをAIにより自動化したものになります。

また、皆さんのお話非常に近いものとして、インフラ維持管理の効率化が挙げられるかと思います。益々老朽化が加速するインフラの増加やそれらを維持管理する技術者の減少、少子高齢化に伴う熟練技術の継承の難しさ等、様々な課題があります。これらの課題を解決するために様々な研究を実施してきました。まずこちらは、点検中の映像をAIに入力し、どの部分にどれぐらいの損傷が起り得るのかということを分析したものです。赤い色に近いほど損傷の可能性が高いということを示しています。この技術が完成すると、ARグラスをつけた技術者が、どの部分が損傷の可能性が高いのかを確認しながら点検することが可能となります。次に、右上は冬季高速道路の異常路面の検出に関する研究です。積雪や凍結などの異常な路面状態をAIが検出した例が右側です。この結果は現在の状態を推定したのですが、最新の研究では、気象予測や過去の路面状態などを活用することで、現在の状態から将来予測を可能とする研究に発展しています。下側には、ノウハウの継承に向けた研究事例を示しています。このような研究が難しい理由の一つとしてデータの取得が挙げられます。この研究では、技術者に眼鏡型の視線センサと体

の動きを計測する機器を装着してもらい、技術者に負荷を与えることなく通常の点検作業を実施して頂くことで、技術者の動き、見ている映像等を取得しました。これにより、画像、映像、検査時の打音、人の動き等、点検に関するデータを取得し、それらを用いて技術継承に必要な要素を明らかにする AI 研究を実現しました。社会インフラ関連企業とともに実施したものです。

次はまるで SF のようなお話です。これは生成 AI に関するものです。脳の表面につけたセンサや FMRI 装置から脳活動情報を取得し、それらのデータを AI にインプットする新しい手法です。左側の注視画像を見た人間の脳活動情報を AI へ入力するだけで、右側の画像を生成することができます。つまり、人間自身が、最も重要なデータ源であることが、おわかりいただけるかと思います。

それではまとめに入りたいと思います。まちづくり、コミュニティ作りに必要なのは、衣食住だと思います。ここでいう衣食住は、現代版のもので、衣は医であり、食は職、そして、住は習・高度教育に変わってきたと私は考えています。特に、地域における高度教育の機会損失は非常に大きく、これを解消することが非常に重要で、特に先ほど新居様があらゆる調整を支援すると言って下さったわけですから、ぜひともこの AI、IT の発展への挑戦をここでできるようにしていただければと思っています。2015 年 12 月に野村総研とオックスフォード大学の共同研究で、AI の導入によって 49%の仕事が 10~20 年以内になくなるだろうとの予測が発表されました。2015 年の発表ですから、現在 2024 年は、およそ 10 年たったということになります。皆様の周りに変化があることにお気づきでしょうか。もはや大型スーパーマーケットの駐車場に入る際にパーキングチケットをマシンから取って入場していないのではないのでしょうか？入庫時と出庫時にナンバーが自動で認識され、駐車時間が計算されています。わざわざチケットを取る必要はありません。自動認識には AI が使われています。私たちの身の回りには、AI が随分と使われています。アメリカ IT 専門調査会社の IDC では、2018 年からの 3 年間で日本できえ 10%も伸びているということが報道されています。総務省のデジタルトランスフォーメーションの経済インパクトに関する調査では、日本は 24.3%、ドイツは 29.3%、さらにアメリカは 35.1%と残念ながら日本は大きく遅れをとっています。大学の 1 人の研究者として AI を例に見て、今考えるべきこととは、変化することを恐れず、前進することが必要で、失敗した時に何を失うか、を先に考えるのではなく、何を手に入れるかなのだと大学人として思っています。AI を通して皆様の一つ話題を提供させていただきました。ありがとうございました。

会場 (拍手)

山下氏 長谷山先生、ありがとうございました。それでは今のお話も踏まえましてパネル討議のほうをさしていただければと思っております。まず今日のお話をお伺いする前から、私は事前に聞いていた面もあるので感じてございましたけれども、今日の話提供の内容である復興は、非常に多様な取り組みをされていらっしゃる方々のいわばチャレンジですとか、非常に困難な課題に対して新しい方向に向かうための道標をどのように見定めて作っていき、それを発展させていけるかという文脈では共通はしておりますけれども、それぞれの切り口はまさに多様であったと思いま

す。

従いまして、最初に皆さんにお問いかけさせていただきたいのは、ご自身がかかわってきた、今日お話しいただいたことはもちろん大切なことばかりだったと私は思っておりますし、皆さんもそう感じていただいていると思うのですが、ほかの方々のご発表の中でこういう取り組みもあるのだということを感じていただいた中で、必ずしもこの場でのコミットは要らない訳ですけれども、例えばコラボレーション、協力関係を結ぶと面白いのではないかなとか、もっとここ、こういう点を深く知りたいよねっていうご質問だとかご意見を含めて、一言ずつ、全員のパネリストの皆様にお話をお伺いさせていただきたいというのが一点目でございます、登壇いただいた順番で新居先生からご順番にお話を賜ればと思います。

新居氏

私自身、皆さんのプレゼンも本当勉強になりました。小沢先生の歌を読む能力も、歴史観も、本当に素晴らしいし、より福島の復興、除染の話が深く感じられました。木村さんの F-REI の今後について、今のステータスと今後向かうべき方向も本当にクリアによくわかりましたし、先ほどの長谷山先生の話と、どうコラボレーションが今後できるか、本当に楽しみだなと思いました。そして高橋大就さんの話、本当にありがとうございました。今日、ALPS 処理水の話はしませんでしたけども、安全と安心、これがどうやって世の中の人に伝わるかというのが極めて大事で、今日みじくも高橋さんが喝破していただいたところでもあります。科学的安全性、これを IAEA のお墨つきも得て、国内外に発信しております。随分と理解が浸透してきたところですが、より大事なのは、本当においしい、ということ。科学的なところは家を建てる際の基礎、大事なのは、おいしさというお話がありました。私のプレゼンテーションでも、復興のその先へ、その先にある未来へ、という言葉をご紹介させていただきましたが、東日本大震災から 13 年が経とうとしている中。「二つの風」、風化と風評との戦いと言われております。風評と戦い続けなきゃいけない。それに加えて風化とも戦わなければいけない。キーワードは、復興とか安全ということを超えたところに価値を作っていく、新しい価値を作っていくことだと思います。そういうことで、高橋さんがなさっておられること、政府でも誰がやってもいいんですけども、行政が、自治体が、というよりも、とにかく官民一緒になって、あの地域の将来に向けて、ひいては日本の将来に向けて力を合わせていければということ強く思いました。コメントというか、特に高橋さんへの感謝の言葉です。ありがとうございました。

山下氏

それでは小沢先生、お願いいたします。

小沢氏

新居総括官が最後に国家公務員人事院研修でお話しされていた、ロジックとそれから情の話を聞きながら、少し思い出したことがあります。約 2 年前のことです。福島の浜通りのリーダーの 1 人がもうすぐ東京電力の社長に会うのですけれども、当時まだトリチウム処理水の排出について、地元の漁業者の了解がなかなか得られない、そういう中で地域のリーダーとして、どうふうに東電にお話ししようかなというようなことを考えているのだということでしたので、私はその方にご提案しまして、東電の社長さんに会われたら、まず東電の方、黙って半年、いわきの漁師さんの船に乗って、漁師さんと半年、一緒に魚を捕る、そういうことをやってはいかがですかということを申し上げました。

政府もそうですし、東電もそうですけれど、きちんとトリチウム処理水の安全を説明しようとする。一生懸命漁業者の理解を得ようとする。それ以前に、漁業者が冬の海に入る。深夜に入る。どうやって魚を捕って、それがどういう苦勞で、喜びにつながっているのか。それを共有する。そういうようなことで漁業者が東電の方を信頼してくれるようになれば、漁業者が一番、東電やトリチウム処理水の放出について応援してくれるのではないだろうかというようなことを申し上げました。そのリーダーはさっそく漁業者のところに行ったらしいのですが、ちょうど冬だったので、漁業者からは、船に乗るのはやめてくれ、冬の海がどれだけ危ないか、素人に船に乗っていただくわけにはいかないという話があったそうです。そして高橋先生の現場での食を通じての話も重ねながら、思い出しました。

山下氏 ありがとうございます。木村先生、よろしくお願ひいたします。

木村氏 はい、ありがとうございます。今日の話を受けてということでお題をいただきましたけども、少し視点を変えますと、そもそも今回この2日間のシンポジウムで、原子力損害賠償と、それと福島の復興と、その2本立てで企画された、その趣旨を考えたときに、じゃあ1日目と2日目ってどう接続したらいいのかなっていうことをずっと考えていた訳ですね。少なからず原子力損害賠償に携わった者として、そして今まさにこの現地、浜通りに暮らしながら、これからの福島のことを考えていく、そんな身になった者として思ったことを一つだけ問題提起をさせていただくと、原子力損害賠償制度そのものは当然必要な制度ではあります。ただやっぱりそれって事業者と個人との間の問題を解決するための制度、平たく言えばそうですよね。だからいわゆる個別最適化が図られる制度をとという位置づけになるのだと思いますけども、その損害賠償がうまくいった結果として、じゃあそれは街づくりにつながるのかっていったら、それは決してそうではない。結果として、今そうではなくなっている訳ですよね。個人の賠償はここまで進んだ。じゃあ街づくりは、なりわいはどうなったのか。これからの未来はどうなったのかということ考えた時に、それは原子力損害賠償制度とは関係ないですよ、といった話でさえ出来る訳です。本当は必要な制度なはずで、当然大事な制度であるはずにも関わらず、もう少しその先のことまで考えた、制度としては別にならざるを得ないのかもしれないですけども、合わせて将来の方向性みたいなものがセットになって考えられるといいんだろうなという風に思いましたね。やっぱり、街づくりという全体最適化の世界の話と損害賠償という個別最適化の話、これをどう結びつけていったらいいのか。それこそが本当に実効性のある復興であり、そして創生であり、そういったことにつながっていくのではないかと。これからまだまだ震災、日本は襲ってきますし、もしかしたらまた原子力災害ですら起こる可能性は当然あるわけです。そんな時に備えて、ここで得られたレッスン、これをまた生かしていけるような、そんなようなみんなの共通認識みたいなものが持てればいいなと思って、昨日のこともそうですし、今日の話もそうですし、聞いておりました。以上です。

山下氏 高橋さん、よろしくお願ひします。

高橋氏 私は、小沢さんが歴史の話と句を詠んだということは、この除染という、極めて科学的なことにとずっと携わられてきた方が歴史の話とアートですよ、句を詠むということは、これ偶然では

ないのではないかとも思っているし、実はそこに本質的なものがあるのではないかということをしていろいろ考えておりました。元来、サイエンスとアートというのは本来一体のものであり、今後地域、さっき私が言った生き残りということとでいきますと、どういうところが生き残っていくのかなっていうときに、私は最近、もう文化は経済に先立つというか、文化があるということが、歴史であり芸術であり食文化であり、もう少し言うと例えばチャレンジする文化だったりアントレプレナーシップだったり、多様性を認める文化だったり、開放的な文化だったりという、あるいはその文化がなきところに資本を無理やり突っ込んでいったところで、その先に、それはサステナブルなのかということ、当然今後経済とか産業なんていうものは高速で変化していくものなので、そういうものを人工的に文化のないところに置いても、あまりサステナブルではないのではないかという風に思うときに、やはり文化をどう作っていくのか。今、若者はそちらにだいぶかなり寄っていて、やはりすばらしい文化をこの地域で作るということが若者を引きつけ、それが多分経済、当然人がいなければ経済もないわけで、人がいないところに経済を無理やり作るという発想ではなく、人が来なくなるような文化を作ることが本質だというふうにいるときに、小沢さんが句を詠まれたのはシンプルにかっこよかったなと思いました。

山下氏 ありがとうございます。長谷山先生。

長谷山氏 大学人として何が出来るかというのはいつも考えていることです。私の友人はいわきの出身で、実家が津波で流されました。彼女は、どうしても家が見たくて、夜中に見に行っただけです。ここは察していただきたいのですが、見に行っても良いかどうかお尋ねにならないで下さい。小さい頃から習っていたピアノが流され、購入したばかりの車は向こう側で半分埋まっていたそうです。いつ家に遊びに来てもいいように、ご両親がそのままに残していた彼女の2階の部屋も随分とダメージを受けていたと聞いています。

これは、私の一人の友人の話ですが、広く皆さんがダメージを受けたと思っています。地域で、沢山の皆さんの力と努力でここまで進んできたのだということを、今回の2日間のシンポジウムで色々なお話を聞くことで理解でき、大変感銘を受けました。AIの研究者としてできることで是非協力したいと思いました。

山下氏 ありがとうございます。何か総括的なご意見を伺う感じになってしまいました。私の話し方が悪かったのかもしれません。もう一度最後にそこには戻りたいと思いますけども、今一度、話を別の方向に戻らせていただければと思います。

今回の福島原発事故による、この賠償と復興を考えていく上でやはりはずせない議論の一つが、津波の影響、あるいは地震の災害、当然あった訳ですけれども、やはり原発が起こした、この凄まじくひどい状況、まさに放射線、放射能リスクとの戦いだったと思う訳です。もちろんこれは、自然に減衰しますし、人為的にも減らすことができるなど、いろんな側面がありますが、やはり今日のご議論聞かしていただいて改めて感じたのは、安全と安心って、これ別の言い方をしますとリスク学会なんかでもよくありますが、リスクアセスメントとリスクマネジメントは、やっぱり前者は科学により寄っているし、後者はプロセスだとか、やっぱり人の理解や受け止

めとの関係が強いという考え方です。

そして、私は、この安全と安心に関して、最近感銘を受けた興味深い話がありましたので少しだけご紹介をさせていただきたいと思います。自分自身が協力を求められて、インタビューにも応じた訳ですけども、京都が結構本場であるそうですが、柿渋というのがあります、昔から使われているもので、傘に張って防水効果があったり、防虫効果があったり、いろいろある訳ですけど、面白いのは日本酒の中に入れて白濁が落ちて透明な日本酒ができると。これ歴史的にはもう1000年以上使われていて、非常に優れた多面的な効果があるそうです。ただ、科学的には西洋科学の発想でのエビデンスでこれの安全性を証明するのが実は結構難しいそうです。1000年培って、飲んでも大丈夫だし、普通に使っても何の影響もない、自然由来でありますから、元々は柿由来ですから、渋柿ですから大丈夫なんですけども、科学的なエビデンスということで証明するのは難しい。歴史が培ってきた安心に科学としての安全性がどうチャレンジするのかなということに向き合っているみたいなお話を聞きました。この安全と安心は、いわば両方重要なんだろうなと思っております。

そこで、改めて、福島に長く住んでいらっしゃった経験がおありで、あるいは、今まさに福島にいらっしゃる小沢先生、木村先生、高橋先生、3人の方々に特に伺いたいのですが、この放射線、放射能へのリスクに対する対応の仕方について、既に答えがそれぞれのご発表中でもあったことは重々承知をしておりますが、やや第三者的な立場にある全国の方も聞いてらっしゃることもあるので、改めてこの安全というものと安心というものに、もちろん付加価値有無とか様々なお話もあったとは思いますが、改めて一言ずつで結構ですので、今後どういう視点で向き合っていくか考えていくことが大切であるのかについてお話を賜ればと思います。小沢先生からできればよろしく願いいたします。

小沢氏　今回の放射線による健康影響というものについて、地元の方は本当に恐れていたと思う訳ですけども、その前に、人間の体の細胞などが常に動く系で、細胞がどんどん死んでかわっていく。DNAも1日膨大な数で死んでいき生まれ変わる。そのようなからだに影響を与える要素（紫外線や自然放射線等）というのが日常的にある。まずそういう前提をあまりにも私たちは知らなかったもので、放射線に特化しますと、いろいろ気にしてきたところがあると思います。そこで、例えば報道関係者の方々とお話しするときは、まずそういうバックグラウンドの話、それから日本が経験したさまざまな汚染物質への対応。例えばイタイイタイ病の富山県の神通川の流域、あそこでは1600ヘクタールの汚染田が生まれたわけですが、そのうち、900ヘクタール弱、除染が終わったのが2012年、病気の確認から実に50年かかったわけですが、その田んぼでお米を作っている、今はほとんど気にされてない。ただ最近のニュースで神通川の除染したところ、カドミウムは農地の下に埋めておりますが、またその上の農地が沈降してきたという話もあるのですが、世の中にはこれまでいろいろな日本人の、日本で苦勞して乗り越えてきた経験がある。そういうようなところ、背景も再確認しつつ、放射線についての理解というのを考えていくという視点も大事ではないか、と思います。

山下氏　ありがとうございます。木村先生いかがでございますでしょうか。

木村氏 放射線のリスクについて、もちろん科学的な説明をしていくということは、これは本当に大事なことですし、実際問題、今回福島県産の農産品であり水産品でありはほとんどが安全であるということは科学的なデータからもこれは客観的に証明されている訳ですよ。ただ、いくら科学的な説明を尽くしても、それは人によっては納得できない人がいるということもこれは事実です。そういった人たち、ごく本当にまだ一部だとは思いますが、ある意味、先ほど高橋さんからお話あったように95%の人は別にそんな大丈夫だというふうに思っている訳ですよ。ただ5%、どうしても信じない。それをそういった安心ではないという部分をメディアが過度にあおり立てるようなところもあって、何だか知らないけど風評被害。実際、風評被害が起こっているかどうかとは、確かに今までの出荷額から比べると、やっぱりまだまだ福島、多少低いところがあるので風評被害が起こっているかと言われればそうだと思いますけども、やはりそこをどう打破していくかというのを考えたときに、教育の分野で心理的安全性という言葉がありますけども、やっぱり目の前に誰かが大丈夫なんだよ、いいんだよと言ってくれる、そういった人がいることは非常に人間にとって大事なことだっている風に思いますし、実際そうですね。子どもたちにとっては、そのような大人の存在が非常に大きな要素になっているという部分が教育にはある訳ですけども、それってこの分野でも同じようなことがいえるのではないかという風に思います。

先ほど来、高橋さんプレゼンテーションでいろんな食の福島の食のおいしさというのをいろいろアピールされておられる話がありますよね。実際本当に食べてみたい、おいしそうだな、そして実際食べてみたらおいしいな、それをまた人に伝えたいな、といった風に、何かそんな動きが広まってくると、こういったリスクの問題というか、パーセプションの問題、パーセプションギャップの問題というのも解決していくのではないかという風に思います。F-REI もやっぱり、今、僕らリクルートしても、誰も手を挙げてくれない訳です。よくよく話を聞いてみると、やっぱりこんなところに住めないという話がある訳ですね。放射線の話はともかくとして、それは当然インフラの問題もあるわけですけども、やっぱりそれを乗り越えられるような、ワクワク感、こんなチャレンジングなこと、こんな面白いことができるんだということを visible にしていくということが、これからの福島の課題、放射線の問題を筆頭にして解決する、何かきっかけになるのではないかなとは思っています。

山下氏 高橋先生、お願いします。

高橋氏 常々思っているのは、マイナスをゼロにする努力と、ゼロからプラスを作る努力の優先度というかですね、これコミュニティ再生の話の場合と産業経済の話の場合で違うと思う訳ですけど、この産業経済の話とていうことに関して言いますと、やっぱりプラスを作ることが大事で、マイナスをゼロにしたところ、なぜならマイナスをゼロにしたところで何も起きないのですよね、実は。といいますのは、ほかの地域は既にゼロ、安全懸念がないのであれば、マイナスを例えば忌避率0%にしたところで、福島のものを選ぶ理由はゼロな訳ですよ。ほかのものは安全な上に大変おいしいと言われている中で、安全ですとところで戦っても選ぶ人がいない訳で結果同じなのですよ、ゼロな訳ですよ。

どれだけ95%の人が北海道のものよりも福島のを食べたいという状況になっているかのほうが経済的インパクトは明らかにあって、例えば牛乳飲まない人って5%以上います。納豆、いろんな統計ありますけど3割とか4割食べないですよ。辛いもの嫌いな人って5%以上、圧倒的にいますね。そういうときに辛いもの市場を増やそうとか、牛乳市場を伸ばそうとか、納豆市場、納豆屋の会社の社長になったときに納豆食べない人撲滅運動とか、牛乳飲まない人撲滅運動とか、辛いもの好き撲滅運動とかやらないですよ。圧倒的に辛いものを好きな人の中で、どうやって一番おいしい辛いものを作るか、どうやって一番おいしい牛乳になるか、どれだけおいしい納豆を作るかということこそが勝負なわけで、結果われわれが結果的に福島の食産業、生産者の皆さんにお役に立つのであれば、そちらにも全力投入したほうがいいのではないかと。これ、もちろん行政と民間で役割も違う。特に民間であれば、私の民間はもう完全にプラスを、それも圧倒的なプラスを世界で一番のプラスを作りきるってことに全投入したいなという風に思っています。あとはもう個人の判断となりますので、別に納豆食べない人も福島のを避ける人もいてもいいわけですよ、自由主義社会ですので。自由主義の社会の中で福島のを食べたいという人のことを圧倒的に多くするということが一番大事かなという風に思っています。

山下氏

示唆に富むご意見をありがとうございます。この点に関してはちょっと補足申し上げますと、やはり時間もあってプレゼンはちょっと割愛されておられましたけれども、昨年やはりこの放射線、放射能の観点で言いますと、ALPS処理水の問題がいろんな意味で報道を賑わせましたし、行政のみならず政治も科学に関わっておられる方々も、もちろん地元の方々も、いろんな方がやっぱりご苦労とか様々なご経験があったかと思えます。この点、前線に関わりをお持ちであった、新居先生には、簡単で結構ですので、取り組みのご紹介をいただければと思うんですけども、よろしゅうございますか。

新居氏

はい。それではALPS処理水の件ですね。スライドは後ほどご覧いただけるようにしてもらえるとということで、ここでは省略しますが、どうやって福島第一原発の中にたまる水を処理するか。大事なことは、汚染水と処理水は違います、ということですね。デブリは原発の容器の中で落ちていて、これから取り出し始める、チャレンジを始める訳ですけども、地下水などがあって、どうしても汚染水が発生してしまう訳です。その汚染された水は、トリチウム以外の放射性物質はほぼ取り除く処理をしていますが、トリチウムというのは水素の仲間で、今の科学技術では取り除けない、水から分離できないため、その汚染水を処理した、トリチウムを含んだ処理水を薄めて流すということです。これは、蒸発するように持っていか等も含めて6年以上ずっと専門家の中で議論をしてもらいましたが、国際的にも各国の原発でもやっているように、トリチウムを含んだ処理水を海洋放出して、モニタリングすることが一番いいやり方ではないかということで、政府で決めたのが2年半前です。そして、2年間の準備期間を経て、昨年8月24日から処理水の海洋放出を開始したということです。

トリチウムというのは、先ほど土壌のセシウムの議論もありましたけども、特に弱くて、水道水とか雨とか自分の体の中にも常にあるような、量とか濃度の問題ではありますが、水の中にはどこでも含まれております。そこで、IAEAという原子力の国際機関のグロッシー事務局長にも

実際に福島に来ていただき、事前に報告書も出されております。国際的な安全基準に整合的であるという内容です。人及び環境に与える放射線の影響は無視できるほど、negligible だということを経験としてオーソライズしていただいた上で、海洋放出を開始したということです。つい先月の1月30日にも報告書が出されておりました、国際基準に整合しないいかなる点も見つからないという内容です。

そして、国内の状況は、本当に日本人の皆さんのご協力のおかげだと思いますし、さっき三陸常磐もののキャンペーンの話もしましたが、風評影響を恐れておりましたので、それが起こる前提でいろんな対策を考えておりましたが、水産物の価格下落など、ほぼ見られておりませんし、国内の風評はほぼないと思います。むしろ福島のヒラメの値が上がっているとか、皆さん本当応援いただいていると感じます。ただ、ある国の科学的知見に基づかない輸入停止措置が日本の水産物全体に発動されて、ホタテの輸出を中心に影響が出ております。今その対策に一生懸命に取り組んでおります。三陸常磐ものももちろん大事ですけど、北海道のホタテも皆さん食べていただければと思います。これが、今のALPS処理水の状況です。

山下氏

ありがとうございます。恐らく今のALPS処理水の問題と福島の放射線、放射能のリスクとどう向き合っていくかっていう問題は、直接リンクしておりますけど、このやはりリスクにどう向かうのか、科学には表と裏、光と影があるってよくいわれますけれども、やはり科学のエビデンスに基づいて安全をできるだけ確実に担保し、ただ、科学も万能ではないので実は完全な安全というものはほぼほぼない訳ですけども、ほぼ安全であるということを経験的に見極めながら、こういったシンポジウムも含めてかもしれないかもしれませんが、どうやって自分事で皆さんがそれを感じ取って食べてみたり実感したり体験したりということを通じて、安心やワクワクなどにもつながっていけることに社会として向かっていけるのが極めて大切であるということを経験的に、それぞれの皆さんのかかわりの中の文脈で、やはりおっしゃっていただいたということ自体に価値があるのかなと感じております。そして、アカデミアのこの場で、この議論ができたことにも価値があるのかなと個人的には思っております。皆さま、ありがとうございます。

それでは今日のテーマはやはり復興でございます。復興は、これ私が総括するとちょっと大変なテーマであり、十分出来きれない面も多々あるかと思っておりますけれども、やはり一つポイントは、皆様のいただいた、やっぱお話の中で賠償だけではありませんが、基礎としての基盤をちゃんと持ちながら、新たな付加価値をどう作っているのか。それはなりわいもそうですし、人の暮らし、生き方もそうですし、人と人とのつながりもそうですし、地域そのものもコミュニティもそうですし、ありとあらゆる部分でどうやって付加価値を作っていくのかということが、ある意味、通底し共通していたのかなという風に、すごい乱暴ではありますが、私自身は感じましたし、そういうふうにとらめさせていただければと思います。そして、やはりそれを具現化していくことの新しく多様なチャレンジのお話がたくさんあったと思う訳です。

そこで、一つ投げかけをさせていただきたいのは、これらの多様な取り組みに何らかの形で関わっていらっしゃる、福島に例えば在住されておられる方とか事業者の方だとか、あるいはこの政府の関係者もいいですし、アカデミアの方もいいのですけれども、その人たちはもう例えば今

日のシンポジウム聞いていただいた方も共通の理解だとかリテラシーが高まっている面はあるとは思いますが、やはり日本全国に目を向けますと、届いてない人がまだ圧倒的におられるというのが現実ではないかと私自身は思っております、仮に全員に届いたからといって全員が反応するわけではないことも分かってはおりますものの、どうやって例えばそしたら新しいチャレンジをしたい人に福島が如何に魅力ある場所なのか、あるいは福島でチャレンジすることに今までほかでできなかった価値があるのではないかとか、長谷山先生、木村先生のお話にあるビッグデータをどう使っていくのかということのデータがありますよだとか、それが使えるという視点もあると思う訳ですけど、どう届けていくのかという視点でご意見を頂戴したいと思います。

残り 10 分弱になりましたので、多分これが最後になるかもしれませんので、登壇者の皆様、お一人お一人から、個人の視点、事業者の視点、アカデミアの視点、産業の視点、どのような立場からの視点でも結構でございますが、届いていない人に一言届けたいという視点から、ご意見いただければと思いますが、新居先生から順番に、連続になってしまいますが、お願いできますでしょうか。

新居氏

福島で未来に向けていろんな取り組みが行われていることを、こうやって今日聞いていただいて、なるほど、全然知らなかった、という方もいらっしゃると思うのですが、山下さんがおっしゃるとおり、どうやって知っていただくか、これだけ膨大な情報が日々、世の中にある中で、福島なり東北のこの十数年が経った今、時の流れは残酷で風化が進む中で、まだまだ何十年も続く戦いの実情を知っていただいて、じゃあ自分もやろうと思ってもらえるか、が極めて大事ですね。役所や様々な関係者が頑張ってくれておまして、SNS とか Twitter とかインスタとかいろいろ若い人が情報発信や様々な活動を展開してくれております。特に交流人口、関係人口、それが移住につながっていくという狙いも含めて届けたい訳ですけど、このやり方は本当に世代によっても違いがあると思いますね。例えば東北での（年配の漁業者の方に対しては）処理水の安全性は、ネットではなくて、地元紙に大きく広告を出すのがよいと言われるのですが、今後福島に入ってきていただいて一緒にチャレンジしていただくような方は、Z 世代の方を中心に、必ずしも新聞とか読まない、むしろネットですよ。ネットでも特に SNS などの媒体を使いながらやる。この仕事で一番大事なことは、さっき安全と安心という視点もありましたけど、「伝える」だけじゃなくて如何に「伝わる」か、ということだと思っております。

役所は今日のパワポのように客観的だがビジーな資料を作って「伝えた」つもりになっていることが多いですが、それが受け手に「どう伝わるか」が大事だと思いますので、そういうやり方を追求して、福島で頑張っている人の情報を発信していきたいと思っております。

山下氏

ありがとうございます。小沢先生、お願いいたします。

小沢氏

新居総括官がおっしゃったとおり、この 13 年、福島の人たちが取り組まれたことを、どういうふう理解するかというところで、今ちょっと思い出したのは、角を矯めて牛を殺す、ということ。チョルノーベリ原子力発電所の事故のあと、放射能がスカンジナビアにも降って、そのノルウェーの南サーミ人という、トナカイの遊牧民の地域に大変な放射能が降りました。それで食品の放射線基準を当てはめると、トナカイに依拠している南サーミ人は、トナカイの肉も血

も内臓も皮にもふれることができなくなる、それは南サーミ人の文化を滅ぼすことになる。それでノルウェー政府は、トナカイの流通についての二つの基準を作りました。

南サーミ人が引き続き商売をして、ノルウェーの首都オスロとかそういったところにも売っていましたので、生業も成り立つようにと、オスロの人等への流通に関するトナカイの肉の線量を高い基準に設定しました。そして、日常的にトナカイを食べるサーミ人のところでは、もうちょっと線量を抑え、それでも一般よりはずっと高い設定としました。ノルウェー政府は、文化を大切にする、というチョイスをしたということです。それで福島の方でも、例えば川内村とか、まさに地域の流水を使い、それから山菜、魚、キノコも、そういったところに依拠した文化をずっと作ってきましたから、事故後もその食文化を大事にしてきた、公には多分してなかったと思うのですけれども、地域の文化を脈々と大事にしてきたという経験をお持ちだと、拝察いたします。そういう、経験をオープンにできるもの、オープンにできないものも含めた経験を、どうやって私たちのものにするか、というのは意義がある、と思います。

山下氏 ありがとうございます。木村先生、お願いいたします。

木村氏 僕は一番大事なキーワードは、自分ゴトという言葉だと思っている訳ですよ。今、F-REI も創造的復興の中核拠点だというふうにミッションを与えられておりますけれども、あえて誤解を恐れずに言えば、復興という言葉が全面に押し出されている限りにおいて、復興は、当然そこに住まれている人、被災された方々にとっては本当に自分事な訳ですよ。だけど、それ以外の人たちにとっては、他人事、自分事ではないですよ。復興のために是非手伝ってください、是非こっちに来てくださいと言ったところで、それって自分事になり得ない訳ですよ、それ以外の人たちにとっては、いやいや、お金を出しますよ、ものは送りますよ。それで終わってしまうところが結構多いわけです。そうじゃなくて、やっぱりここに来ると、何か面白いことができる、ワクワクすることができる。ここはそういう場所ですと、そういう提示の仕方をすれば、もしかしたら人は集まってくるかもしれない。

実際、高橋さんがやっていたらのように本当に多くの人が集まってきてくれている事例も既に沢山あるわけですよ。だから僕らはやっぱり、ここ F-REI ができます。これから活動を始めます、そこでは本当に面白いことができる、何をチャレンジしてもいいよという、そういう雰囲気のある研究所に、それは研究者の人たちにとってもそう、子どもたちにとってもそう、そういうワクワクするような場に F-REI になることによって結果として、それが必ず復興に結びついていくわけですよ。それはただただ現状復旧のための復興再生ではなくて、新しいものを産み出していく、本当に創造的な復興という意味での復興につながっていく取り組みになるんだと思います。だから F-REI は、まさに自分たちの活動が自分ゴトだという、それをポリシーにして、これから活動していきたいなという風に思っております。以上です。

山下氏 ありがとうございます。高橋先生、お願いいたします。

高橋氏 ありがとうございます。基本的に何をやるか、やることは分からない訳で、どれだけのワクワクを浪江から生み出すかに全力邁進しようと思うのですが、いただいた、このお題、当事者性、今、木村さんがおっしゃった自分ゴトということに関して言えば、恐らく山下さんがこれを

企画されたのもそこが大きいのではないかなと、関西に来られて、違和感を感じられたということだと思ふ訳ですけど、私も当事者性の同心円ということを常に思います。例えばじゃあ大熊町、双葉町で火事が起きましたと。これは大熊町、双葉町の出来事ですよ。じゃあ大熊町、双葉町で原発が爆発しましたと、これって大熊町、双葉町という、同心円の出来事ですかと。そんな訳ないわけですよ。その被害はとんでもないエリアに広がっていて、じゃあ福島県の出来事ですかと、そんな訳でもないですね。それでは、これ関東の出来事ですかと。このように考えていった時にすごく思い起こされることは、広島、長崎の原爆のことです。あれを広島県と長崎県が受けた被害ですかということだと思ふ訳ですよ。よく国って想像の共同体といわれますけど、あの原爆投下を長崎県の問題、広島県の問題などと言えば、それはもう共同体の体を全くなくしていないと思ふ訳ですけども。2011年に起きたことというのは、それに匹敵することだと考えますと、あれを福島県の課題とか東日本の課題といった考え方は、まさに日本が共同体の体をなくしていないという風に思っております。東日本の人が来て西日本の人に伝えなきゃみたいな、個人的に非常に違和感がありますと、それでは何が起きたら、一体自分事になるのですかと、多分我々が生きていく上で大切なことは、あの最大の危機が起きていて、それを自分ゴトにできるかどうかというのは一人一人の問題ではないかなと思ふので、福島の方だったり、東日本の人が、西日本の人に伝えなきゃという話では本来はないのではないかなということ、強く思っております。

山下氏 ありがとうございます。長谷山先生、お願いいたします。

長谷山氏 昨日、今日とお話をお聞きしまして、一つずつの飛び抜けた取り組みが、繋がって線となつて、それが面を作つて、広がっていくのだろうと強く感じています。他の方々が経験したことの無いことを経験した地域の皆さんは、他には無い強い力を持つと思ふます。それを経験した方にしか生み出すことができない物があるのだろうと感じています。特に、10年、20年後のZ世代が生み出すと確信しています。この地域の経験を他人事せず、我が事として考え、知恵を出し支援することが、私も含め、大変に重要であることも改めて認識しました。以上です。

山下氏 みなさま、ありがとうございました。少し時間を超過してしまいましたけれども、非常にさまざまな視点、ご意見いただいたのかなと思ふます。これを何かにつなげていけるように考えていくのは、私ももちろん当事者で考えていかなきゃいけない訳ですけど、一緒になって考えていければと思ふてございます。最後になりますけれども、パネリストの方々に最後感謝の言葉と拍手をという前にちょっと一つだけご紹介したいことございまして、このシンポジウムを企画したのが約半年強前ぐらいからでして、様々な方にご相談しながら根回しなり調整を進めさせていただいた訳ですけども、福島県から今日お越しいただいております、県庁に働いていらっしゃいます、水野さん。私もかつて一緒に仕事をさせていただきましたし、個人的にもつき合いをさせていただいておりますが、今回、県の中の関係部署の方々からの情報提供ですとか、さまざまな形でのご支援をいただきましたので、この場で水野さんにお礼の言葉を申し上げますとともに、もしよろしければこちら前に出てきていただいて、一言だけお話をちょうだいできればと思ふます、よろしくお願いいたします。

水野氏 福島県庁から参りました。水野と申します。ちょっとお時間をちょうだいして恐縮でございます。自己紹介を兼ねながら申し上げますが、私、阪神大震災のとき大学生で、発災直後にボランティアで神戸のほうに参りました。1995年1月28日の夜に代々木公園の前からバスに100人で来まして、29日の朝の新神戸に入って、10人単位で小学校、中学校に散らばった訳ですけど、私、中央区の春日野小学校というところに入りまして1400人ぐらいの方が避難されておられて、3週間おりましたけれども、本当にいろんな貴重な経験をさせていただきました。そして、それが「3.11」のときに、まさか自分のもとで震災が起こる、あるいは、あれ以上のことが起こるというのは、想像ができなくて非常に混乱した時間を過ごしました。当時、私、県庁の古い建物ですけども12階におりまして、あの地震、最初、宮城県の沖合で揺れたんですけども、そのあと福島県の沖合でもまた連続して地震が起きて、茨城県の北部でも沿岸部でもまた起きて、合計3分ぐらい揺れましたが、もうこれは死ぬなと思って、妻と子どもの顔が浮かんだというのは本当にはっきり覚えております。その後に沿岸部に行きますと、夢であってほしいなと思うときが今でもまだあります。

そして、私、昨日の話にありました、賠償の方の中間指針の第四次追補の前から、第四次追補のあとまで4年間賠償のほうを県庁のほうで対応させていただきまして、そのときに山下先生にも大変お世話になりました。そのあと令和に入って、新居総括官が事務方トップでおられました。福島相双復興官民合同チームのほうで、2年間復興のお仕事をさせていただきました。新居さんの話にもありました、この五箇条という、行動指針ですね。あれを見直すときに本当に新居さんはこの100人以上の職員と1人ずつ車座になって意見交換をして見直しをするという、そこ私も1人として意見をいろいろ言わせていただいて、一緒に取り組んだ経験がございます。

昨日の賠償のほうのお話もありましたが、まだ中間指針にいろいろ改訂をしていただいたり、賠償が早期になされて、さっき木村さんからもお話がありましたが、マイナスからゼロにするというのは、賠償面ではだいぶなされてきたと思います。まだ論点整理、必要な部分などの課題もあるとは思いますが、相当程度、賠償は進んできたなと思います。一方でまだ復興のほうはまだまだ昨日から今日にかけてのお話にもありまして、地域によって帰還がまだまだ進んでいるところと進んでないところがあって、温度差もまだまだございます。とはいえ、福島のと、熊本でも地震があり大阪でもあったと思いますし、あと広島、岡山でも水害がありましたし、この間は秋田でも水害がありました。新年早々、石川でも、あんな大きな地震がありました。福島だけが被災地ではないなということも感じております。とはいいながら、皆様の発表にもありまして、まだまだ福島だけでは復興がままならないところもございますので、引き続き全国の皆様に関心を持っていただき、可能であれば接点を持っていただければ大変ありがたいなと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。昨日と今日のシンポジウム、本当にありがとうございました。

会場 (拍手)

山下氏 ありがとうございました。それでは、これもちましてパネル討議の終了とさせていただきます。改めまして今日のパネル討議、あるいはご講演いただきました、登壇者の皆様と、水野さん

も含めて、拍手のほう、お願いいたします。ありがとうございました。

会場 (拍手)

宇南山氏 (司会) ありがとうございます。それでは2日間のシンポジウムの最後に京都大学経済研究所特任教授、先端政策分析研究センター長の溝畑佐登史より閉会のご挨拶を申し上げます。それでは溝畑センター長、よろしくをお願いいたします。

溝端氏 ご紹介いただきました、京都大学経済研究所先端政策分析研究センターのセンター長を務めております、溝端でございます。2日間にわたるシンポジウムの閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

初めに、今回10名の方々にご登壇いただきました。本シンポジウムの基調講演をいただきました、松浦先生、大塚先生、新居先生、そして話題提供いただきました、大坂先生、北郷先生、小沢先生、木村先生、高橋先生、さらにパネル討議における討議の方向性についてご示唆をいただきました、鎌田先生と長谷山先生、それに最後に地元福島県庁の水野さま大変貴重なお話を伺うことができました。厚く御礼を申し上げます。それから2日間にわたりまして、多くの方々会場に足をお運びいただきましたし、オンラインでもたくさんの方にご参加いただきました。最後まで熱心にご参加いただきました皆様に心より感謝申し上げます。また、身内をあげますのは何でしょうけれども、2日間のコーディネートをいただきました山下先生、どうもおつかれさまでした。ありがとうございます。

先ほど高橋先生がおっしゃられました、世界的に普通名詞として長崎、広島があげられ、それは当然だろうと思えますけれども、福島も、同様に普通名詞のように扱われるようになりつつあるのではないかと思います。その福島について2日間にわたり、損害賠償と復興というテーマで思いを馳せる貴重な機会をいただいたと私は思っています。すべてを振り返るほどの能力はありませんが、昨日はいわゆる原発の事故による損害賠償に関する問題で、特に法学のところからですけれど、専門的な知見から多くのご説明をいただきました。私には「平穏生活者」という、人権にかかわるキーワードがすごく印象に残っていますし、それからもうひとつ、法律の先生方も規範だとか判例というのでしょうか、そういうものが必ずしもない中で今回の事態に非常にご苦労されたこともよくわかりました。経済学者から見ると、多分皆さん同じところに反応したと思いますが、1200億円という保険の枠と現実の11兆円でしょうか、あるいは15兆円でしょうか、制度とリアリティとの距離をどう考えるのかというところで、私は、賠償だけでなく将来を見据えて、エネルギーをどうするのかという問題提起も含めて、非常に多くのご示唆をいただいたというふうに思っております。

今日の議論では、非常にアクティブなこれまでの復興の経過に関して、現場感覚も交えてお話をいただいたと思っております。福島の復興にかんして、皆さんの最後のディスカッションを拝聴して、やはり哲学が復興にすごい大事だなということもまた感じておりました。高橋先生はワクワクという言葉が使われたと思いますが、私も、ある種の生き方みたいなものが復興そのもののベースになっているということを非常によく理解することができました。実は、伺いながら違うことも考えていました。社会的に意味のある活動をオキュペーションという言葉で表現し、そ

れが教育のベースだというふうに捉えた 19 世紀の教育学者ジョン・デューイがいますが、今日のディスカッションでは、その人の考え方を皆さんの話を伺いながら想起しておりました。

2 日間全体をとおして、おそらく経済学に携わっている人たちの間で最近よく使う、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）という言葉がありますけれども、いわゆるきずなだとか、コミュニティだとか信頼関係などを指しますが、そういう概念が非常に大事だということは、経済学の領域でも避けられないだろうと思います。また、あわせてピエール・ブルデューの文化資本のような話も出ておりましたので、このようなコンセプトは私たちが考えなければならない点だろうということ、非常に印象深く感じました。

本日の主催は CAPS という組織で、政策提言をとりまとめて、それを発信するということ、私たちが一つのミッションには違いない訳です。そのために、エビデンスベース、EBPM が私たちに重要だということも述べています。しかし、私は、2 日間お話を伺いながら、やはりファクトと同時にバリュー（価値観）ですね、これが非常に大事なんじゃないかという感想を持っています。確かに政策にはエビデンスは大事ではありますが、どういう価値観だとか、どういう思いで政策を考えるのかということも非常に大事なところです。我々の組織は経済研究所ですので、経済理論によって如何に、どのような制度を作っていくのかという提言は可能なかもしれませんが、そこに対して新しい見方、つまり価値観を踏まえた提言きちんと打ち出していくことも必要ではないかという気がいたしました。

最後に、2 日間の議論で、私は損害賠償もそうですし復興もそうですけど、日本モデルのようなものを皆さん提示されたのではないかと、しかもそれはある意味で世界に発信できる一つのモデルなのではないかと感じておりました。その意味では、私たち CAPS のミッションも、皆さまの提示されたモデルを踏まえて、日本の経済学で世界に打って出るような、そういう側面も求められているのではないかと、併せて感じております。

今日お越しの皆様にとりましても、先ほど木村先生からは自分ゴトという言葉を使われましたけれども、新しい知見は当然得たわけですけども同時にそれを踏まえて共感を持って、お互いに自らを当事者として考えるような、そういう姿勢が求められているのではないかと思います。その点を少しでも皆さまに感じ取っていただければ、こういうシンポジウムを主催できたことの大きな成果だと思っております。

経済研究所先端政策分析研究センター(CAPS)は、来年 20 周年を迎えますけれども、今回のような幅の広い社会的な課題、あるいは新しいテーマでの社会的な課題に挑戦していくことも、今後続けていこうと思っております。どうぞ引き続き、皆様にはご協力のほどよろしくお願い申し上げます。本日は皆様どうもありがとうございました。

会場 (拍手)

宇南山氏 (司会) 溝畑先生、ありがとうございました。以上をもちまして、2 日間にわたって開催いたしましたシンポジウムのすべてのプログラムを終了いたしました。皆様、アンケートへのご協力をよろしくお願いいたします。シンポジウムの模様は後日 YouTube によるオンデマンドの動画や、先端政策分析研究センターへの議事録掲載などを予定しております。また本日京都マラソン

2024 が開催されており、大幅な交通規制がなされております。京都マラソン実行委員会事務局によれば、京大から京阪、阪急京都駅にアクセスするには東大路から東山近衛、少し南に下がっていただいたところから横断ができるということですので、ご参考ください。あるいは東側になります、白川通まで出ていただきますと、京都市営バスや京都バスにご搭乗いただくこともできます。それではご参加いただきました、皆様、誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りくださいませ。そして忘れ物などないよう、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

了